

労働条件等実態調査報告書

(平成 25 年 6 月 1 日現在)

福島市商工観光部

はじめに

平素より、本市労働行政の推進に特段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内の景気は、海外需要の改善や復旧・復興関連需要の増加などを背景に、持ち直しの動きが続いています。

また、雇用情勢につきましても、サービス業、建設業における求人の増加などを背景に、有効求人倍率も高水準で推移し、改善の動きが続いておりますが、短期や臨時的な雇用が多く、勤労者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

一方、少子高齢化に伴い労働力人口が減少傾向にある現在、行政機関や事業所などが連携して、勤労者一人一人が仕事上の責任を果たしながら、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会作りが求められています。

このような状況のもと、労働条件等実態調査を通して企業の実態や労働環境を把握し、諸課題に対応するための基礎資料として本報告書を作成いたしました。

なお、本書については、各事業所の皆様におきましても、より一層の労働福祉の向上と勤労者の生活安定のためにご活用いただければ幸いに存じます。

結びに、本調査の実施にあたり、ご多忙中にもかかわらず、調査にご協力をいただきました事業所の皆様に、心から感謝申し上げますとともに、今後もより一層のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成25年11月

福島市長

目 次

調査の説明	1
調査の概要	2
調査計における過去3年比較表	4

調査結果

I 事業所の状況

1 事業所構成	6
2 労働者構成	7
3 常用労働者の職種構成	9
4 労働者の年齢構成	10
5 派遣労働者の受け入れ状況	11
6 業務請負会社の利用状況	12
7 常用労働者における障がい者・外国人雇用状況	13
8 パートタイマーの状況	14
9 労働組合組織状況	16

II 労働時間

1 所定労働時間	17
2 所定外労働時間	18
3 長時間労働者への医師面接指導制度	19
4 多様な労働時間への対応	20

III 休暇制度

1 年次有給休暇	22
2 その他の休暇制度の導入状況	24
3 その他の休暇制度の有給の割合	26

IV	休業制度等	
1	育児休業制度	28
2	育児短時間勤務制度等	37
3	子の看護休暇制度	44
4	介護休暇制度	46
V	定年制	
1	定年制	49
VI	退職金制度	
1	常用労働者の退職金制度	52
2	非正規職員の退職金制度	55
VII	賃金制度	
1	6月分賃金	56
2	賞与の支払い	59
VIII	男女共同参画	
1	女性の昇進・参画	60
2	育児等による退職者の再雇用制度	65
3	職場環境	66
	別添資料 平成25年度 福島市労働条件等実態調査票	70

調査の説明

1. 調査の目的

本調査は、市内民間企業の労働条件のうち、労働者に対する労働条件の実態と今後の動向を調査し、労働行政の基礎資料とするものである。

2. 調査の対象

市内に所在する民間企業のうち、事業所全体で常用労働者を20人以上雇用している事業所を対象として調査を行った。

また、日本産業分類のうち、次の産業に分類される事業所はこの調査から除外した。

①農林水産業

②鉱業

③卸・小売業のうち、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ

3. 調査時点

平成25年6月1日

4. 調査実施時期

平成25年8月1日 から 平成25年9月30日 まで

5. 調査票

別添資料のとおり

6. 調査票の送付および回収

調査票は商業労政課より対象事業所に発送し、記入後返送を求め回収した。(自計式通信調査)

7. 集計の方法

①集計は外部委託(有限会社 都市建築造形舎)により行った。

②構成比、実施率等の比率については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求めた。

よって、合計及び総計で合わない場合がある。

8. 調査票回収率

調査対象事業所	1,243事業所
有効回答数	663事業所(内、常用労働者20人以上:227事業所)
有効回答率	53.3% (18.3%)

調査の概要

I. 事業所の状況

回答のあった常用労働者 20 人以上の 227 事業所について、労働者規模別にみると最も多いのが 20～49 人の 55.4%であり、産業別では製造業の 22.9%が最も多く、次いで卸・小売業の 18.1%であった。

なお、労働者の男性と女性の割合は、54.5%と 45.5%となっている。

II. 労働時間

所定労働時間については、全ての産業及び全ての労働者規模で 1 日あたりの法定労働時間である 8 時間を超えているところはなかった。

なお、1 日の労働時間の平均は 7 時間 44 分で、最も長いのが製造業の 7 時間 47 分、最も短いのが金融・保険の 7 時間 31 分で、16 分の格差がみられた。

また、年間総労働日数については、全体平均が 251.2 日であった。労働者規模別で最も多いのが 20～49 人の 254.9 日であり、産業別では最も多いのが建設業の 266.7 日、最も少ないのが金融・保険の 246.2 日で、その差は 20.5 日となっている。

III. 休暇制度

年次有給休暇取得の全体平均は、付与日数 16.8 日に対して取得日数は 6.7 日で、取得率は 39.9%となっている。これを産業別にみると、付与日数の最も多いのが金融・保険で 21.2 日、取得日数は製造業の 8.1 日で、取得率は医療関係等の 50.3%が最も多くなっている。

計画的付与制度のある事業所の割合は 30.8%である。なお、労働者規模別で最も高い割合は 100 人以上の 39.5%、産業別では金融・保険の 66.7%が最も高く、次いで製造業の 35.4%となっている。

また、その他の休暇制度の導入状況は、リフレッシュ休暇の導入割合が 20.3%、ボランティア休暇が 8.4%、研修のための休暇が 5.7%という状況にあり、さらに、その有給の割合については、それぞれリフレッシュ休暇が 63.0%、ボランティア休暇が 52.6%、研修のための休暇が 38.5%となっている。

IV. 休業制度等

育児休業制度の規定を定めている事業所の割合は常用全体では 76.7%であり、労働者規模別では規模が大きいほど高く、産業別では製造業の割合が高くなっている。なお、規定内容については、期間は「子が満 1 歳 6 ヶ月に達するまで」の 46.0%、賃金は「無給」の 89.1%がそれぞれ最も多い。

また、次世代育成支援法にもとづき「行動計画」を届けている事業所の割合は 30.8%であるが、義務が発生する 101 人以上の事業所では 71.1%となっている。

育児短時間勤務制度を定めている事業所は全体の 73.6%である。その内容としては「短時間勤務」の 75.4%、育児の対象としては「3 歳まで」の 64.7%がそれぞれ最も多くなっている。

子の看護休暇制度を定めている事業所は全体の 77.1%であり、100 人以上の規模と医療関係等の規定割合が高くなっている。

また、介護休業制度を定めている事業所は全体の 85.9%であり、この規定率は労働者規模 100 人以上の 97.8%、産業別では金融・保険の 100%が高くなっている。

V. 定年制

定年制を実施している事業所は全体の 99.1%であり、労働者規模別、産業別でいずれも 95%以上であり高い割合となっている。

また、定年制の実施形態としては「一律定年制」が 92.0%で最も多く、その定年年齢として最も多いのが「60 歳」で 82.1%である。

さらに、定年後の再雇用制度のある事業所は全体の 92.1%であり、その形態としては「再雇用制度のみ」が 75.1%、「勤務延長制度のみ」が 7.2%、「両制度の併用」が 17.7%となっている。

VI. 退職金制度

退職金制度のある事業所は全体の 87.7%であり、その割合は労働者規模では 50～99 人規模が最も高く、産業別では運輸・通信、サービス業を除けばいずれも 90%以上と高い割合にある。また、その形態としては「退職一時金制度のみ」が 58.3%で最も多く、次いで「退職一時金制度及び退職年金制度の併用」の 21.1%となっている。

退職金の支払い準備形態としては、「中小企業退職金共済制度」が 43.2%で最も多く、次いで「社内準備」の 42.2%となっている。「中小企業退職金共済制度」は、労働者規模が小さいほど割合が高く、産業別では建設業が最も高い。また、「社内準備」の割合は、労働者規模が 100 人以上で高く、産業別では金融・保険で高い。

非正規職員の退職金制度のある事業所は全体の 6.6%である。

VII. 賃金制度

平成 24 年 6 月分平均賃金は、男性 32.7 万円、女性が 23.4 万円であり、労働者規模でみると 50～99 人より 20～49 人の方がやや高めとなっているが、100 人以上の合計賃金が最も高く、産業別では金融・保険、教育関係、電気・ガスで高くなっている。また、賞与の支払いがあった事業所の割合は全体の 83.7%で、労働者規模が大きいくほど割合は高く、産業別では医療関係等の割合が高くなっている。

支給月数は、男女とも労働者規模が大きくなるほど、支給月数が増える傾向にある。

VIII. 男女共同参画

昇給等の男女間格差としては、「男女とも変わらない」が 46.3%で最も多く、「男性の方がはやく昇給等する」は 8.4%となっている。なお、「男女とも変わらない」とする事業所割合が高いのが金融・保険、医療関係等で、「男性の方がはやく昇給等する」は運輸・通信などとなっている。

昇給等での男女間格差が生じる時期としては、「入社から 6～10 年目まで」が 36.8%で最も多い。

女性活用の問題点としては、「家庭責任を考慮する必要がある」が 42.3%で最も多く、次いで「特になし」の 32.2%、「時間外労働等をさせにくい」と「勤務年数が平均的に短い」の 24.2%となっている。

調査計における過去3年比較表

項 目		25年調査	前年比増減	24年調査	23年調査
表 3 常用労働者の正規・非正規	非正規率	14.2 %	0.5 ポイント	13.7 %	15.2 %
表 6 派遣労働者受入状況	受入率	16.7 %	0.7 ポイント	16.0 %	14.2 %
表 7 業務請負会社利用状況	利用率	19.8 %	0.4 ポイント	19.4 %	21.6 %
表 8 障がい者雇用状況	受入率	41.4 %	0.5 ポイント	40.9 %	38.1 %
表 8 外国人雇用状況	受入率	14.5 %	3.6 ポイント	11.0 %	3.0 %
表 9 パートタイマー利用状況	利用率	62.1 %	3.5 ポイント	58.6 %	59.3 %
表 9 正規職員と同じ仕事をするパート	存在率	47.5 %	0.8 ポイント	46.8 %	44.0 %
表 9 パートの正規への転換制度	制定率	50.4 %	△ 1.4 ポイント	51.8 %	39.6 %
表10 労働組合組織状況	組織率	26.9 %	△ 1.0 ポイント	27.8 %	29.1 %
表11 所定労働時間	1日	7時間44分	1分	7時間43分	7時間45分
表11 年間総労働日数	年間	251.2日	0.3日	250.8日	251.4日
表12 所定外労働時間	月間平均	16時間51分	5時間45分	11時間06分	9時間58分
表13 医師面接指導制度	導入率	41.9 %	3.0 ポイント	38.8 %	45.15 %
表14 変形労働時間	実施率	64.8 %	△ 0.2 ポイント	65.0 %	59.0 %
表14 みなし労働時間	実施率	15.0 %	3.2 ポイント	11.8 %	14.2 %
表14 ワークシェアリング	実施率	10.6 %	4.2 ポイント	6.3 %	6.7 %
表15 年次有給休暇付与	日数	16.8日	△ 0.2日	17.0日	17.1日
表15 年次有給休暇取得	取得率	39.9 %	2.0 ポイント	37.9 %	38.9 %
表16 リフレッシュ休暇	規定率	20.3 %	1.3 ポイント	19.0 %	19.8 %
表17	有給率	63.0 %	△ 10.3 ポイント	73.3 %	67.9 %
表16 ボランティア休暇	規定率	8.4 %	△ 0.1 ポイント	8.4 %	8.6 %
表17	有給率	52.6 %	△ 17.4 ポイント	70.0 %	52.2 %
表16 研修のための休暇	規定率	5.7 %	0.7 ポイント	5.1 %	3.0 %
表17	有給率	38.5 %	△ 28.2 ポイント	66.7 %	75.0 %
表18 育児休業制度	規定率	76.7 %	△ 1.4 ポイント	78.1 %	94.0 %
表20 (女性) 取得者割合	取得率	95.2 %	1.4 ポイント	93.8 %	95.5 %
表20 (男性) 取得者割合	取得率	0.7 %	△ 1.2 ポイント	1.9 %	0.0 %
表20 (女性) 取得日数	日数	206.6日	△ 8.8日	215.4日	233.6日
表20 (男性) 取得日数	日数	9.5日	△ 36.2日	45.7日	0.0日
表18 次世代育成支援「行動計画」届出	届出率	30.8 %	0.5 ポイント	30.4 %	32.1 %
表22 育児短時間勤務制度等	規定率	73.6 %	2.7 ポイント	70.9 %	78.4 %
表25 子の看護休暇制度	規定率	77.1 %	6.6 ポイント	70.5 %	70.9 %
表27 介護休暇制度	規定率	85.9 %	2.8 ポイント	83.1 %	87.7 %
表29 取得者のあった事業所割合	取得率	5.1 %	1.1 ポイント	4.1 %	4.7 %
表30 定年制	実施率	99.1 %	2.5 ポイント	96.6 %	97.4 %
表32 定年後の再雇用制度	実施率	92.1 %	3.9 ポイント	88.2 %	88.1 %
表33 退職金制度	実施率	87.7 %	△ 0.5 ポイント	88.2 %	88.4 %
表36 非正規職員の退職金制度	実施率	6.6 %	△ 1.8 ポイント	8.4 %	7.5 %
表37 平均賃金 総 額	6月分	291.7千円	△ 3.4千円	295.1千円	279.0千円
表37 所定内賃金	6月分	256.7千円	0.2千円	256.5千円	248.1千円
表37 所定外賃金	6月分	35.0千円	△ 3.6千円	38.6千円	31.0千円
表38 賞与 回数	年間	2.2回	0.1回	2.1回	2.0回
表38 月数	年間	2.5ヶ月	0.3ヶ月	2.2ヶ月	2.2ヶ月
表39 昇給等での男女間の格差の有無	男有利率	8.4 %	2.5 ポイント	5.9 %	8.2 %
表41 管理職の割合 (女性)	男女比	17.7 %	2.6 ポイント	15.1 %	16.4 %
表43 教育研修実施状況 (男性)	実施率	62.6 %	2.3 ポイント	60.3 %	56.3 %
表43 (女性)	実施率	37.4 %	△ 2.3 ポイント	39.7 %	43.7 %
表44 育児等による退職者の再雇用制度	規定率	30.0 %	5.9 ポイント	24.1 %	24.6 %
表45 セクシャル・ハラスメント相談窓口	設置率	48.9 %	1.6 ポイント	47.3 %	48.9 %
表45 相談件数	件	13件	6件	7件	4件

※前年比増減では、小数点以下を四捨五入表示しているため、増減差に表示誤差が現れる場合があります。

調査結果

I. 事業所の状況

1. 事業所構成

労働者規模別で最も多いのが20～49人の55.4%
産業別で最も多いのが製造業で22.9%

回答のあった事業所227社を労働規模別で見ると、20～49人規模が55.5%で最も多く、以下、50～99人規模が24.2%、100人以上規模が20.3%となっている。

また、産業別で見ると、製造業が22.9%と最も多く、以下、卸・小売業の18.1%、サービス業の15.4%、建設業の11.9%が続き、最も少ないのは教育関係で0.9%である。

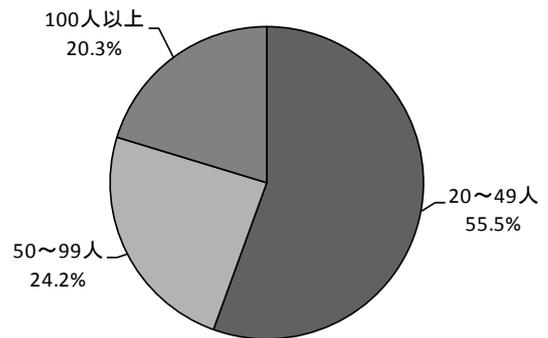
※産業別のコメントにおいては、特別な記述がない限り「その他」については、順位などの記述からは除くこととする。
また、回答事業所数が極めて少ない「教育関係」及び「電気・ガス」も順位などの記述からは除くこととする。
以下、同様とする。

表1 事業所構成 上段：事業所数、下段：%

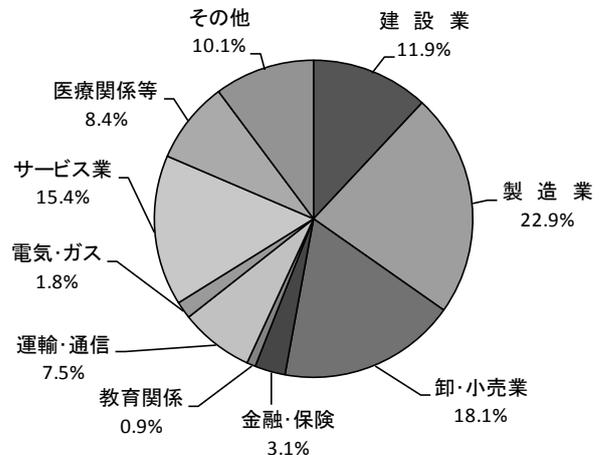
区分	事業所数	20～49人	50～99人	100人以上
調査計	227	126	55	46
	100.0	55.5	24.2	20.3
建設業	27	20	6	1
	11.9	74.1	22.2	3.7
製造業	52	26	10	16
	22.9	50.0	19.2	30.8
卸・小売業	41	29	9	3
	18.1	70.7	22.0	7.3
金融・保険	7	3	2	2
	3.1	42.9	29	28.6
教育関係	2	1	1	-
	0.9	50.0	50.0	-
運輸・通信	17	7	7	3
	7.5	41.2	41.2	17.6
電気・ガス	4	2	1	1
	1.8	50.0	25.0	25.0
サービス業	35	22	7	6
	15.4	62.9	20.0	17.1
医療関係等	19	2	6	11
	8.4	10.5	31.6	57.9
その他	23	14	6	3
	10.1	60.9	26.1	13.0
24年調査計	237	129	53	55
	100.0	54.4	22.4	23.2
23年調査計	268	145	70	53
	100.0	54.1	26.1	19.8

※事業所の労働者規模別区分は、常用労働者による区分である。
※これ以降の集計結果も同様に常用労働者数による規模別区分とする。

規模別構成



産業別構成



2. 労働者構成

1) 雇用形態

労働者総数の男女比率はそれぞれ 54.5%と 45.5%

雇用形態は「常用労働者」の割合が 77.9%、「パートタイマー」が 16.8%、非正規全体では 33.2%

労働者の男女比率は、全体でそれぞれ 54.5%と 45.5%となっている。労働者規模別でみると、規模が小さいほど男性の比率が高くなっている。産業別にみると、男性の比率が高いのが運輸・通信、電気・ガス、建設業、女性の比率が高いのが医療関係等、卸・小売業、教育関係である。雇用形態別の労働者数は、「常用労働者」が最も多く、以下、「パートタイマー」、「臨時労働者」、「派遣労働者」の順となっている。また、男女比率をみると、「常用労働者」は男性が女性を大きく上回り、「パートタイマー」は女性の割合が圧倒的に高くなっている。

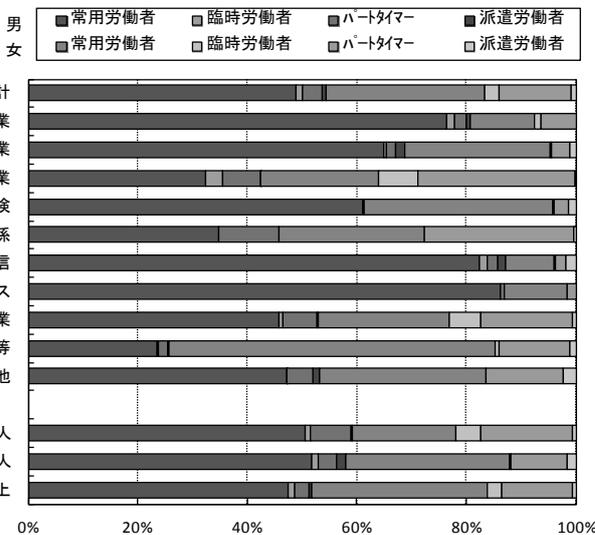
非正規労働者(常用の非正規+臨時+パートタイマー+派遣)全体が、労働者総数に占める割合は 33.2%となっている。

表2 労働者の雇用形態と男女比率

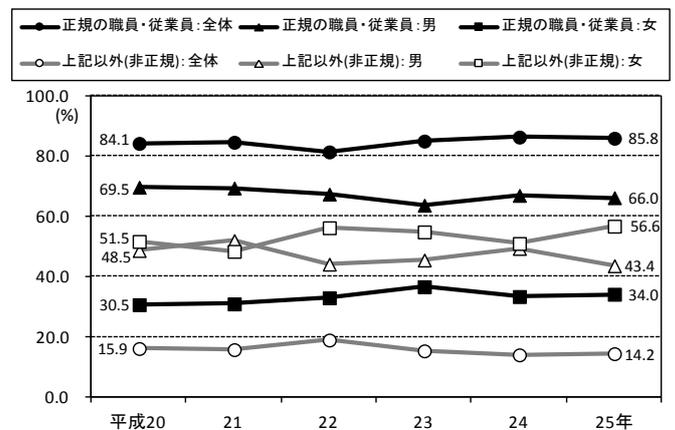
下段：%

区分	総数			常用労働者						臨時労働者		パートタイマー		派遣労働者		非正規労働者全体 (常用の非正規+臨時+パート+派遣)	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	27,921	15,213	12,708	13,665	8,088	12,322	6,338	1,343	1,750	298	732	1,043	3,660	207	228	2,891	6,370
	100.0	54.5	45.5	62.8	37.2	66.0	34.0	43.4	56.6	28.9	71.1	22.2	77.8	47.6	52.4	31.2	68.8
建設業	1,352	1,092	260	1,033	158	961	128	72	30	19	15	30	87	10	—	131	132
	100.0	80.8	19.2	86.7	13.3	88.2	11.8	70.6	29.4	55.9	44.1	25.6	74.4	100.0	—	49.8	50.2
製造業	7,911	5,440	2,471	5,132	2,107	4,753	1,832	379	275	38	16	136	264	134	84	687	639
	100.0	68.8	31.2	70.9	29.1	72.2	27.8	58.0	42.0	70.4	29.6	34.0	66.0	61.5	38.5	51.8	48.2
卸・小売業	5,767	2,455	3,312	1,867	1,239	1,631	631	236	608	182	406	405	1,662	1	5	824	2,681
	100.0	42.6	57.4	60.1	39.9	72.1	27.9	28.0	72.0	31.0	69.0	19.6	80.4	16.7	83.3	23.5	76.5
金融・保険	585	359	226	357	202	318	130	39	72	—	1	16	1	7	41	96	—
	100.0	61.4	38.6	63.9	36.1	71.0	29.0	35.1	64.9	—	100.0	5.9	94.1	12.5	87.5	29.9	70.1
教育関係	210	96	114	73	56	62	50	11	6	—	—	23	57	—	1	34	64
	100.0	45.7	54.3	56.6	43.4	55.4	44.6	64.7	35.3	—	—	28.8	71.3	—	100.0	34.7	65.3
運輸・通信	1,193	1,040	153	982	107	902	85	80	22	18	3	22	22	18	21	138	68
	100.0	87.2	12.8	90.2	9.8	91.4	8.6	78.4	21.6	85.7	14.3	50.0	50.0	46.2	53.8	67.0	33.0
電気・ガス	404	351	53	348	47	333	46	15	1	—	—	3	6	—	—	18	7
	100.0	86.9	13.1	88.1	11.9	87.9	12.1	93.8	6.3	—	—	33.3	66.7	—	—	72.0	28.0
サービス業	4,497	2,383	2,114	2,064	1,077	1,818	743	246	334	28	260	278	754	13	23	565	1,371
	100.0	53.0	47.0	65.7	34.3	71.0	29.0	42.4	57.6	9.7	90.3	26.9	73.1	36.1	63.9	29.2	70.8
医療関係等	4,340	1,111	3,229	1,025	2,592	935	2,360	90	232	12	31	67	556	7	50	176	869
	100.0	25.6	74.4	28.3	71.7	28.4	71.6	28.0	72.0	27.9	72.1	10.8	89.2	12.3	87.7	16.8	83.2
その他	1,662	886	776	784	503	609	333	175	170	1	—	78	236	23	37	277	443
	100.0	53.3	46.7	60.9	39.1	64.6	35.4	50.7	49.3	100.0	—	24.8	75.2	38.3	61.7	38.5	61.5
20～49人	5,728	3,396	2,332	2,899	1,079	2,604	869	295	210	54	266	429	958	14	29	792	1,463
	100.0	59.3	40.7	72.9	27.1	75.0	25.0	58.4	41.6	16.9	83.1	30.9	69.1	32.6	67.4	35.1	64.9
50～99人	4,955	2,874	2,081	2,572	1,481	2,224	1,188	348	293	49	12	166	512	87	76	650	893
	100.0	58.0	42.0	63.5	36.5	65.2	34.8	54.3	45.7	80.3	19.7	24.5	75.5	53.4	46.6	42.1	57.9
100人以上	17,238	8,943	8,295	8,194	5,528	7,494	4,281	700	1,247	195	454	448	2,190	106	123	1,449	4,014
	100.0	51.9	48.1	59.7	40.3	63.6	36.4	36.0	64.0	30.0	70.0	17.0	83.0	46.3	53.7	26.5	73.5
24年調査計	29,972	16,739	13,233	14,915	8,257	13,339	6,628	1,576	1,629	167	390	1,239	4,190	418	396	3,400	6,605
	100.0	55.8	44.2	64.4	35.6	66.8	33.2	49.2	50.8	30.0	70.0	22.8	77.2	51.4	48.6	34.0	66.0
23年調査計	31,067	16,496	14,571	14,749	9,518	13,082	7,507	1,667	2,011	284	485	1,116	4,231	347	337	3,414	7,064
	100.0	53.1	46.9	60.8	39.2	63.5	36.5	45.3	54.7	36.9	63.1	20.9	79.1	50.7	49.3	32.6	67.4

産業別・雇用形態別・男女別



常用における正規・非正規労働者比率の推移



※全体対比率は「正規」対「非正規」の割合を示し、男女別比率は「正規内訳」及び「非正規内訳」の割合を示している。

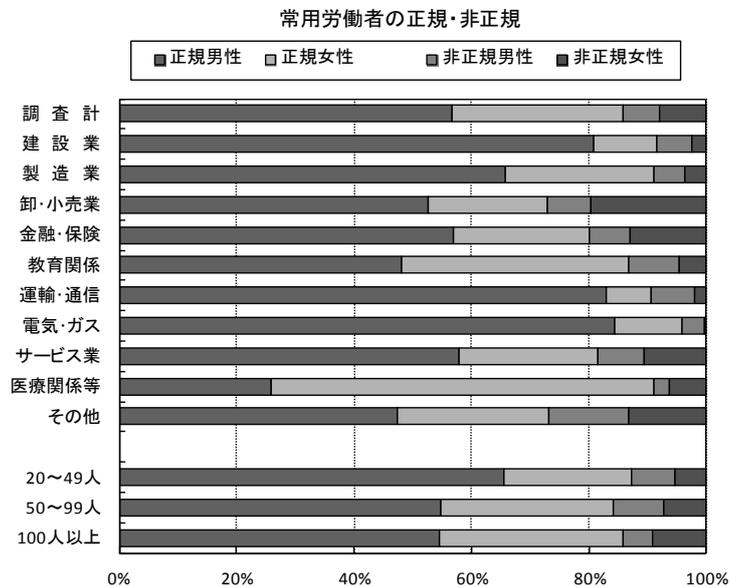
2) 常用雇用における正規及び非正規

正規と非正規の比率はそれぞれ、正規：85.8%、非正規：14.2%
 産業別で最も非正規率が高いのは、卸・小売業で27.2%

常用雇用における正規または非正規の区分は、全体でそれぞれ85.8%と14.2%となっている。男女別にみると正規男性が90.2%、正規女性が78.4%で男性の方が正規比率が高い。非正規については、産業別にみると非正規率が最も高いのが卸・小売業の27.2%であり、男性の比率が高いのが教育関係、卸・小売業、女性の比率が高いのが卸・小売業、金融・保険である。労働者規模では、20～49人規模の非正規率が低くなっている。

表3 常用労働者の正規・非正規比率

区分	常用労働者総数			正規常用労働者		非正規常用労働者	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	21,753	13,665	8,088	12,322	6,338	1,343	1,750
	100.0	62.8	37.2	66.0	34.0	43.4	56.6
建設業	1,191	1,033	158	961	128	72	30
	100.0	86.7	13.3	88.2	11.8	70.6	29.4
製造業	7,239	5,132	2,107	4,753	1,832	379	275
	100.0	70.9	29.1	72.2	27.8	58.0	42.0
卸・小売業	3,106	1,867	1,239	1,631	631	236	608
	100.0	60.1	39.9	72.1	27.9	28.0	72.0
金融・保険	559	357	202	318	130	39	72
	100.0	63.9	36.1	71.0	29.0	35.1	64.9
教育関係	129	73	56	62	50	11	6
	100.0	56.6	43.4	55.4	44.6	64.7	35.3
運輸・通信	1,089	982	107	902	85	80	22
	100.0	90.2	9.8	91.4	8.6	78.4	21.6
電気・ガス	395	348	47	333	46	15	1
	100.0	88.1	11.9	87.9	12.1	93.8	6.3
サービス業	3,141	2,064	1,077	1,818	743	246	334
	100.0	65.7	34.3	71.0	29.0	42.4	57.6
医療関係等	3,617	1,025	2,592	935	2,360	90	232
	100.0	28.3	71.7	28.4	71.6	28.0	72.0
その他	1,287	784	503	609	333	175	170
	100.0	60.9	39.1	64.6	35.4	50.7	49.3
20～49人	3,978	2,899	1,079	2,604	869	295	210
	100.0	72.9	27.1	75.0	25.0	58.4	41.6
50～99人	4,053	2,572	1,481	2,224	1,188	348	293
	100.0	63.5	36.5	65.2	34.8	54.3	45.7
100人以上	13,722	8,194	5,528	7,494	4,281	700	1,247
	100.0	59.7	40.3	63.6	36.4	36.0	64.0
24年調査計	23,172	14,915	8,257	13,359	6,644	1,556	1,613
	100.0	64.4	35.6	66.8	33.2	49.1	50.9
23年調査計	24,267	14,749	9,518	13,082	7,507	1,667	2,011
	100.0	60.8	39.2	63.5	36.5	45.3	54.7



3. 常用労働者の職種構成

最も多いのが「技能・労務」の27.4%、次いで「専門・技術」の26.5%

常用労働者の職種別構成は、最も多いのが「技能・労務」の27.4%、以下、「専門・技術」の26.5%、「販売・サービス」の23.2%、「事務」の18.4%の順となっている。

男女別にみると、「専門・技術」で男女間の差が少なく、「技能・労務」（その他を除く）では男性73.7%、女性26.3%で最も男女間の差が生じている。

表4 常用労働者の職種別内訳

下段：%

区分	総数		事務		販売・サービス		専門・技術		技能・労務		その他		
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	22,250	13,677	8,573	2,273	1,832	3,162	1,997	3,002	2,884	4,495	1,607	745	253
	100.0	61.5	38.5	55.4	44.6	61.3	38.7	51.0	49.0	73.7	26.3	74.6	25.4
建設業	1,193	1,034	159	69	90	86	4	441	16	401	45	37	4
	100.0	86.7	13.3	43.4	56.6	95.6	4.4	96.5	3.5	89.9	10.1	90.2	10
製造業	7,134	5,033	2,101	685	414	187	52	1,046	282	2,735	1,212	380	141
	100.0	70.5	29.5	62.3	37.7	78.2	21.8	78.8	21.2	69.3	30.7	72.9	27.1
卸・小売業	3,491	2,062	1,429	297	301	1,484	1,079	46	7	191	23	44	19
	100.0	59.1	40.9	49.7	50.3	57.9	42.1	86.8	13.2	89.3	10.7	69.8	30.2
金融・保険	559	357	202	307	179	47	22	-	-	3	1	-	-
	100.0	63.9	36.1	63.2	36.8	68.1	31.9	-	-	75.0	25.0	-	-
教育関係	129	73	56	8	16	-	-	62	40	3	-	-	-
	100.0	56.6	43.4	33.3	66.7	-	-	60.8	39.2	100.0	-	-	-
運輸・通信	1,032	924	108	87	57	79	11	42	19	648	8	68	13
	100.0	89.5	10.5	60.4	39.6	87.8	12.2	68.9	31.1	98.8	1.2	84.0	16
電気・ガス	397	350	47	185	42	13	2	126	1	24	2	2	-
	100.0	88.2	11.8	81.5	18.5	86.7	13.3	99.2	0.8	92.3	7.7	100.0	-
サービス業	3,486	2,109	1,377	382	406	1,179	651	274	128	270	192	4	-
	100.0	60.5	39.5	48.5	51.5	64.4	35.6	68.2	31.8	58.4	41.6	100.0	-
医療関係等	3,610	1,026	2,584	195	256	56	144	714	2,093	37	57	24	34
	100.0	28.4	71.6	43.2	56.8	28.0	72.0	25.4	74.6	39.4	60.6	41.4	58.6
その他	1,219	709	510	58	71	31	32	251	298	183	67	186	42
	100.0	58.2	41.8	45.0	55.0	49.2	50.8	45.7	54.3	73.2	26.8	81.6	18.4
20~49人	4,411	3,064	1,347	305	449	1,034	479	584	214	1,001	159	140	46
	100.0	69.5	30.5	40.5	59.5	68.3	31.7	73.2	26.8	86.3	13.7	75.3	24.7
50~99人	4,056	2,576	1,480	359	319	427	245	674	513	1,023	359	93	44
	100.0	63.5	36.5	52.9	47.1	63.5	36.5	56.8	43.2	74.0	26.0	67.9	32.1
100人以上	13,783	8,037	5,746	1,609	1,064	1,701	1,273	1,744	2,157	2,471	1,089	512	163
	100.0	58.3	41.7	60.2	39.8	57.2	42.8	44.7	55.3	69.4	30.6	75.9	24.1
24年調査計	22,315	14,363	7,952	2,629	1,826	2,386	1,218	3,343	2,639	5,101	1,919	904	350
	100.0	64.4	35.6	59.0	41.0	66.2	33.8	55.9	44.1	72.7	27.3	72.1	27.9
23年調査計	25,102	15,095	10,007	2,604	2,101	2,602	1,253	4,003	4,348	5,147	1,891	739	414
	100.0	60.1	39.9	55.3	44.7	67.5	32.5	47.9	52.1	73.1	26.9	64.1	35.9

※回答の中には、常用労働者以外の雇用形態を含む(事業所の回答記入優先)ため、表2と合計が一致しない場合があります。

4. 労働者の年齢構成

「40～49歳」の23.1%が最も多く、次いで「50～59歳」が22.6%、「30～39歳」が21.9%

労働者の年齢別構成は、「40～49歳」が23.1%で最も多く、以下、「50～59歳」が22.6%、「30～39歳」が21.9%、「15～29歳」が21.1%、そして「60歳以上」が11.2%となっている。

また、雇用形態別労働者数の年齢構成をみると、「派遣労働者」は若い年代の方の割合が高く、「パートタイマー」は年齢の高い方の割合が高くなっている。

表5-1 労働者の年齢別構成

中段：総数に対する% 下段：雇用形態別男女比%

区分	総数			常用労働者			臨時労働者			パートタイマー			派遣労働者		
	合計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
調査計	26,857	14,769	12,088	21,290	13,387	7,903	1,024	290	734	4,374	1,018	3,356	169	74	95
	100.0	100.0	100.0	79.3	90.6	65.4	3.8	2.0	6.1	16.3	6.9	27.8	0.6	0.5	0.8
	100.0	55.0	45.0	100.0	62.9	37.1	100.0	28.3	71.7	100.0	23.3	76.7	100.0	43.8	56.2
15～29歳	5,667	3,129	2,538	4,634	2,708	1,926	389	169	220	604	228	376	40	24	16
	21.1	21.2	21.0	81.8	86.5	75.9	6.9	5.4	8.7	10.7	7.3	14.8	0.7	0.8	0.6
	100.0	55.2	44.8	100.0	58.4	41.6	100.0	43.4	56.6	100.0	37.7	62.3	100.0	60.0	40.0
30～39歳	5,892	3,325	2,567	5,144	3,184	1,960	100	30	70	592	90	502	56	21	35
	21.9	22.5	21.2	87.3	95.8	76.4	1.7	0.9	2.7	10.0	2.7	19.6	1.0	0.6	1.4
	100.0	56.4	43.6	100.0	61.9	38.1	100.0	30.0	70.0	100.0	15.2	84.8	100.0	37.5	62.5
40～49歳	6,203	3,304	2,899	5,072	3,201	1,871	132	12	120	953	75	878	46	16	30
	23.1	22.4	24.0	81.8	96.9	64.5	2.1	0.4	4.1	15.4	2.3	30.3	0.7	0.5	1.0
	100.0	53.3	46.7	100.0	63.1	36.9	100.0	9.1	90.9	100.0	7.9	92.1	100.0	34.8	65.2
50～59歳	6,078	3,220	2,858	4,738	3,032	1,706	139	15	124	1,186	166	1,020	15	7	8
	22.6	21.8	23.6	78.0	94.2	59.7	2.3	0.5	4.3	19.5	5.2	35.7	0.2	0.2	0.3
	100.0	53.0	47.0	100.0	64.0	36.0	100.0	10.8	89.2	100.0	14.0	86.0	100.0	46.7	53.3
60歳以上	3,017	1,791	1,226	1,702	1,262	440	264	64	200	1,039	459	580	12	6	6
	11.2	12.1	10.1	56.4	70.5	35.9	8.8	3.6	16.3	34.4	25.6	47.3	0.4	0.3	0.5
	100.0	59.4	40.6	100.0	74.1	25.9	100.0	24.2	75.8	100.0	44.2	55.8	100.0	50.0	50.0
24年調査計	28,869	16,284	12,585	22,786	14,784	8,002	468	110	358	5,160	1,177	3,983	455	213	242
	100.0	100.0	100.0	78.9	90.8	63.6	1.6	0.7	2.8	17.9	7.2	31.6	1.6	1.3	1.9
	100.0	56.4	43.6	100.0	64.9	35.1	100.0	23.5	76.5	100.0	22.8	77.2	100.0	46.8	53.2
23年調査計	29,394	15,468	13,926	23,349	14,143	9,206	763	267	496	4,921	897	4,024	361	161	200
	100.0	100.0	100.0	79.4	91.4	66.1	2.6	1.7	3.6	16.7	5.8	28.9	1.2	1.0	1.4
	100.0	52.6	47.4	100.0	60.6	39.4	100.0	35.0	65.0	100.0	18.2	81.8	100.0	44.6	55.4

※年齢区分回答に未回答があるため、表2と合計が一致しません。

表5-2 労働者の年齢別構成（正規及び非正規の内訳）

中段：総数に対する% 下段：雇用形態別男女比%

区分	常用労働者						非正規労働者全体 (常用の非正規+臨時+パート+派遣)								
	正規の職員・従業員（正規労働者）			左記以外（非正規労働者）			計			男性			女性		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
調査計	21,290	13,387	7,903	18,311	12,076	6,235	2,979	1,311	1,668	8,546	2,693	5,853	8,546	2,693	5,853
	79.3	90.6	65.4	68.2	81.8	51.6	11.1	8.9	13.8	31.8	18.2	48.4	31.8	18.2	48.4
	100.0	62.9	37.1	100.0	65.9	34.1	100.0	44.0	56.0	100.0	31.5	68.5	100.0	31.5	68.5
15～29歳	4,634	2,708	1,926	4,187	2,532	1,655	447	176	271	1,480	597	883	1,480	597	883
	81.8	86.5	75.9	73.9	80.9	65.2	7.9	5.6	10.7	26.1	19.1	34.8	26.1	19.1	34.8
	100.0	58.4	41.6	100.0	60.5	39.5	100.0	39.4	60.6	100.0	40.3	59.7	100.0	40.3	59.7
30～39歳	5,144	3,184	1,960	4,596	3,006	1,590	548	178	370	1,296	319	977	1,296	319	977
	87.3	95.8	76.4	78.0	90.4	61.9	9.3	5.4	14.4	22.0	9.6	38.1	22.0	9.6	38.1
	100.0	61.9	38.1	100.0	65.4	34.6	100.0	32.5	67.5	100.0	24.6	75.4	100.0	24.6	75.4
40～49歳	5,072	3,201	1,871	4,493	3,036	1,457	579	165	414	1,710	268	1,442	1,710	268	1,442
	81.8	96.9	64.5	72.4	91.9	50.3	9.3	5.0	14.3	27.6	8.1	49.7	27.6	8.1	49.7
	100.0	63.1	36.9	100.0	67.6	32.4	100.0	28.5	71.5	100.0	15.7	84.3	100.0	15.7	84.3
50～59歳	4,738	3,032	1,706	4,110	2,792	1,318	628	240	388	1,968	428	1,540	1,968	428	1,540
	78.0	94.2	59.7	67.6	86.7	46.1	10.3	7.5	13.6	32.4	13.3	53.9	32.4	13.3	53.9
	100.0	64.0	36.0	100.0	67.9	32.1	100.0	38.2	61.8	100.0	21.7	78.3	100.0	21.7	78.3
60歳以上	1,702	1,262	440	925	710	215	777	552	225	2,092	1,081	1,011	2,092	1,081	1,011
	56.4	70.5	35.9	30.7	39.6	17.5	25.8	30.8	18.4	69.3	60.4	82.5	69.3	60.4	82.5
	100.0	74.1	25.9	100.0	76.8	23.2	100.0	71.0	29.0	100.0	51.7	48.3	100.0	51.7	48.3
24年調査計	22,786	14,784	8,002	19,675	13,234	6,441	3,111	1,550	1,561	9,194	3,050	6,144	9,194	3,050	6,144
	78.9	90.8	63.6	68.2	81.3	51.2	10.8	9.5	12.4	31.8	18.7	48.8	31.8	18.7	48.8
	100.0	64.9	35.1	100.0	67.3	32.7	100.0	49.8	50.2	100.0	33.2	66.8	100.0	33.2	66.8
23年調査計	23,349	14,143	9,206	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	79.4	91.4	66.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100.0	60.6	39.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

5. 派遣労働者の受け入れ状況

「受け入れている」割合は全体の16.7%

派遣労働者を受け入れている事業所の割合は16.7%となっている。また、その業務内容で最も比率が高いのは、「事務」で37.5%、次いで、「技能・労務」の22.5%である。

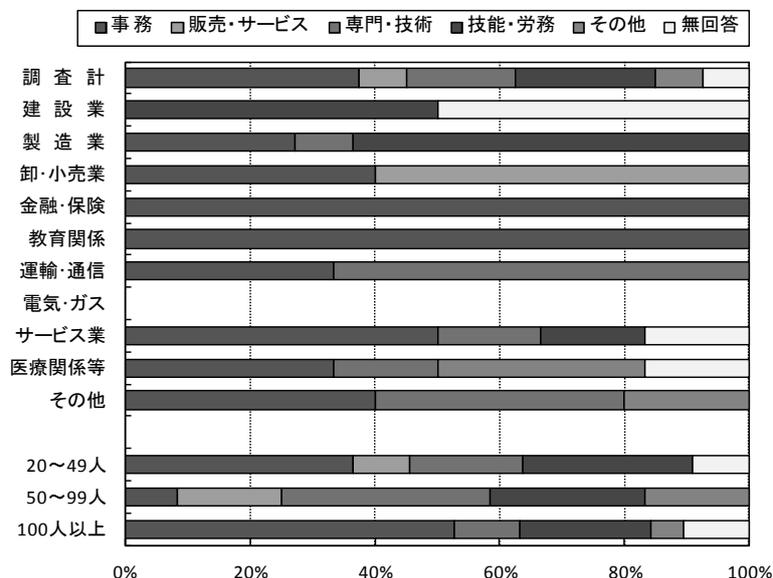
これを労働者規模にみると、規模が大きくなるほど「受け入れている」割合は高くなり、100人以上の事業所における受け入れ割合は37.0%である。

また、産業別では、「受け入れている」割合が最も高いのが医療関係等で31.6%、次いで、製造業の19.2%、運輸・通信の17.6%である。

表6 派遣労働者の受け入れとその業務内容 下段：%

区分	事業所総数	受け入れ事業所数	業務内容					無回答
			事務	販売・サービス	専門・技術	技能・労務	その他	
調査計	227	38	15	3	7	9	3	3
		16.7	37.5	7.5	17.5	22.5	7.5	7.5
建設業	27	2	-	-	-	1	-	1
		7.4	-	-	-	50.0	-	-
製造業	52	10	3	-	1	7	-	-
		19.2	27.3	-	9.1	63.6	-	-
卸・小売業	41	5	2	3	-	-	-	-
		12.2	40.0	60.0	-	-	-	-
金融・保険	7	1	1	-	-	-	-	-
		14.3	100.0	-	-	-	-	-
教育関係	2	1	1	-	-	-	-	-
		50.0	100.0	-	-	-	-	-
運輸・通信	17	3	1	-	2	-	-	-
		17.6	33.3	-	66.7	-	-	-
電気・ガス	4	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-
サービス業	35	6	3	-	1	1	-	1
		17.1	50.0	-	16.7	16.7	-	16.7
医療関係等	19	6	2	-	1	-	2	1
		31.6	33.3	-	16.7	-	33.3	16.7
その他	23	4	2	-	2	-	1	-
		17.4	40.0	-	40.0	-	20.0	-
20～49人	126	9	4	1	2	3	-	1
		7.1	36.4	9.1	18.2	27.3	-	9.1
50～99人	55	12	1	2	4	3	2	-
		21.8	8.3	16.7	33.3	25.0	16.7	-
100人以上	46	17	10	-	2	4	1	2
		37.0	52.6	-	10.5	21.1	5.3	10.5
24年調査計	237	38	20	3	6	12	1	2
		16.0	45.5	6.8	13.6	27.3	2.3	4.5
23年調査計	268	38	19	1	10	9	2	3
		14.2	43.2	2.3	22.7	20.5	4.5	6.8

派遣労働者の業務内容



6. 業務請負会社の利用状況

「利用している」割合は全体の19.8%

業務請負会社を「利用している事業所」の割合は19.8%、「利用していない」が67.8%、「無回答」が12.3%となっている。また、その業務内容で最も比率が高いのは、「技能・労務」で39.2%、次いで、「事務」の19.6%である。

これを労働者規模にみると、100人以上の事業所における「利用している」割合は39.1%であり、規模が小さくなると利用率も下がる傾向にある。

また、産業別では、「利用している」割合が最も高いのが医療関係等で63.2%、次いでサービス業が22.9%、他の産業ではいずれも2割以下の利用率となっている。

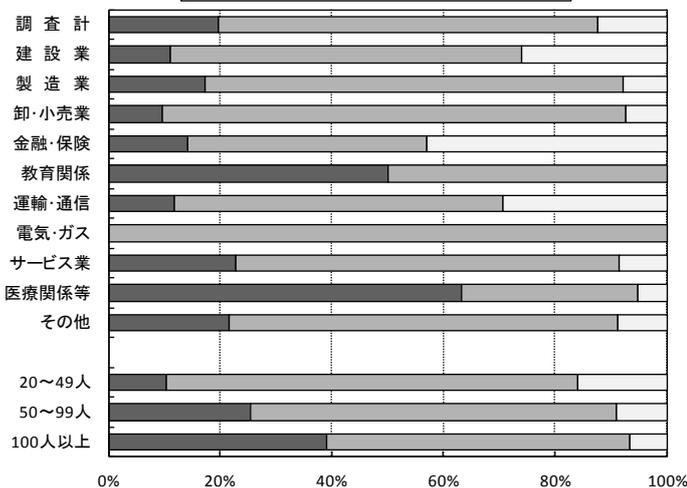
表7 業務請負会社の利用と業務内容

下段：%

区分	事業所総数	業務請負会社利用事業所数	業務内容					業務請負会社利用なし	業務請負会社利用無回答	
			事務	販売・サービス	専門・技術	技能・労務	その他			無回答
調査計	227	45	10	6	9	20	4	2	154	28
		19.8	19.6	11.8	17.6	39.2	7.8	3.9	67.8	12.3
建設業	27	3	1	-	1	1	-	-	17	7
		11.1	33.3	-	33.3	33.3	-	-	63.0	25.9
製造業	52	9	1	2	1	7	-	-	39	4
		17.3	9.1	18.2	9.1	63.6	-	-	75.0	7.7
卸・小売業	41	4	-	1	-	3	-	-	34	3
		9.8	-	25.0	-	75.0	-	-	82.9	7.3
金融・保険	7	1	-	-	-	1	-	-	3	3
		14.3	-	-	-	100.0	-	-	42.9	42.9
教育関係	2	1	-	-	-	-	-	1	1	-
		50.0	-	-	-	-	-	100.0	50.0	-
運輸・通信	17	2	-	-	1	-	-	1	10	5
		11.8	-	-	50.0	-	-	50.0	58.8	29.4
電気・ガス	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-
		-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
サービス業	35	8	2	3	2	1	1	-	24	3
		22.9	22.2	33.3	22.2	11.1	11.1	-	68.6	8.6
医療関係等	19	12	5	-	3	5	2	-	6	1
		63.2	33.3	-	20.0	33.3	13.3	-	31.6	5.3
その他	23	5	1	-	1	2	1	-	16	2
		21.7	20.0	-	20.0	40.0	20.0	-	69.6	8.7
20～49人	126	13	-	2	3	5	2	1	93	20
		10.3	-	15.4	23.1	38.5	15.4	7.7	73.8	15.9
50～99人	55	14	2	2	3	8	1	-	36	5
		25.5	12.5	12.5	18.8	50.0	6.3	-	65.5	9.1
100人以上	46	18	8	2	3	7	1	1	25	3
		39.1	36.4	9.1	13.6	31.8	4.5	4.5	54.3	6.5
24年調査計	237	46	6	5	9	26	5	-	162	29
		19.4	11.8	9.8	17.6	51.0	9.8	-	68.4	12.2
23年調査計	268	58	12	4	17	27	11	-	178	32
		21.6	16.9	5.6	23.9	38.0	15.5	-	66.4	11.9

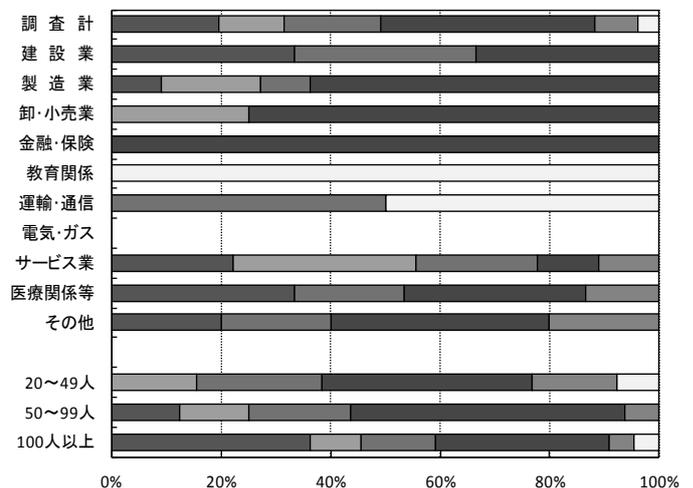
業務請負会社利用状況

■ 利用している □ 利用していない □ 無回答



業務請負会社の利用と業務内容

■ 事務 ■ 販売・サービス ■ 専門・技術 ■ 技能・労務 ■ その他 □ 無回答



7. 常用労働者における障がい者、外国人雇用状況

障がい者を雇用している事業所の割合は41.4%、外国人を雇用している事業所の割合は14.5%
障がい者の雇用者総数は281人、外国人の雇用者総数は59人

障がい者を雇用している事業所の割合は41.4%であり、外国人を雇用している事業所の割合は14.5%となっている。また、障がい者の雇用者総数は281人で内男性が61.6%を占め、一方、外国人の雇用者総数は59人で内女性が86.4%を占めている。

産業別では、回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、障がい者を雇用している事業所の割合が高いのが医療関係等で52.6%、外国人の場合も医療関係等の21.1%である。また、雇用労働者数では障がい者の製造業が最も多い。

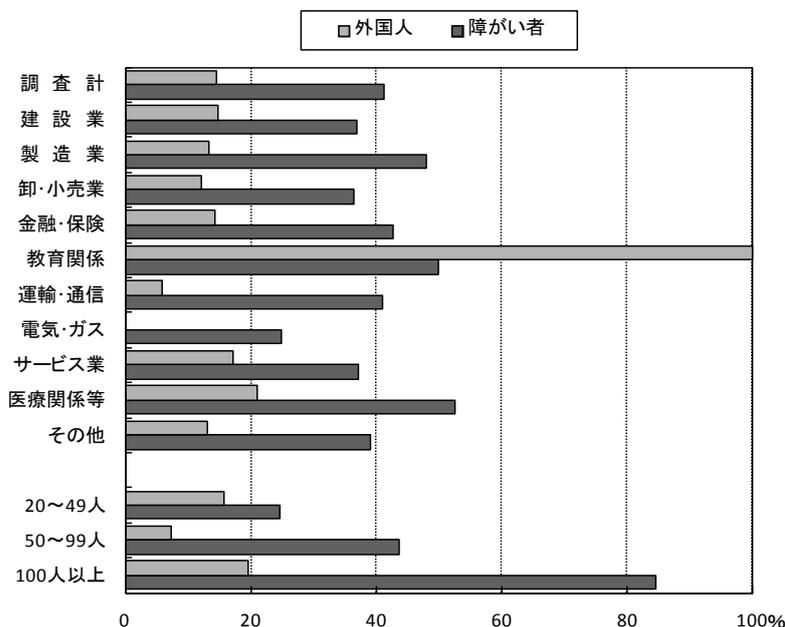
表8 障がい者・外国人雇用状況（雇用事業所数・常用労働者数）

下段：%

区分	事業所総数	雇用事業所数		総計			障がい者			外国人		
		障がい者	外国人	合計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
調査計	227	94	33	340	181	159	281	173	108	59	8	51
		41.4	14.5	100.0	53.2	46.8	82.6	61.6	38.4	17.4	13.6	86.4
建設業	27	10	4	7	6	1	7	6	1	-	-	-
		37.0	14.8	100.0	85.7	14.3	100.0	85.7	14.3	-	-	-
製造業	52	25	7	176	85	91	143	80	63	33	5	28
		48.1	13.5	100.0	48.3	51.7	81.3	55.9	44.1	18.8	15.2	84.8
卸・小売業	41	15	5	50	31	19	50	31	19	-	-	-
		36.6	12.2	100.0	62.0	38.0	100.0	62.0	38.0	-	-	-
金融・保険	7	3	1	12	4	8	12	4	8	-	-	-
		42.9	14.3	100.0	33.3	66.7	100.0	33.3	66.7	-	-	-
教育関係	2	1	2	3	3	-	1	1	-	2	2	-
		50.0	100.0	100.0	100.0	-	33.3	100.0	-	66.7	100.0	-
運輸・通信	17	7	1	11	11	-	11	11	-	-	-	-
		41.2	5.9	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-
電気・ガス	4	1	-	2	2	-	2	2	-	-	-	-
		25.0	-	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-
サービス業	35	13	6	37	22	15	28	21	7	9	1	8
		37.1	17.1	100.0	59.5	40.5	75.7	75.0	25.0	24.3	11.1	88.9
医療関係等	19	10	4	33	13	20	19	13	6	14	-	14
		52.6	21.1	100.0	39.4	60.6	57.6	68.4	31.6	42.4	-	100.0
その他	23	9	3	9	4	5	8	4	4	1	-	1
		39.1	13.0	100.0	44.4	55.6	88.9	50.0	50.0	11.7	-	100.0
20～49人	126	31	20	20	16	4	17	14	3	3	2	1
		24.6	15.9	100.0	80.0	20.0	85.0	82.4	17.6	15.0	66.7	33.3
50～99人	55	24	4	52	24	28	43	23	20	9	1	8
		43.6	7.3	100.0	46.2	53.8	82.7	53.5	46.5	17.3	11.1	88.9
100人以上	46	39	9	268	141	127	221	136	85	47	5	42
		84.8	19.6	100.0	52.6	47.4	82.5	61.5	38.5	17.5	10.6	89.4
24年調査計	237	97	26	315	192	123	280	184	96	35	8	27
		40.9	11.0	100.0	61.0	39.0	88.9	65.7	34.3	17.7	22.9	77.1
23年調査計	268	102	8	281	196	85	261	189	72	20	7	13
		38.1	3.0	100.0	69.8	30.2	92.9	72.4	27.6	7.7	35.0	65.0

※1つの事業所で障がい者及び外国人を雇用している場合は、それぞれ事業所数にカウントしています。

産業別の障がい者・外国人雇用状況



8. パートタイマーの状況

パートタイマーを利用している事業所の割合は62.1%
内、正規と同じ仕事をしているのが47.5%、正規への転換制度があるのは50.4%

パートタイマーを利用している事業所の割合は62.1%であり、その内、正規職員と同じ仕事をしている割合は47.5%となっている。また、正規への転換制度等があるのは50.4%となっている。

産業別では、パートタイマーを利用している事業所の割合が高いのは、回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと医療関係等で94.7%、次いで、サービス業の82.9%である。また、労働者規模別にみると、規模が大きくなるほどパートタイマーの増える傾向にある。

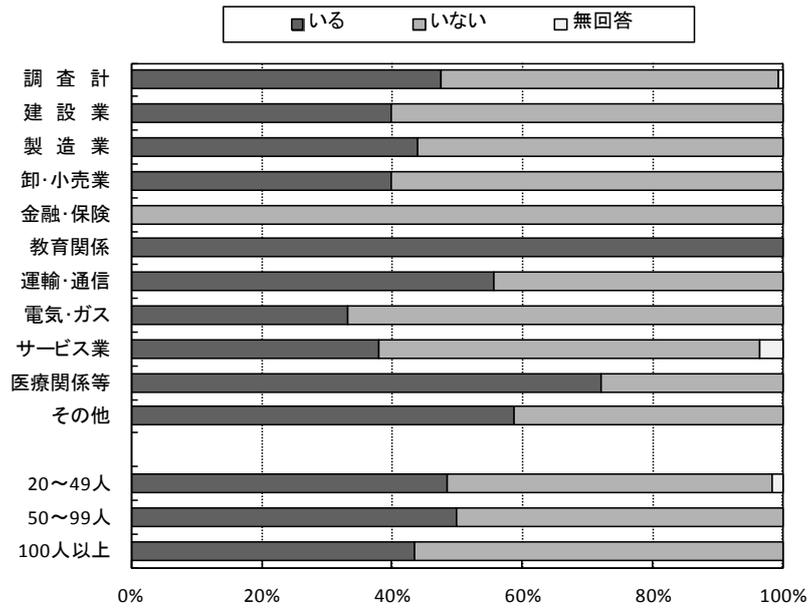
表9 パートタイマーの状況 下段：%

区 分	事業所 総 数	パートタイ マー利用 事業所数	正規職員と同じ仕事をしている パートタイマー			正規への転換制度等			
			いる	いない	無回答	ある	ない	検討中	無回答
調 査 計	227	141 62.1	67 47.5	73 51.8	1 0.7	71 50.4	67 47.5	22 32.8	3 2.1
建 設 業	27	10 37.0	4 40.0	6 60.0	-	2 20.0	7 70.0	2 28.6	1 10.0
製 造 業	52	25 48.1	11 44.0	14 56.0	-	11 44.0	14 56.0	5 35.7	-
卸・小売業	41	25 61.0	10 40.0	15 60.0	-	16 64.0	9 36.0	4 44.4	-
金融・保険	7	3 42.9	-	3 100.0	-	3 100.0	-	-	-
教育関係	2	2 100.0	2 100.0	-	-	1 50.0	1 50.0	1 100.0	-
運輸・通信	17	9 52.9	5 55.6	4 44.4	-	2 22.2	6 66.7	7 16.7	1 11.1
電気・ガス	4	3 75.0	1 33.3	2 66.7	-	1 33.3	2 66.7	1 50.0	-
サービス業	35	29 82.9	11 37.9	17 58.6	1 3.4	15 51.7	13 44.8	4 30.8	1 3.4
医療関係等	19	18 94.7	13 72.2	5 27.8	-	11 61.1	7 38.9	3 42.9	-
その他	23	17 73.9	10 58.8	7 41.2	-	9 52.9	8 47.1	1 12.5	-
20～49人	126	64 50.8	31 48.4	32 50.0	1 1.6	27 42.2	35 54.7	15 42.9	2 3.1
50～99人	55	38 69.1	19 50.0	19 50.0	-	18 47.4	19 50.0	3 15.8	1 2.6
100人以上	46	39 84.8	17 43.6	22 56.4	-	26 66.7	13 33.3	4 30.8	-
24年調査計	237	139 58.6	65 46.8	70 50.4	4 2.9	72 51.8	62 44.6	22 35.5	5 3.6
23年調査計	268	159 59.3	70 44.0	85 53.5	4 2.5	63 39.6	91 57.2	30 33.0	5 3.1

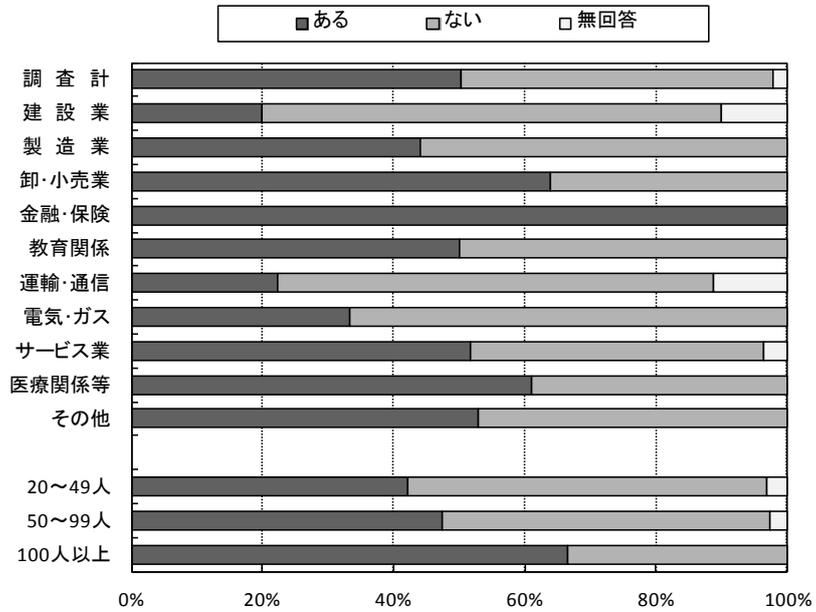
【正規職員への転換制度の主な代表例】

- ・本人の希望により検討
(勤務年数が3年または5年以上と定めている場合や年齢制限がある。)
- ・勤務態度と能力により採用試験(職員登用試験等)を受けてもらう。
- ・ステップアップ制度等の採用
- ・長時間労働などの正規同様の勤務時間(勤務体制)が可能な場合。
- ・勤務評価制度により採点して、優秀な者を正規登用。
- ・資格取得や国家試験合格等により、正規への登用を検討。

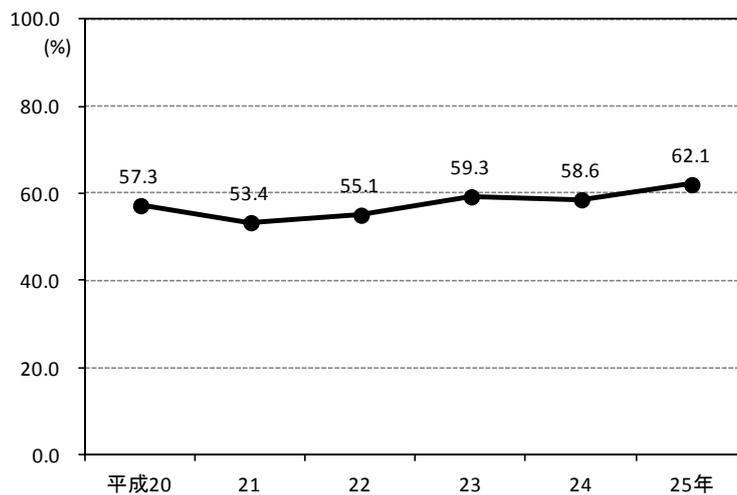
正社員と同じ仕事をしているパートタイマー



正社員への転換制度等



パートタイマー利用事業所割合の推移



9. 労働組合組織状況

組合の「ある」割合が26.9%、「ない」割合は71.6%

労働組合の「ある」事業所の割合は26.9%、「ない」割合は71.6%、「無回答」割合は1.8%という結果になっている。

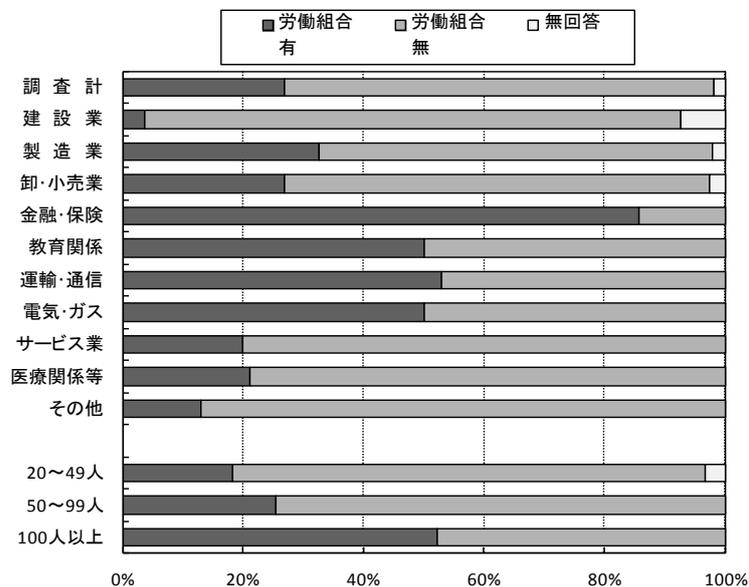
これを労働者規模別にみると、労働者規模が大きいほど組合のある割合が高くなる傾向を示し、労働者100人以上の事業所における組合のある割合は52.2%である。

また、産業別では、組合の「ある」割合の高いのが金融・保険の85.7%であり、反対に組合の「ない」割合が高いのは建設業の88.9%、サービス業の80.0%、医療関係等の78.9%、卸・小売業の70.7%となっている。

表10 労働組合組織状況 下段：%

区分	事業所総数	労働組合有	労働組合無	無回答
調査計	227	61 26.9	162 71.4	4 1.8
建設業	27	1 3.7	24 88.9	2 7.4
製造業	52	17 32.7	34 65.4	1 1.9
卸・小売業	41	11 26.8	29 70.7	1 2.4
金融・保険	7	6 85.7	1 14.3	-
教育関係	2	1 50.0	1 50.0	-
運輸・通信	17	9 52.9	8 47.1	-
電気・ガス	4	2 50.0	2 50.0	-
サービス業	35	7 20.0	28 80.0	-
医療関係等	19	4 21.1	15 78.9	-
その他	23	3 13.0	20 87.0	-
20～49人	126	23 18.3	99 78.6	4 3.2
50～99人	55	14 25.5	41 74.5	-
100人以上	46	24 52.2	22 47.8	-
24年調査計	237	66 27.8	167 70.5	4 1.7
23年調査計	268	78 29.1	188 70.1	2 0.7

労働組合組織状況



II. 労働時間

1. 所定労働時間

1日の労働時間は1事業所平均7時間44分

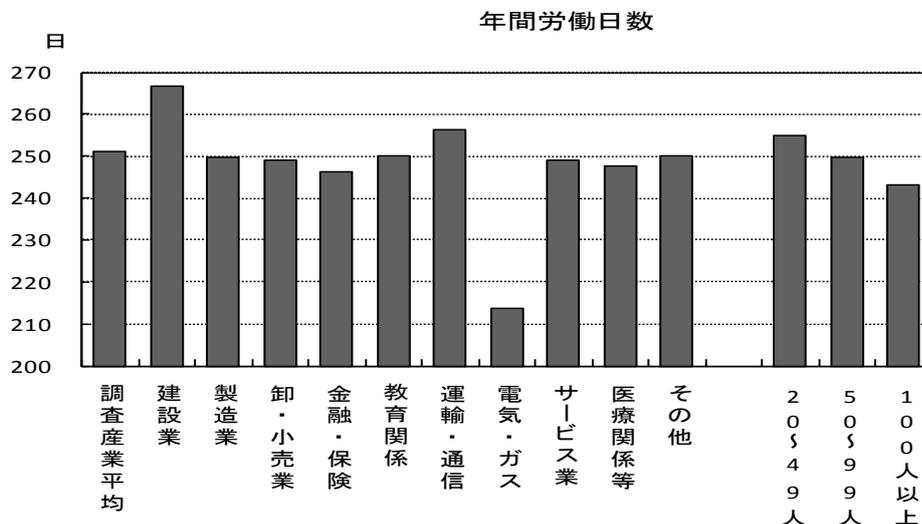
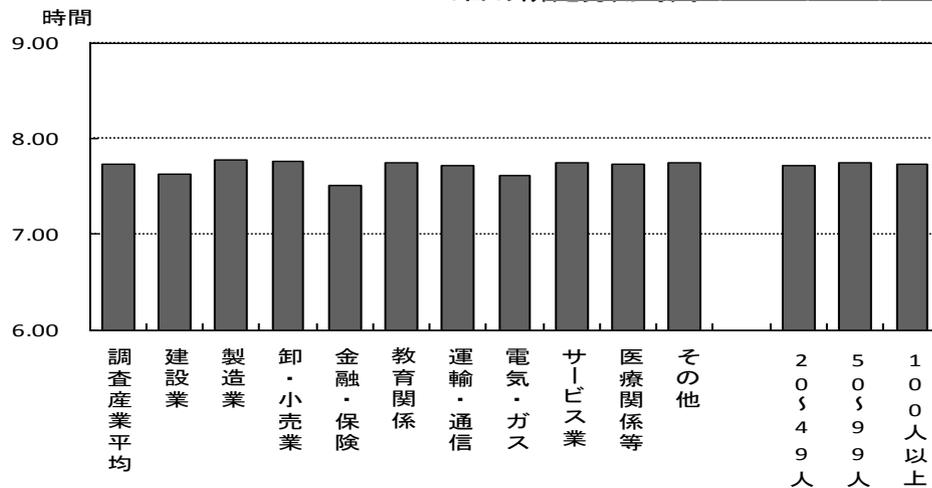
年間総労働日数は1事業所平均251.2日

1日の所定労働時間は1事業所平均で「7時間44分」となっている。労働者規模による労働時間の差はあまりみられないが、産業別でみると、最も短いのは金融・保険の「7時間31分」、最も長いのが製造業の「7時間47分」で、両者の差は16分となっている。

年間総労働日数は、1事業所平均で251.2日であり、これを労働者規模別でみると、最も少ない100人以上の243.2日と最も多い20～49人の254.9日との差は1.7日である。一方、産業別では、最も少ない金融・保険の246.2日（電気・ガスは、不確かな回答を含むため除外）と最も多い建設業の266.7日の差は20.5日となっている。

表11 所定労働時間

区分	1日の労働時間			年間総労働日数		
調査計平均	7	時間	44	分	251.2	日
建設業	7	時間	37	分	266.7	日
製造業	7	時間	47	分	249.8	日
卸・小売業	7	時間	46	分	249.1	日
金融・保険	7	時間	31	分	246.2	日
教育関係	7	時間	45	分	250.0	日
運輸・通信	7	時間	43	分	256.3	日
電気・ガス	7	時間	36	分	213.8	日
サービス業	7	時間	44	分	248.9	日
医療関係等	7	時間	44	分	247.7	日
その他	7	時間	45	分	250.0	日
20～49人	7	時間	43	分	254.9	日
50～99人	7	時間	45	分	249.8	日
100人以上	7	時間	44	分	243.2	日
24年調査計	7	時間	43	分	250.8	日
23年調査計	7	時間	43	分	251.4	日



2. 所定外労働時間

1 事業所平均で 10 時間 27 分（月平均）

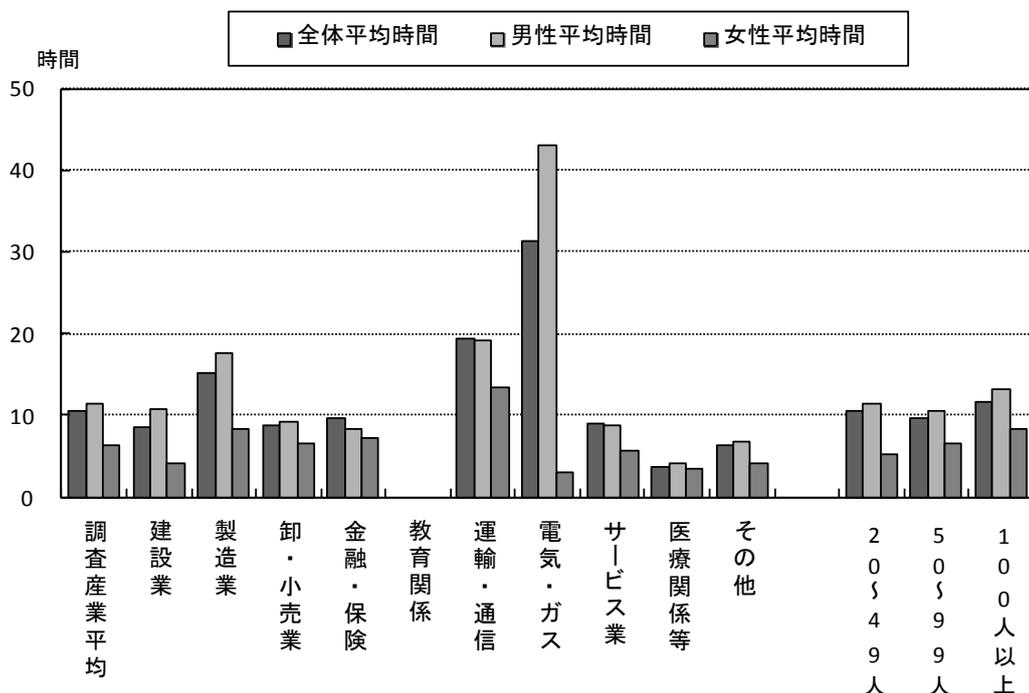
平成 24 年 6 月から平成 25 年 5 月までの月平均所定外労働時間は、1 事業所平均で「10 時間 27 分」であり、男性平均が「11 時間 26 分」女性平均が「6 時間 14 分」でこの男女差は「5 時間 12 分」となっている。

これを労働者規模別にみると、最も短いのが 50～99 人の「9 時間 32 分」、最も長いのが 100 人以上の「11 時間 40 分」で、両者の差は「2 時間 18 分」である。また、産業別では、最も短いのは回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、医療関係等の「3 時間 41 分」、最も長いのが運輸・通信の「19 時間 18 分」で、両者の差は「15 時間 37 分」となっている。

表 12 所定外労働時間（平成 24 年 6 月から平成 25 年 5 月まで期間における月平均時間）

区分	全体平均	男性平均	女性平均
調査計平均	10 時間 27 分	11 時間 26 分	6 時間 14 分
建設業	8 時間 27 分	10 時間 37 分	4 時間 2 分
製造業	15 時間 12 分	17 時間 32 分	8 時間 24 分
卸・小売業	8 時間 46 分	9 時間 15 分	6 時間 30 分
金融・保険	9 時間 31 分	8 時間 15 分	7 時間 7 分
教育関係	0 時間 0 分	0 時間 0 分	0 時間 0 分
運輸・通信	19 時間 18 分	19 時間 13 分	13 時間 26 分
電気・ガス	31 時間 22 分	43 時間 2 分	3 時間 5 分
サービス業	8 時間 55 分	8 時間 48 分	5 時間 38 分
医療関係等	3 時間 41 分	4 時間 6 分	3 時間 28 分
その他	6 時間 18 分	6 時間 48 分	4 時間 1 分
20～49人	10 時間 24 分	11 時間 18 分	5 時間 15 分
50～99人	9 時間 32 分	10 時間 25 分	6 時間 37 分
100人以上	11 時間 40 分	13 時間 6 分	8 時間 17 分
24年調査計	11 時間 6 分	12 時間 13 分	6 時間 36 分
23年調査計	9 時間 58 分	11 時間 3 分	6 時間 1 分

所定外労働時間



3. 長時間労働者への医師面接指導制度

制度の「ある」割合が41.9%、「ない」割合は57.3%

長時間労働者への医師面接指導制度が「ある」事業所の割合は41.9%、「ない」割合は57.3%、「無回答」が0.9%という結果になっている。

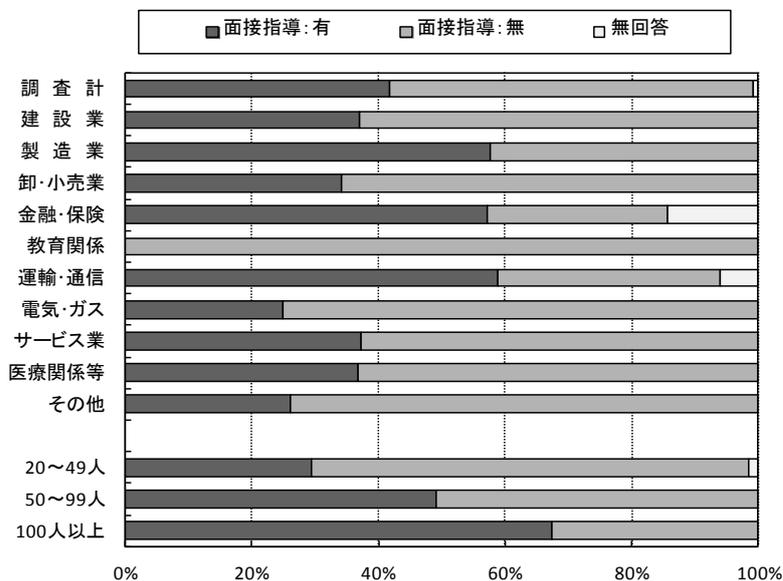
これを労働者規模別にみると、労働者規模が大きいほど制度の「ある」割合が高くなる傾向を示し、労働者100人以上の事業所における制度のある割合は67.4%である。

また、産業別では、制度の「ある」割合の高いのが運輸・通信の58.8%、製造業の57.7%であり、反対に制度の「ない」割合が高いのは回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、卸・小売業の65.9%、医療関係等の63.2%、建設業の63.0%などとなっている。

表13 医師による面接指導制度 下段：%

区分	事業所 総数	面接指導 有	面接指導 無	無回答
調査計	227	95 41.9	130 57.3	2 0.9
建設業	27	10 37.0	17 63.0	-
製造業	52	30 57.7	22 42.3	-
卸・小売業	41	14 34.1	27 65.9	-
金融・保険	7	4 57.1	2 28.6	1 14.3
教育関係	2	-	2 100.0	-
運輸・通信	17	10 58.8	6 35.3	1 5.9
電気・ガス	4	1 25.0	3 75.0	-
サービス業	35	13 37.1	22 62.9	-
医療関係等	19	7 36.8	12 63.2	-
その他	23	6 26.1	17 73.9	-
20～49人	126	37 29.4	87 69.0	2 1.6
50～99人	55	27 49.1	28 50.9	-
100人以上	46	31 67.4	15 32.6	-
24年調査計	237	92 38.8	139 58.6	6 2.5
23年調査計	268	121 45.1	141 52.6	6 2.2

医師による面接指導制度



4. 多様な労働時間への対応

変形労働時間制の採用	64.8%
みなし労働時間の採用	15.0%
ワークシェアリングの採用	10.6%

1) 変形労働時間

変形労働時間制を「採用している」事業所は147件で全体の64.8%、「採用していない」が80件で35.2%、「無回答」が0件で0%となっている。

これを労働者規模別にみると、「採用している」事業所の割合は、高いほうから100人以上の71.7%、20～49人の65.1%、50～99人の58.2%の順となっている。産業別では、「採用している」割合が最も高いのは回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、建設業の85.2%、それに卸・小売業の68.3%、運輸・通信の64.7%が続いている。

2) みなし労働時間

みなし労働時間制を「採用している」事業所の割合は34件で全体の15.0%、「採用していない」が191件で84.1%、「無回答」が2件で0.9%となっている。

これを労働者規模別にみると、「採用している」事業所の割合は20～49人が16.7%で最も高く、産業別では、「採用している」割合が最も高いのは回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、運輸・通信の29.4%、卸・小売業の19.5%、製造業の17.3%である。

3) ワークシェアリング

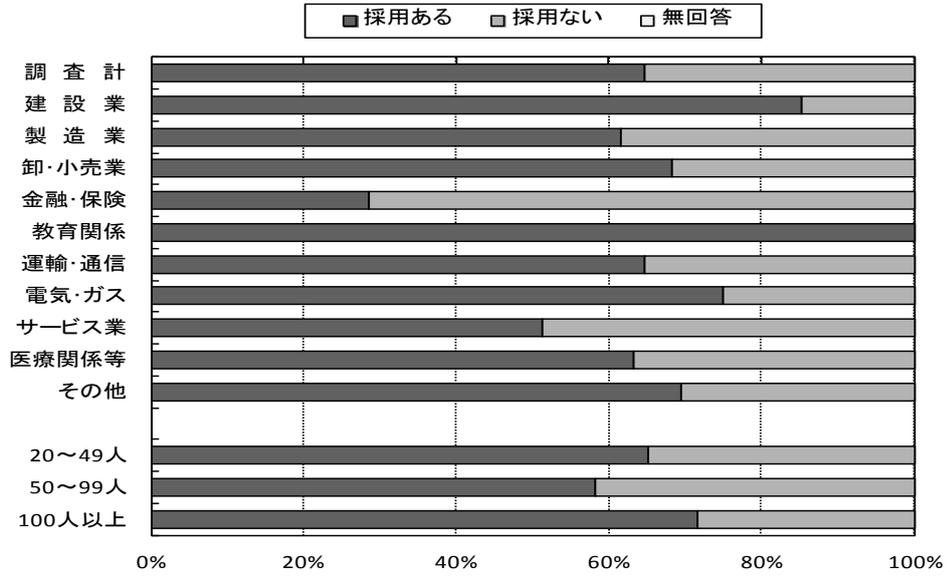
ワークシェアリングを採用している事業所は24件で、全体のわずか10.6%に過ぎない状況となっている。

表14 多様な労働時間制度への対応

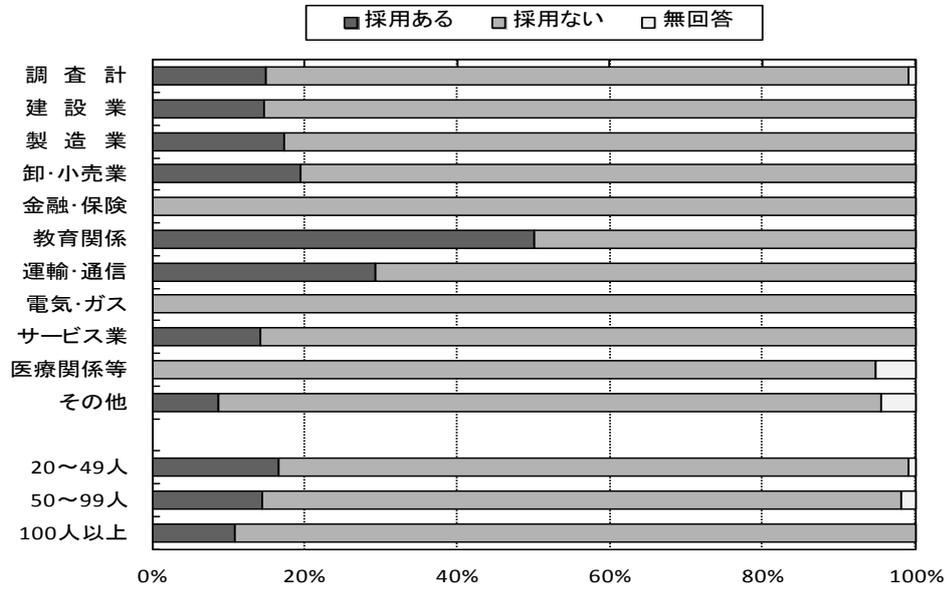
下段：%

区分	事業所総数	変形労働時間制			みなし労働時間制			ワークシェアリング		
		採用ある	採用ない	無回答	採用ある	採用ない	無回答	採用ある	採用ない	無回答
調査計	227	147	80	-	34	191	2	24	200	3
		64.8	35.2	-	15.0	84.1	0.9	10.6	88.1	1.3
建設業	27	23	4	-	4	23	-	2	25	-
		85.2	14.8	-	14.8	85.2	-	7.4	92.6	-
製造業	52	32	20	-	9	43	-	8	44	-
		61.5	38.5	-	17.3	82.7	-	15.4	84.6	-
卸・小売業	41	28	13	-	8	33	-	1	40	-
		68.3	31.7	-	19.5	80.5	-	2.4	97.6	-
金融・保険	7	2	5	-	-	7	-	1	6	-
		28.6	71.4	-	-	100.0	-	14.3	85.7	-
教育関係	2	2	-	-	1	1	-	-	2	-
		100.0	-	-	50.0	50.0	-	-	100.0	-
運輸・通信	17	11	6	-	5	12	-	3	13	1
		64.7	35.3	-	29.4	70.6	-	17.6	76.5	5.9
電気・ガス	4	3	1	-	-	4	-	-	4	-
		75.0	25.0	-	-	100.0	-	-	100.0	-
サービス業	35	18	17	-	5	30	-	3	32	-
		51.4	48.6	-	14.3	85.7	-	8.6	91.4	-
医療関係等	19	12	7	-	-	18	1	4	14	1
		63.2	36.8	-	-	94.7	5.3	21.1	73.7	5.3
その他	23	16	7	-	2	20	1	2	20	1
		69.6	30.4	-	8.7	87.0	4.3	8.7	87.0	4.3
20～49人	126	82	44	-	21	104	1	12	112	2
		65.1	34.9	-	16.7	82.5	0.8	9.5	88.9	1.6
50～99人	55	32	23	-	8	46	1	5	49	1
		58.2	41.8	-	14.5	83.6	1.8	9.1	89.1	1.8
100人以上	46	33	13	-	5	41	-	7	39	-
		71.7	28.3	-	10.9	89.1	-	15.2	84.8	-
24年調査計	237	154	81	2	28	202	7	15	219	3
		65.0	34.2	0.8	11.8	85.2	3.0	6.3	92.4	1.3
23年調査計	268	158	108	2	38	228	2	18	249	1
		59.0	40.3	0.7	14.2	85.1	0.7	6.7	92.9	0.4

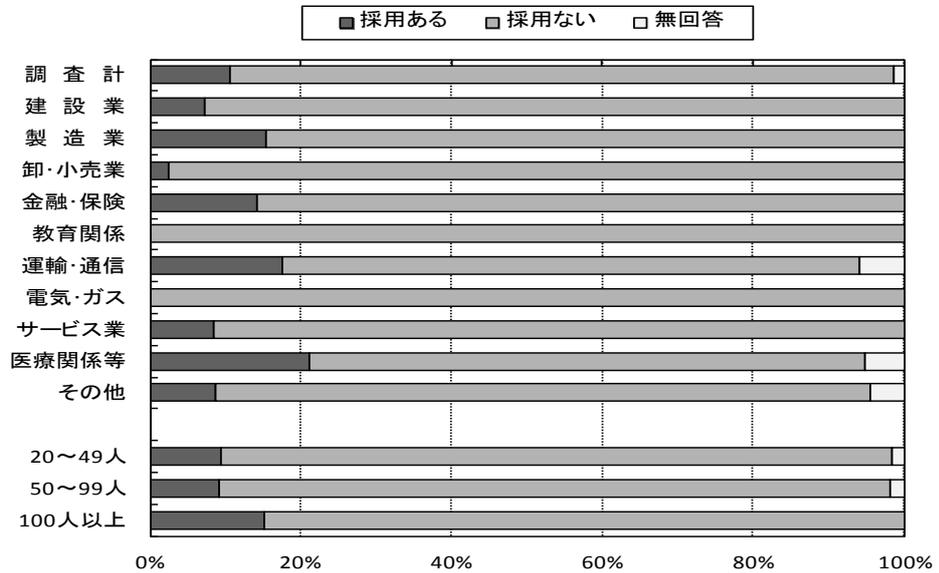
変形労働時間制



みなし労働時間制



ワークシェアリング



Ⅲ. 休暇制度

1. 年次有給休暇

年次有給休暇の状況	
付与日数	16.8日
取得日数	6.7日
取得率	39.9%

年次有給休暇の付与日数の平均は16.8日であり、繰越日数は13.1日、取得日数は6.7日で、取得率は39.9%となっている。

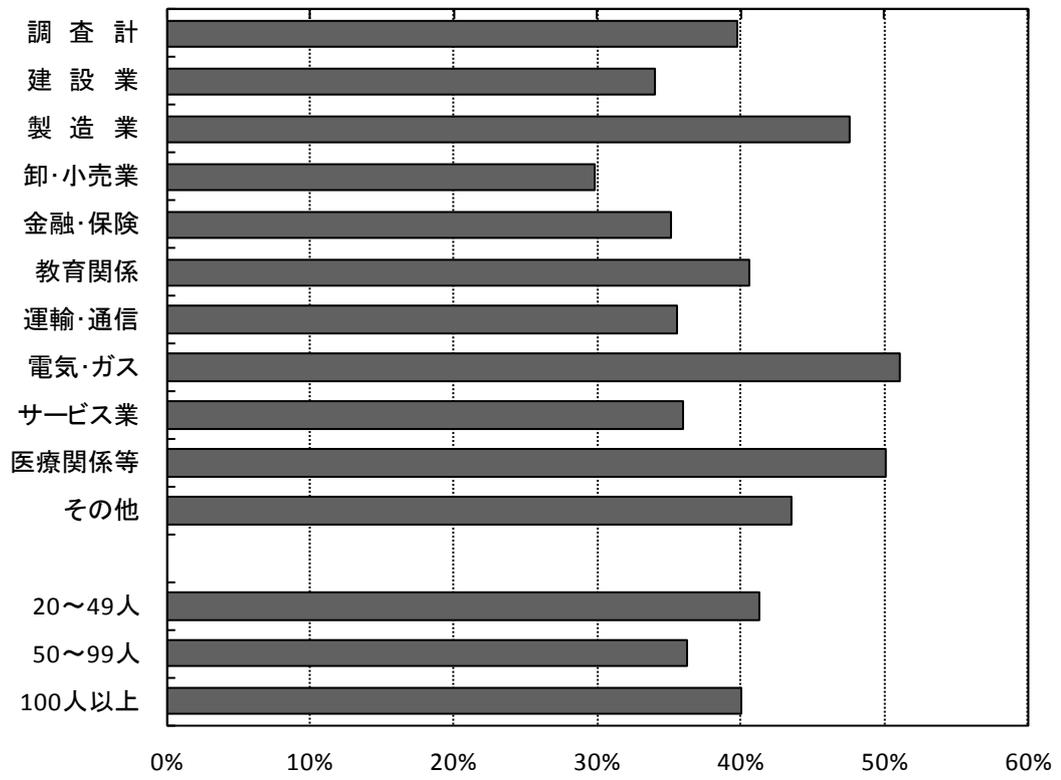
これを労働者規模別にみると、20～49人の取得率41.5%（取得日数6.8日）が最も高く、50～99人の35.9%（取得日数6.0日）が低くなっている。また、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、医療関係等の取得率50.3%（取得日数7.7日）が最も多く、最も少ないのが卸・小売業の取得率29.7%（取得日数5.2日）で、その差は取得率が20.6ポイント（取得日数2.5日）となっている。

計画的付与制度については、「ある」とする事業所が61件で全体の30.8%となっている。これを労働者規模別でみると、100人以上では39.5%、次いで、50～99人の33.3%となっている。一方、産業別では「ある」とする割合の最も高いのは金融・保険の66.7%となっている。

表15 年次有給休暇の取得状況及び計画的付与制度の有無 下段：%

区分	回答 事業所数	取得状況				計画的付与制度		
		付与日数:A	繰越日数	取得日数:B	取得率B/A	ある	ない	無回答
調査計	198	16.8	13.1	6.7	39.9%	61	161	5
						30.8	81.3	2.5
建設業	23	17.3	12.9	5.9	34.1%	4	23	-
						17.4	100.0	-
製造業	48	17.1	12.8	8.1	47.4%	17	35	-
						35.4	72.9	-
卸・小売業	33	17.5	13.8	5.2	29.7%	10	30	1
						30.3	90.9	3.0
金融・保険	6	21.2	18.9	7.5	35.4%	4	3	-
						66.7	50.0	-
教育関係	2	26.5	20.0	10.8	40.8%	-	2	-
						-	100.0	-
運輸・通信	11	17.1	11.9	6.1	35.7%	2	13	2
						18.2	118.2	18.2
電気・ガス	4	15.7	15.0	8.0	51.0%	2	2	-
						50.0	50.0	-
サービス業	32	15.3	13.2	5.5	35.9%	7	26	2
						21.9	81.3	6.3
医療関係等	17	15.3	11.4	7.7	50.3%	6	13	-
						35.3	76.5	-
その他	22	15.9	11.7	6.9	43.4%	9	14	-
						40.9	63.6	-
20～49人	104	16.4	12.8	6.8	41.5%	27	95	4
						26.0	91.3	3.8
50～99人	51	16.7	12.7	6.0	35.9%	17	37	1
						33.3	72.5	2.0
100人以上	43	18.0	14.1	7.2	40.0%	17	29	-
						39.5	67.4	-
24年調査計	207	17.0	13.6	6.4	37.9%	59	171	7
						28.5	82.6	3.4
23年調査計	244	17.1	13.3	6.6	38.9%	66	197	5
						27.0	80.7	2.0

年次有給休暇の取得状況



2. その他の休暇制度の導入状況

導入割合はリフレッシュ休暇 20.3%、ボランティア休暇 8.4%、研修のための休暇 5.7%

1) リフレッシュ休暇

リフレッシュ休暇を導入している事業所の割合は20.3%であり、休暇の平均日数は6.1日となっている。これを労働者規模別で見ると、100人以上の導入割合が最も高く34.8%であり、平均日数は6.6日となっている。また、産業別にみると、導入割合は回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、金融・保険の71.4%が高く、平均日数は医療関係等の7.5日が最も多くなっている。また、最も少ないのが建設業の3.3日で、その差は4.2日となっている。

2) ボランティア休暇

ボランティア休暇を導入している事業所の割合は8.4%であり、休暇の平均日数は11.4日となっている。これを労働者規模別で見ると、100人以上の導入割合13.0%と平均日数15.2日がともに最も多い。また、産業別で見ると、導入割合は金融・保険の42.9%、平均日数は製造業の17.4日がそれぞれ最も多くなっている。

3) 研修のための休暇

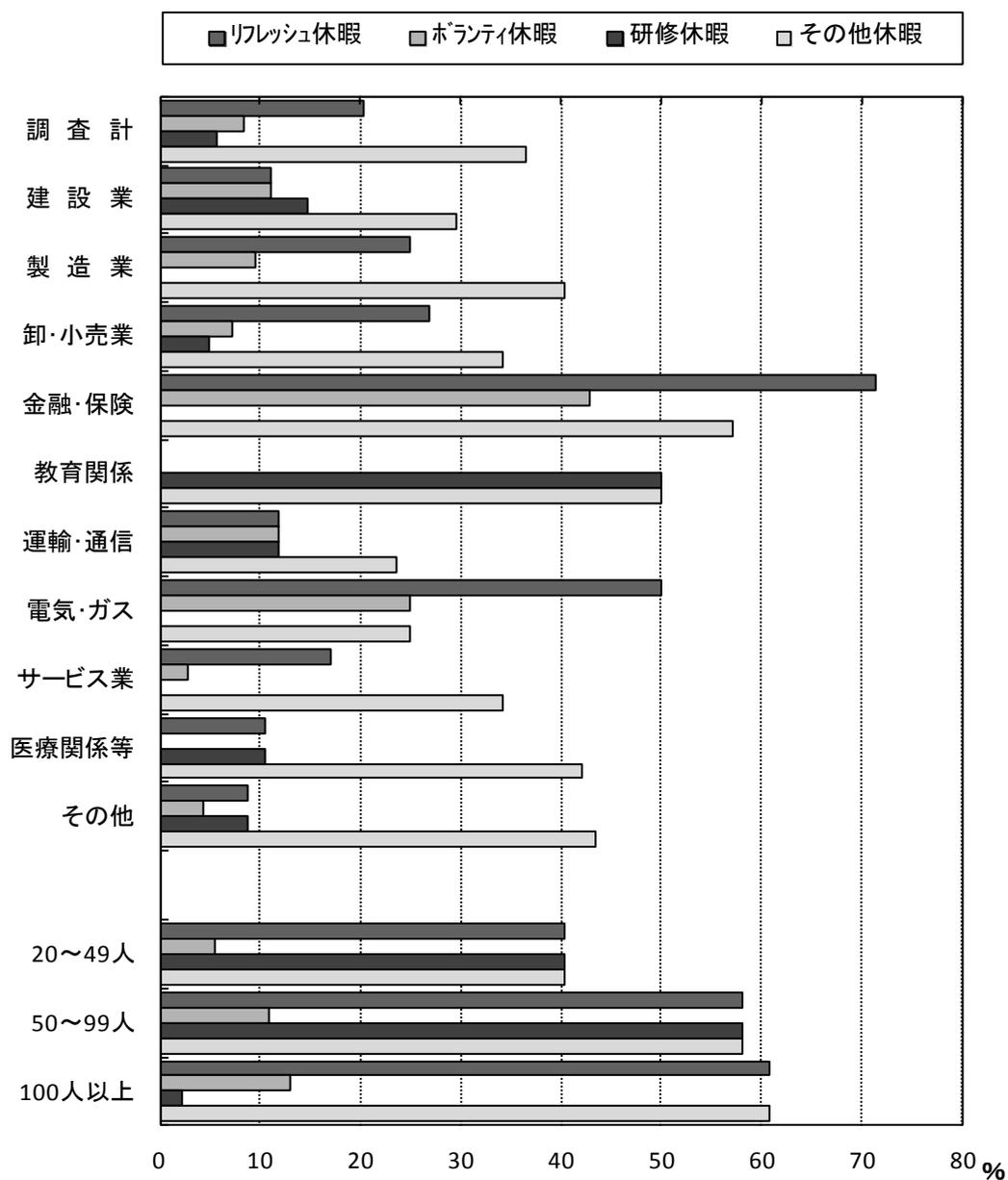
研修のための休暇を導入している事業所の割合は5.7%であり、休暇の平均日数は3.9日となっている。これを労働者規模別で見ると、導入割合は20～49人の7.1%が最も高く、休暇の平均日数は100人以上の10.0日が最も多い。一方、産業別で見ると、導入割合は建設業の14.8%、平均日数は医療関係等の10.0日がそれぞれ最も多くなっている。

表16 その他の休暇制度の導入状況 *斜体文字=集計事業所数：日数回答があった事業所数* 下段：%

区分	事業所 総数	リフレッシュ		ボランティア		研修		その他	
		休暇	平均日数 集計 事業所数	休暇	平均日数 集計 事業所数	休暇	平均日数 集計 事業所数	休暇	平均日数 集計 事業所数
調査計	227	46	6.1	19	11.2	13	3.9	83	6.3
		20.3	46	8.4	19	5.7	12	36.6	83
建設業	27	3	3.3	3	3.7	4	3.3	8	5.8
		11.1	3	11.1	3	14.8	4	29.6	8
製造業	52	13	6.3	5	17.4	-	-	21	8.0
		25.0	13	9.6	5	-	-	40.4	21
卸・小売業	41	11	6.7	3	5.5	2	1.0	14	3.4
		26.8	11	7.3	3	4.9	2	34.1	14
金融・保険	7	5	6.2	3	13.7	-	-	4	8.3
		71.4	5	42.9	3	-	-	57.1	4
教育関係	2	-	-	-	-	1	-	1	10.0
		-	-	-	-	50.0	-	50.0	7
運輸・通信	17	2	4.5	2	2.5	2	3.0	4	4.3
		11.8	2	11.8	2	11.8	2	23.5	4
電気・ガス	4	2	7.5	1	12.0	-	-	1	3.0
		50.0	2	25.0	1	-	-	25.0	1
サービス業	35	6	5.6	1	-	-	-	12	6.3
		17.1	6	2.9	1	-	-	34.3	12
医療関係等	19	2	7.5	-	-	2	10.0	8	7.6
		10.5	2	-	-	10.5	2	42.1	8
その他	23	2	5.0	1	24.0	2	4.5	10	6.2
		8.7	2	4.3	1	8.7	2	43.5	10
20～49人	126	17	6.6	7	7.8	9	3.5	38	5.5
		13.5	17	5.6	7	7.1	9	30.2	38
50～99人	55	13	4.7	6	10.6	3	1.0	21	5.1
		23.6	13	10.9	6	5.5	2	38.2	21
100人以上	46	16	6.6	6	15.2	1	10.0	24	8.3
		34.8	16	13.0	6	2.2	1	52.2	24
24年調査計	237	45	6.5	20	46.9	12	5.4	84	8.7
		19.0	45	8.4	20	5.1	12	35.4	84
23年調査計	268	53	5.7	23	49.4	8	3.8	84	6.2
		19.8	53	8.6	20	3.0	8	31.3	83

※各種休暇導入比率は、未回答（導入なし扱い）を含む事業所数に対する比率となっています。

その他の休暇制度の導入状況



3. その他の休暇制度の有給の割合

リフレッシュ休暇の有給割合	63.0%
ボランティア休暇の有給割合	52.6%
研修のための休暇の有給割合	38.5%

1) リフレッシュ休暇

リフレッシュ休暇制度における有給の割合は63.0%である。労働者規模別にみると、100人以上での有給の割合は75.0%と最も高くなっている。また、産業別にみると、医療関係等での割合が高いのに対して、金融・保険が最も低くなっている。

2) ボランティア休暇

ボランティア休暇制度における有給の割合は52.6%である。労働者規模別にみると、100人以上での有給の割合は66.7%で最も高くなっている。また、産業別にみると回答数の少ない電気・ガスを除くと、サービス業が最も高く、建設業及び金融・保険が最も低くなっている。

3) 研修のための休暇

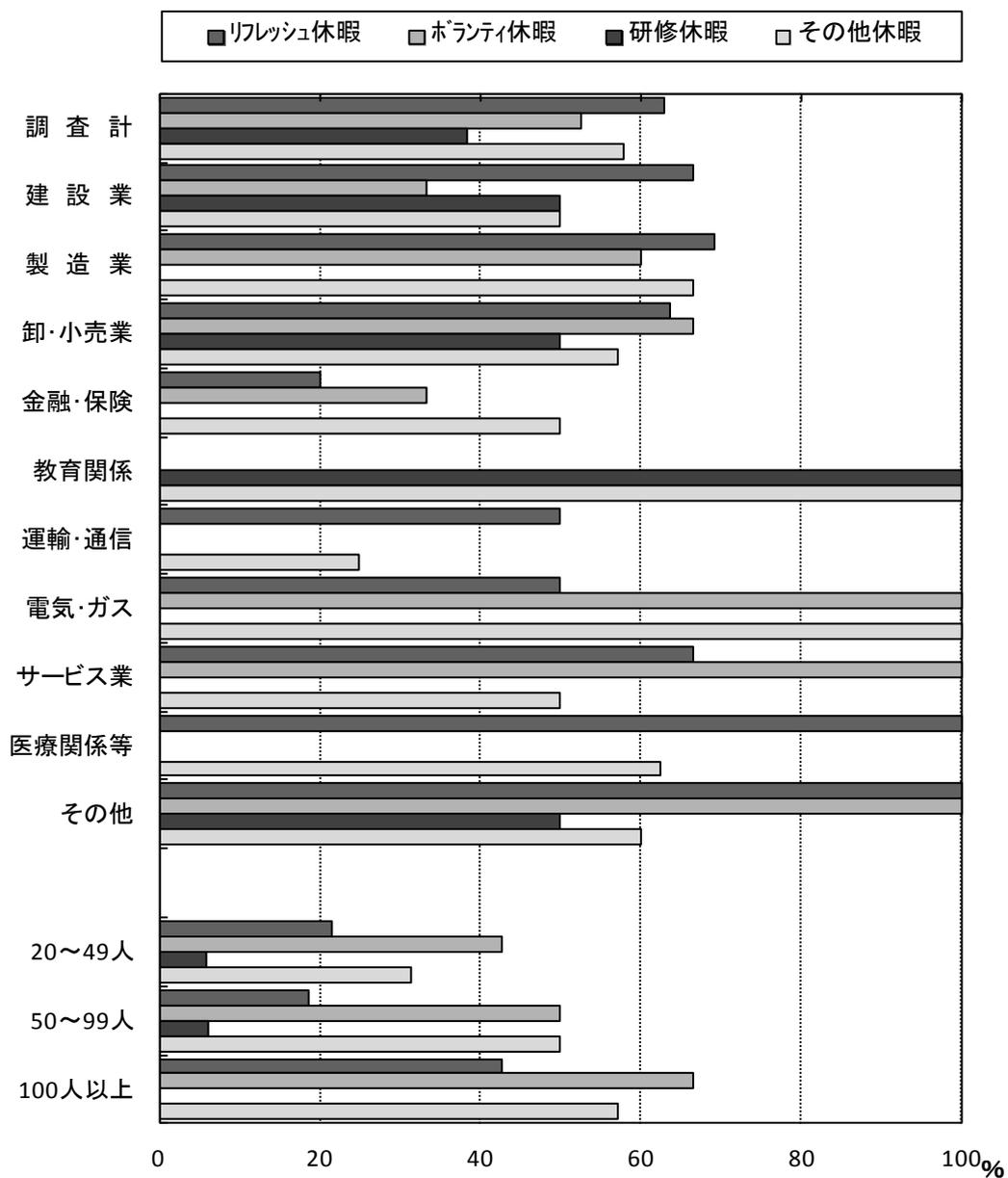
研修のための休暇制度における有給の割合は38.5%である。労働者規模別にみると、50～99人での有給の割合が66.7%で最も高くなっている。産業別では、製造業と卸・小売業が50.0%となっている。

表17 その他の休暇制度の有給の割合

下段：%

区分	リフレッシュ 休暇		ボランティア 休暇		研修 休暇		その他 休暇	
	有給	有給	有給	有給	有給	有給	有給	
調査計	46	29 63.0	19	10 52.6	13	5 38.5	83	48 57.8
建設業	3	2 66.7	3	1 33.3	4	2 50.0	8	4 50.0
製造業	13	9 69.2	5	3 60.0	-	-	21	14 66.7
卸・小売業	11	7 63.6	3	2 66.7	2	1 50.0	14	8 57.1
金融・保険	5	1 20.0	3	1 33.3	-	-	4	2 50.0
教育関係	-	-	-	-	1	1 100.0	1	1 100.0
運輸・通信	2	1 50.0	2	-	2	-	4	1 25.0
電気・ガス	2	1 50.0	1	1 100.0	-	-	1	1 100.0
サービス業	6	4 66.7	1	1 100.0	-	-	12	6 50.0
医療関係等	2	2 100.0	-	-	2	-	8	5 62.5
その他	2	2 100.0	1	1 100.0	2	1 50.0	10	6 60.0
20～49人	17	11 64.7	7	3 42.9	9	3 33.3	38	16 42.1
50～99人	13	6 46.2	6	3 50.0	3	2 66.7	21	16 76.2
100人以上	16	12 75.0	6	4 66.7	1	-	24	16 66.7
24年調査計	45	33 73.3	20	14 70.0	12	8 66.7	84	61 72.6
23年調査計	53	36 67.9	23	12 52.2	8	6 75.0	84	55 65.5

その他の休暇制度の有給の割合



IV. 休業制度等

1. 育児休業制度

1) 規定状況

育児休業制度の規定率は、常用労働者に対して	76.7%
正規の職員・従業員に対して	72.2%
非正規労働者に対して	37.0%
次世代育成支援「行動計画」の届出 30.8%であるが、義務が発生する 101 人以上の事業所では 71.1%	

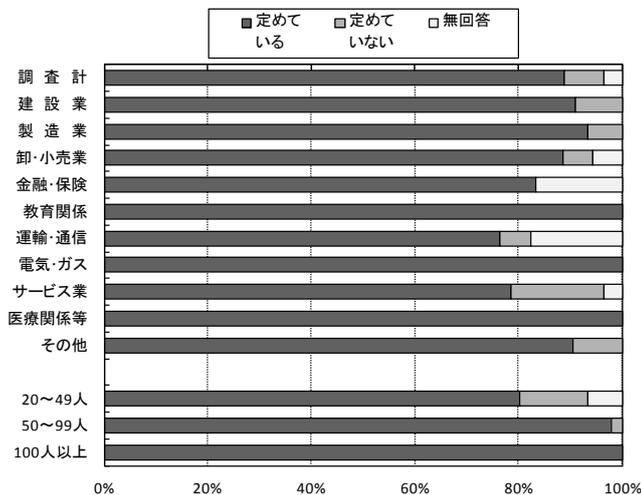
育児休業制度を定めている事業所の割合は、常用労働者に対して 76.7%、正規の職員・従業員に対して 72.2%、非正規労働者に対して 37.0%となっている。労働者規模別にみると、規模が大きくなるにつれ定めている割合は高くなる傾向にある。また、産業別にみると、回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、製造業、医療関係等の割合が相対的に高くなっている。次世代育成支援「行動計画」を届けている事業所の割合は 30.8%であり、労働者規模が大きいほど高く、産業別では医療関係等が高くなっている。また、義務が発生する 101 人以上の事業所では 71.1%とその割合は高くなっている。

表18 育児休業制度の規定状況と次世代育成支援「行動計画」の届出の有無

区分	事業所総数	定めている			定めていない	無回答	次世代育成支援法：		
		常用労働者	正規の職員従業員	非正規労働者			届けている	届けていない	無回答
調査計	227	174 76.7	164 72.2	84 37.0	15 6.6	7 3.1	70 30.8	140 61.7	17 7.5
建設業	27	20 74.1	21 77.8	4 14.8	2 7.4	-	5 18.5	21 77.8	1 3.7
製造業	52	43 82.7	39 75.0	14 26.9	3 5.8	-	16 30.8	33 63.5	3 5.8
卸・小売業	41	31 75.6	27 65.9	16 39.0	2 4.9	2 4.9	17 41.5	19 46.3	5 12.2
金融・保険	7	5 71.4	5 71.4	3 42.9	-	1 14.3	3 42.9	3 42.9	1 14.3
教育関係	2	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-	1 50.0	1 50.0	-
運輸・通信	17	13 76.5	10 58.8	6 35.3	1 5.9	3 17.6	4 23.5	11 64.7	2 11.8
電気・ガス	4	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-	-	-	4 100.0	-
サービス業	35	22 62.9	24 68.6	15 42.9	5 14.3	1 2.9	10 28.6	22 62.9	3 8.6
医療関係等	19	15 78.9	17 89.5	12 63.2	-	-	9 47.4	9 47.4	1 5.3
その他	23	19 82.6	18 78.3	11 47.8	2 8.7	-	5 21.7	17 73.9	1 4.3
20～49人	126	86 68.3	83 65.9	31 24.6	14 11.1	7 5.6	20 15.9	92 73.0	14 11.1
50～99人	55	47 85.5	43 78.2	29 52.7	1 1.8	-	17 30.9	37 67.3	1 1.8
100人以上	46	41 89.1	38 82.6	24 52.2	-	-	33 71.7	11 23.9	2 4.3
※101人以上	45	-	-	-	-	-	32 71.1	11 24.4	2 4.4
24年調査計	237	185 78.1	191 80.6	87 36.7	12 5.1	6 2.5	72 30.4	147 62.0	18 7.6
23年調査計	268	252 94.0	-	-	13 4.9	3 1.1	86 32.1	161 60.1	21 7.8

※次世代育成支援法により、101人以上の事業所には「行動計画」を作成し届出る義務があります。

全事業所における育児休業制度の規定状況



2) 規定内容

育児休業制度の期間は「子が1歳6ヶ月に達するまで」の46.0%、賃金は「無給」89.1%が最多

育児休業制度の規定内容は、期間を「子が1歳6ヶ月に達するまで」としている事業所の割合が46.0%で最も高く、次いで「子が満1歳未満」の42.0%となっている。

賃金支給については、「無給」が89.1%と大部分を占めている。

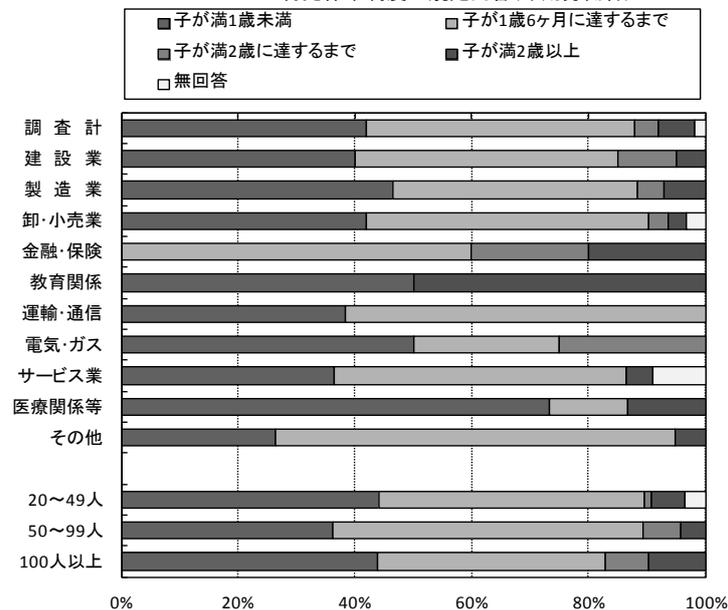
労働者規模別で見ると、全体的傾向は規模が大きい事業所ほど取得できる期間が長くなる割合が高まる傾向にある。

表19-1 育児休業制度の規定内容（常用労働者）

下段：%

区分	育児休業制度を定めている事業所	期間					賃金			
		子が満1歳未満	子が1歳6ヶ月に達するまで	子が満2歳に達するまで	子が満2歳以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調査計	174	73 42.0	80 46.0	7 4.0	11 6.3	3 1.7	3 1.7	10 5.7	155 89.1	6 3.4
建設業	20	8 40.0	9 45.0	2 10.0	1 5.0	-	-	3 15.0	17 85.0	-
製造業	43	20 46.5	18 41.9	2 4.7	3 7.0	-	-	1 2.3	42 97.7	-
卸・小売業	31	13 41.9	15 48.4	1 3.2	1 3.2	1 3.2	1 3.2	2 6.5	26 83.9	2 6.5
金融・保険	5	-	3 60.0	1 20.0	1 20.0	-	-	1 20.0	4 80.0	-
教育関係	2	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	1 50.0	1 50.0	-
運輸・通信	13	5 38.5	8 61.5	-	-	-	-	2 15.4	11 84.6	-
電気・ガス	4	2 50.0	1 25.0	1 25.0	-	-	-	-	3 75.0	1 25.0
サービス業	22	8 36.4	11 50.0	-	1 4.5	2 9.1	1 4.5	-	18 81.8	3 13.6
医療関係等	15	11 73.3	2 13.3	-	2 13.3	-	-	-	15 100.0	-
その他	19	5 26.3	13 68.4	-	1 5.3	-	1 5.3	-	18 94.7	-
20～49人	86	38 44.2	39 45.3	1 1.2	5 5.8	3 3.5	2 2.3	3 3.5	76 88.4	5 5.8
50～99人	47	17 36.2	25 53.2	3 6.4	2 4.3	-	1 2.1	6 12.8	39 83.0	1 2.1
100人以上	41	18 43.9	16 39.0	3 7.3	4 9.8	-	-	1 2.4	40 97.6	-
24年調査計	185	84 45.4	69 37.3	12 6.5	14 7.6	6 3.2	1 0.5	18 9.7	156 84.3	10 5.4
23年調査計	252	130 51.6	82 32.5	14 5.6	24 9.5	2 0.8	5 2.0	15 6.0	230 91.3	2 0.8

育児休業制度の規定内容(常用労働者)



■ 正規の職員・従業員

育児休業制度の期間は「子が満1歳未満」の47.0%、賃金は「無給」90.2%が最多

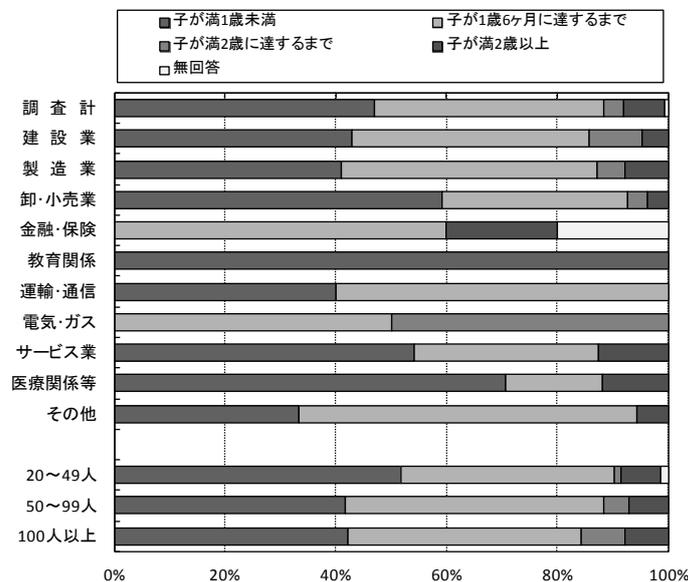
○正規の職員・従業員は、期間において常用労働者より「子が満1歳未満」の割合が高まり最も多くなる。

表19-2 育児休業制度の規定内容（正規の職員・従業員）

下段：%

区分	育児休業制度を定めている事業所	期 間					賃 金			
		子が満1歳未満	子が1歳6ヶ月に達するまで	子が満2歳に達するまで	子が満2歳以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調査計	164	77 47.0	68 41.5	6 3.7	12 7.3	1 0.6	3 1.8	8 4.9	148 90.2	5 3.0
建設業	21	9 42.9	9 42.9	2 9.5	1 4.8	-	-	2 9.5	18 85.7	1 4.8
製造業	39	16 41.0	18 46.2	2 5.1	3 7.7	-	-	1 2.6	38 97.4	-
卸・小売業	27	16 59.3	9 33.3	1 3.7	1 3.7	-	1 3.7	2 7.4	23 85.2	1 3.7
金融・保険	5	-	3 60.0	-	1 20.0	1 20.0	-	-	4 80.0	1 20.0
教育関係	1	1 100.0	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-
運輸・通信	10	4 40.0	6 60.0	-	-	-	-	1 10.0	9 90.0	-
電気・ガス	2	-	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	2 100.0	-
サービス業	24	13 54.2	8 33.3	-	3 12.5	-	1 4.2	2 8.3	19 79.2	2 8.3
医療関係等	17	12 70.6	3 17.6	-	2 11.8	-	-	-	17 100.0	-
その他	18	6 33.3	11 61.1	-	1 5.6	-	1 5.6	-	17 94.4	-
20～49人	83	43 51.8	32 38.6	1 1.2	6 7.2	1 1.2	3 3.6	2 2.4	73 88.0	5 6.0
50～99人	43	18 41.9	20 46.5	2 4.7	3 7.0	-	-	6 14.0	37 86.0	-
100人以上	38	16 42.1	16 42.1	3 7.9	3 7.9	-	-	-	38 100.0	-
24年調査計	185	84 45.4	69 37.3	12 6.5	14 7.6	6 3.2	1 0.5	18 9.7	156 84.3	10 5.4
23年調査計										

育児休業制度の規定内容(正規の職員・従業員)



■ 非正規労働者

育児休業制度の期間は「子が満1歳未満」の48.8%、賃金は「無給」94.0%が最多

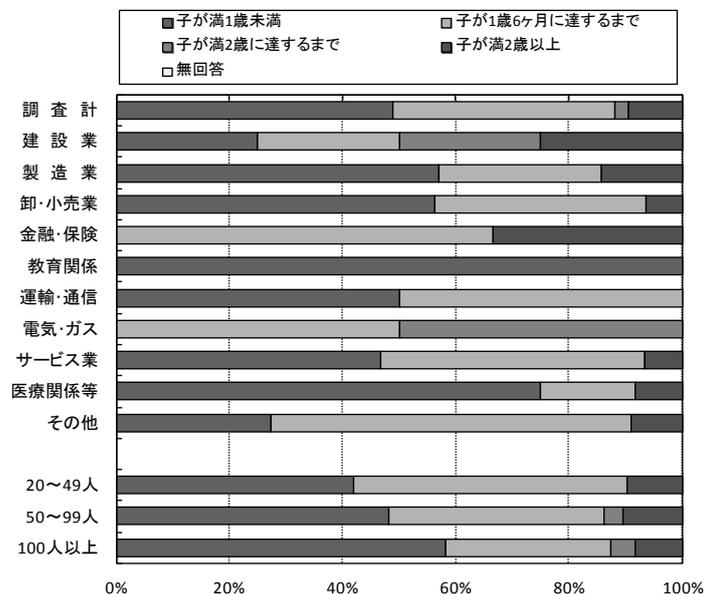
- 非正規労働者は、正規の職員・従業員と同様の傾向を示している。
- 賃金支給については、支給の割合が下がり、無給の割合が高まる。

表19-3 育児休業制度の規定内容（非正規労働者）

下段：%

区分	育児休業制度を定めている事業所	期間					賃金			
		子が満1歳未満	子が1歳6ヶ月に達するまで	子が満2歳に達するまで	子が満2歳以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調査計	84	41 48.8	33 39.3	2 2.4	8 9.5	-	1 1.2	3 3.6	79 94.0	1 1.2
建設業	4	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	-	-	4 100.0	-
製造業	14	8 57.1	4 28.6	-	2 14.3	-	-	-	14 100.0	-
卸・小売業	16	9 56.3	6 37.5	-	1 6.3	-	-	1 6.3	14 87.5	1 6.3
金融・保険	3	-	2 66.7	-	1 33.3	-	-	-	3 100.0	-
教育関係	1	1 100.0	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-
運輸・通信	6	3 50.0	3 50.0	-	-	-	-	1 16.7	5 83.3	-
電気・ガス	2	-	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	2 100.0	-
サービス業	15	7 46.7	7 46.7	-	1 6.7	-	-	1 6.7	14 93.3	-
医療関係等	12	9 75.0	2 16.7	-	1 8.3	-	-	-	12 100.0	-
その他	11	3 27.3	7 63.6	-	1 9.1	-	1 9.1	-	10 90.9	-
20～49人	31	13 41.9	15 48.4	-	3 9.7	-	1 3.2	1 3.2	29 93.5	-
50～99人	29	14 48.3	11 37.9	1 3.4	3 10.3	-	-	2 6.9	26 89.7	1 3.4
100人以上	24	14 58.3	7 29.2	1 4.2	2 8.3	-	-	-	24 100.0	-
24年調査計	185	84 45.4	69 37.3	12 6.5	14 7.6	6 3.2	1 0.5	18 9.7	156 84.3	10 5.4
23年調査計										

育児休業制度の規定内容(非正規労働者)



3) 取得者の状況

育児休業取得者の割合は女性 95.2%、男性 0.7%
 育児休業取得日数の平均は女性 206.6 日、男性 9.5 日

出産者(配偶者が出産した男性を含む。)に占める育児休業取得者の割合は、女性は95.2%、男性は0.7%であり、また、育児休業取得者の男女別構成は、女性が98.8%、男性が1.2%となっている。

労働者規模別に女性の育児休業取得者割合をみると、20~49人が100%で最も高く、次いで100人以上の95.2%となっている。

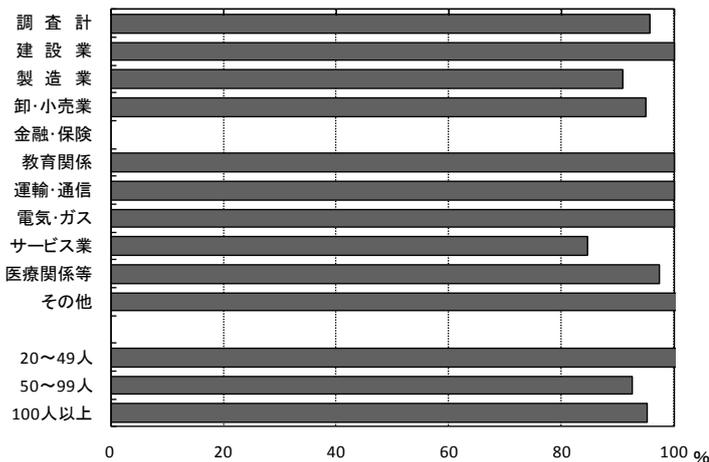
育児休業の平均取得日数は、女性が206.6日、男性が9.5日である。女性の平均取得日数を労働者規模別にみると、100人以上の231.6日が最長になっており、最短である20~49人の154.0日との差は77.6日となっている。

表20-1 育児休業取得者割合(常用労働者) 下段: %

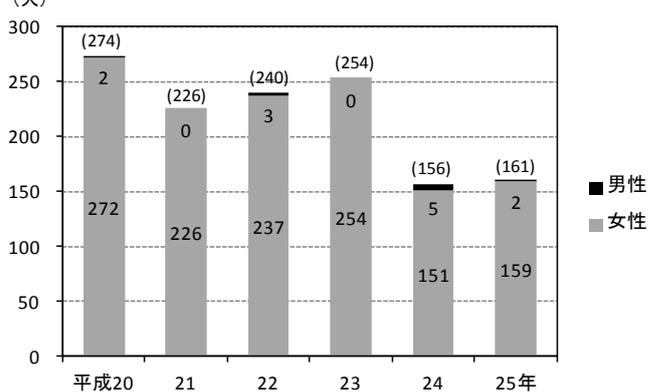
区分	育児休業取得者数			出産者に占める育児休業者の割合:A/C%	配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合:B/D%	出産者数			育児休業平均取得日数	
	計	女性:A	男性:B			計	女性:C	男性(配偶者が出産):D	女性	男性
調査計	161	159	2	95.2	0.7	440	167	273	206.6	9.5
建設業	2	2	0	100.0	0.0	23	2	21	180.5	-
製造業	30	30	0	100.0	0.0	159	33	126	171.3	-
卸・小売業	20	19	1	95.0	2.0	70	20	50	247.7	5.0
金融・保険	0	0	0	-	0.0	0	0	0	-	-
教育関係	1	1	0	100.0	0.0	1	1	0	300.0	-
運輸・通信	2	2	0	100.0	0.0	10	2	8	121.5	-
電気・ガス	4	4	0	100.0	0.0	10	4	6	89.7	-
サービス業	11	11	0	100.0	0.0	50	13	37	201.0	-
医療関係等	77	76	1	98.7	4.3	101	78	23	267.8	14.0
その他	14	14	0	100.0	0.0	16	14	2	234.9	-
20~49人	14	14	0	100.0	0.0	46	14	32	154.0	-
50~99人	26	25	1	96.2	3.3	57	27	30	205.5	5.0
100人以上	121	120	1	99.2	0.5	337	126	211	231.6	14.0
24年調査計	156	151	5	96.8	1.9	424	161	263	215.4	45.7
23年調査計	254	254	0	100.0	-	580	266	314	233.6	-

※平均取得日数は、回答があった平均日数の合計を回答母数で割っています。

出産者に占める育児休業者の割合(常用労働者)



育児休業取得者数の推移(常用労働者)



■ 正規の職員・従業員

育児休業取得者の割合は女性 92.5%、男性 0.8%

育児休業取得日数の平均は女性 240.6日、男性 10.5日

- 正規の職員・従業員は、常用労働者と同様の傾向を示している。
- 正規の職員・従業員は、育児休業取得日数が常用労働者より増加する。

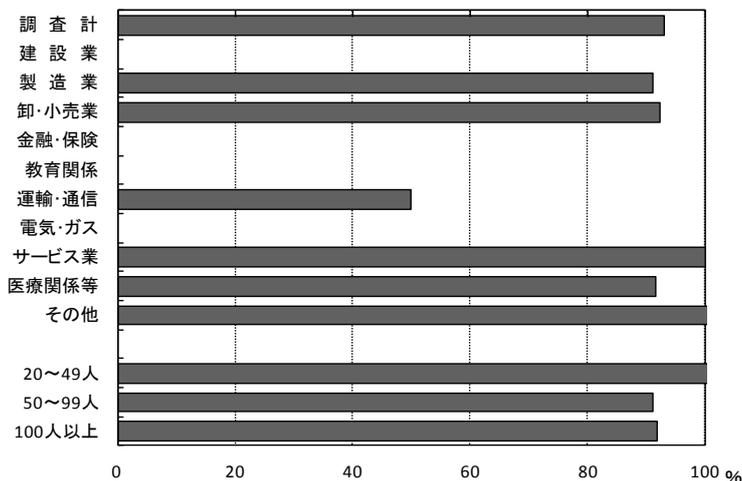
表20-2 育児休業取得者割合（正規の職員・従業員）

下段：%

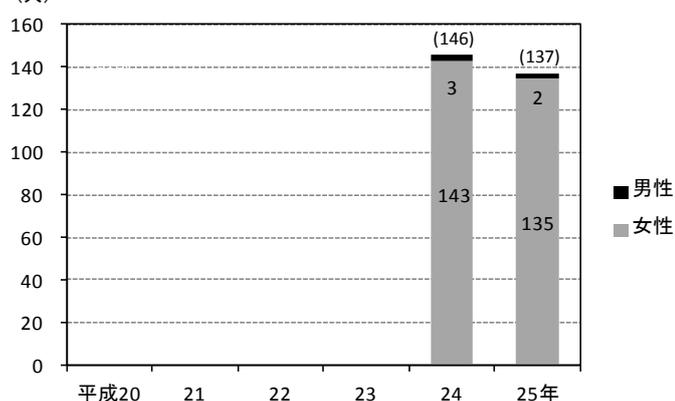
区分	育児休業取得者数			出産者に占める育児休業者の割合 :A/C%	配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合 :B/D%	出産者数			育児休業平均取得日数	
	計	女性:A	男性:B			計	女性:C	男性(配偶者が出産) :D	女性	男性
調査計	137	135 98.5	2 1.5	92.5	0.8	395	146	249	240.6	10.5
建設業	1	1 100.0	0	0.0	0.0	15	1	14	181.0	0
製造業	31	31 100.0	0	91.2	0.0	171	34	137	237.5	-
卸・小売業	12	12 100.0	0	92.3	0.0	60	13	47	258.3	0
金融・保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信	1	1 100.0	0	50.0	0.0	6	2	4	40.0	0
電気・ガス	2	2 100.0	0	0.0	0.0	4	2	2	66.0	0
サービス業	8	8 100.0	0	100.0	0.0	31	8	23	229.3	0
医療関係等	69	67 97.1	2 2.9	91.8	11.1	91	73	18	264.6	10.5
その他	13	13 100.0	0	100.0	0.0	17	13	4	280.7	0
20~49人	13	13 100.0	0	100.0	0.0	39	13	26	258.6	0
50~99人	21	21 100.0	0	91.3	0.0	53	23	30	224.8	0
100人以上	103	101 98.1	2 1.9	91.8	1.0	303	110	193	243.0	10.5
24年調査計	156	151 96.8	5 3.2	93.8	1.9	424	161	263	215.4	46
23年調査計										

※平均取得日数は、回答があった平均日数の合計を回答母数で割っています。

出産者に占める育児休業者の割合（正規の職員・従業員）



(人) 育児休業取得者数の推移(正規の職員・従業員)



■ 非正規労働者

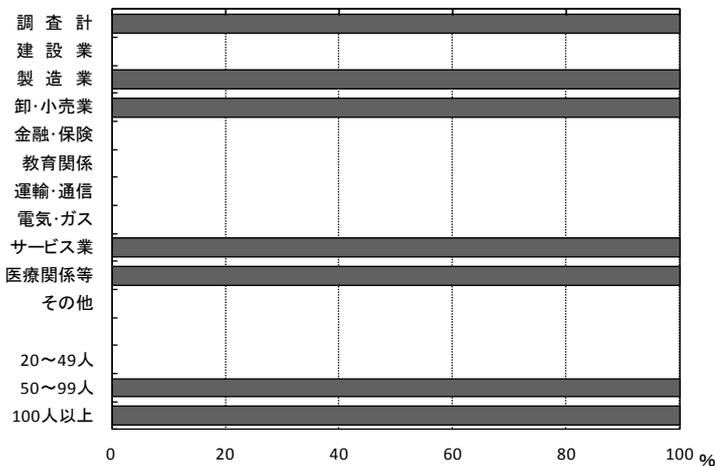
育児休業取得者の割合は女性 100%、男性 0%
 育児休業取得日数の平均は女性 218.3 日、男性 0 日

- 非正規労働者は、常用労働者と同様の傾向を示している。
- 女性の取得割合は 100%となるものの、取得日数が正規の職員・従業員より少なくなっている。
- 男性の取得割合は 0%となってしまう。

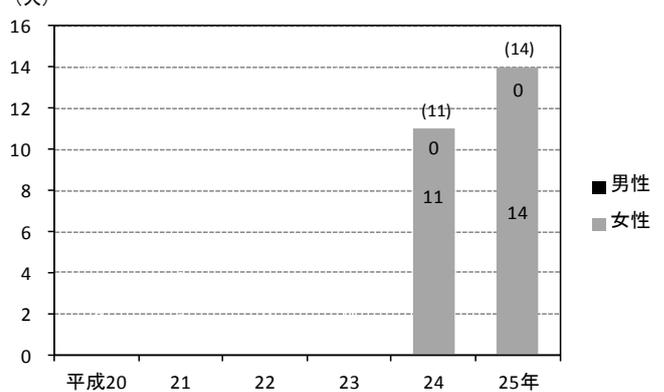
表20-3 育児休業取得者割合（非正規労働者） 下段：%

区分	育児休業取得者数			出産者に占める育児休業者の割合 :A/C%	配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合 :B/D%	出産者数			育児休業平均取得日数	
	計	女性:A	男性:B			計	女性:C	男性(配偶者が出産):D	女性	男性
調査計	14	14	0	100.0	0.0	20	14	6	218.3	0
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	2	2	0	100.0	0.0	6	2	4	95.0	0
卸・小売業	3	3	0	100.0	0.0	3	3	-	200.0	0
金融・保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	2	2	0	100.0	0.0	4	2	2	286.0	0
医療関係等	5	5	0	100.0	0.0	5	5	0	314.5	0
その他	2	2	0	0.0	0.0	2	2	-	205	0
20～49人	3	3	0	0.0	0.0	3	3	-	0	0
50～99人	3	3	0	100.0	0.0	3	3	-	220.0	0
100人以上	8	8	0	100.0	0.0	14	8	6	267.2	0
24年調査計	156	151	5	96.8	3.2	424	161	263	215.4	45.7
23年調査計										

出産者に占める育児休業者の割合（非正規労働者）



育児休業取得者数の推移(非正規労働者)



4) 取得日数内訳

育児休業取得日数内訳は女性の場合9ヶ月～12ヶ月未満が多数、男性の場合は3ヶ月未満のみ

育児休業取得日数内訳は、女性の場合9ヶ月～12ヶ月未満が56.3%を占めており、次いで、6ヶ月～9ヶ月未満の15.6%となっている。男性の場合は取得者が少ないものの、3ヶ月未満の100%となっている。労働者規模別にみると、女性の3ヶ月未満の取得割合は、20～49人で高くなっている。

表21-1 育児休業の取得日数内訳（常用労働者）

下段：女性・男性それぞれの取得者総数に対する割合 %

区分	3ヶ月未満		3～6ヶ月未満		6～9ヶ月未満		9～12ヶ月未満		12～24ヶ月未満		24ヶ月以上	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
調査計	10 6.3	5 100.0	21 13.1	-	25 15.6	-	90 56.3	-	14 8.8	-	-	-
建設業	-	-	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-
製造業	4 12.5	-	5 15.6	-	8 25.0	-	12 37.5	-	3 9.4	-	-	-
卸・小売業	1 4.5	1 100.0	-	-	4 18.2	-	12 54.5	-	5 22.7	-	-	-
金融・保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育関係	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-
運輸・通信	1 50.0	-	-	-	-	-	1 50.0	-	-	-	-	-
電気・ガス	2 50.0	-	2 50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	1 9.1	-	2 18.2	-	2 18.2	-	6 54.5	-	-	-	-	-
医療関係等	-	1 100.0	8 11.1	-	9 12.5	-	54 75.0	-	1 1.4	-	-	-
その他	1 7.1	3 100.0	3 21.4	-	1 7.1	-	4 28.6	-	5 35.7	-	-	-
20～49人	5 35.7	-	4 28.6	-	1 7.1	-	2 14.3	-	2 14.3	-	-	-
50～99人	3 11.1	1 100.0	5 18.5	-	4 14.8	-	8 29.6	-	7 25.9	-	-	-
100人以上	2 1.7	1 100.0	12 10.1	-	20 16.8	-	80 67.2	-	5 4.2	-	-	-
24年調査計	12 7.9	3 37.5	17 11.3	-	22 14.6	5 62.5	85 56.3	-	13 8.6	-	2 1.3	-
23年調査計	24 9.3	-	20 7.7	-	32 12.4	-	160 61.8	-	19 7.3	-	4 1.5	-

※取得者数は回答記入人数を優先するため、表20-1の取得者と一致しない場合があります。

■ 正規の職員・従業員

育児休業取得日数内訳は女性の場合9ヶ月～12ヶ月未満が多数、男性の場合は3ヶ月未満のみ

○正規の職員・従業員は、常用労働者と同様の傾向を示している。

■ 非正規労働者

育児休業取得日数内訳は女性の場合9ヶ月～12ヶ月未満が多いものの1年以内で分散し、男性の場合は取得者なし

○非正規労働者は、取得者数が少なく傾向が読み取れない。

表21-2 育児休業の取得日数内訳（正規の職員・従業員）

下段：女性・男性それぞれの取得者総数に対する割合 %

区分	3ヶ月未満		3～6ヶ月未満		6～9ヶ月未満		9～12ヶ月未満		12～24ヶ月未満		24ヶ月以上	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
調査計	4 3.2	2 100.0	15 11.9	-	27 21.4	-	56 44.4	-	24 19.0	-	-	-
建設業	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-
製造業	1 3.2	-	3 9.7	-	10 32.3	-	14 45.2	-	3 9.7	-	-	-
卸・小売業	-	-	-	-	4 28.6	-	7 50.0	-	3 21.4	-	-	-
金融・保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	1 12.5	-	2 25.0	-	2 25.0	-	2 25.0	-	1 12.5	-	-	-
医療関係等	-	2 100.0	6 10.7	-	8 14.3	-	30 53.6	-	12 21.4	-	-	-
その他	-	-	3 23.1	-	2 15.4	-	3 23.1	-	5 38.5	-	-	-
20～49人	1 8.3	-	2 16.7	-	4 33.3	-	2 16.7	-	3 25.0	-	-	-
50～99人	2 9.1	-	4 18.2	-	3 13.6	-	6 27.3	-	7 31.8	-	-	-
100人以上	1 1.1	2 100.0	9 9.8	-	20 21.7	-	48 52.2	-	14 15.2	-	-	-
24年調査計	12 7.9	3 37.5	17 11.3	-	22 14.6	5 62.5	85 56.3	-	13 8.6	-	2 1.3	-
23年調査計												

※取得者数は回答記入人数を優先するため、表20-2の取得者と一致しない場合があります。

表21-3 育児休業の取得日数内訳（非正規労働者）

下段：女性・男性それぞれの取得者総数に対する割合 %

区分	3ヶ月未満		3～6ヶ月未満		6～9ヶ月未満		9～12ヶ月未満		12～24ヶ月未満		24ヶ月以上	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
調査計	2 14.3	-	3 21.4	-	2 14.3	-	6 42.9	-	-	-	1 7.1	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸・小売業	-	-	1 33.3	-	1 33.3	-	1 33.3	-	-	-	-	-
金融・保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	-	-
医療関係等	-	-	1 20.0	-	-	-	3 60.0	-	-	-	1 20.0	-
その他	1 50.0	-	-	-	-	-	1 50.0	-	-	-	-	-
20～49人	2 66.7	-	-	-	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-
50～99人	-	-	1 33.3	-	1 33.3	-	1 33.3	-	-	-	-	-
100人以上	-	-	2 25.0	-	-	-	5 62.5	-	-	-	1 12.5	-
24年調査計	12 7.9	3 37.5	17 11.3	-	22 14.6	5 62.5	85 56.3	-	13 8.6	-	2 1.3	-
23年調査計												

※取得者数は回答記入人数を優先するため、表20-3の取得者と一致しない場合があります。

2. 育児短時間勤務制度等

1) 規定状況

育児短時間勤務制度等の規定率は73.6%

育児短時間勤務制度等を「定めている」事業所は73.6%となっている。

「定めている」とする167事業所において、その制度内容としては「短時間勤務制度」が75.4%で最も多く、次いで「所定外労働の免除」が53.3%となっている。

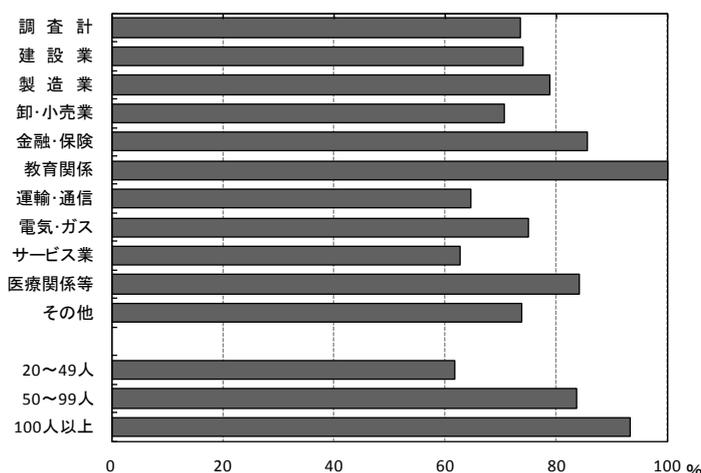
労働者規模別にみると、規定率は規模が大きくなるにつれて高くなり、100人以上の93.5%が最も高くなっている。一方、産業別の規定率は、回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、金融・保険が85.7%で最も高くなっている。また、制度の内容としては、規模別、産業別いずれの場合も、最も多いのが「短時間勤務制度」で、次いで「所定外労働の免除」または「始業終業時刻の繰上・繰下」の傾向となっている。

表22-1 育児短時間勤務制度等の規定状況（常用労働者）

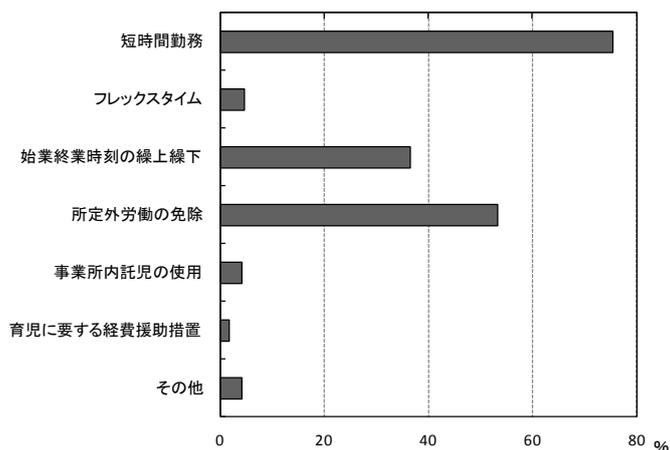
下段：%

区分	事業所総数	育児短時間制度を定めている	内容（複数回答）							育児短時間制度を定めていない	無回答
			短時間勤務	フレックスタイム	始業終業時刻の繰上繰下	所定外労働の免除	事業所内託児の使用	育児に要する経費援助措置	その他		
調査計	227	167 73.6	126 75.4	8 4.8	61 36.5	89 53.3	7 4.2	3 1.8	7 4.2	32 14.1	28 12.3
建設業	27	20 74.1	15 75.0	2 10.0	9 45.0	8 40.0	-	-	-	1 3.7	6 22.2
製造業	52	41 78.8	34 82.9	3 7.3	9 22.0	21 51.2	1 2.4	1 2.4	3 7.3	7 13.5	4 7.7
卸・小売業	41	29 70.7	21 72.4	2 6.9	16 55.2	17 58.6	1 3.4	1 3.4	1 3.4	7 17.1	5 12.2
金融・保険	7	6 85.7	3 50.0	-	1 16.7	2 33.3	-	-	1 16.7	1 14.3	-
教育関係	2	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	-	-	-
運輸・通信	17	11 64.7	8 72.7	-	2 18.2	6 54.5	-	-	-	2 11.8	4 23.5
電気・ガス	4	3 75.0	2 66.7	-	-	2 66.7	-	-	-	1 25.0	-
サービス業	35	22 62.9	19 86.4	1 4.5	9 40.9	14 63.6	-	-	-	6 17.1	7 20.0
医療関係等	19	16 84.2	11 68.8	-	6 37.5	11 68.8	5 31.3	1 6.3	1 6.3	2 10.5	1 5.3
その他	23	17 73.9	12 70.6	-	8 47.1	8 47.1	-	-	1 5.9	5 21.7	1 4.3
20~49人	126	78 61.9	57 73.7	3 3.8	30 38.5	38 48.7	-	-	4 5.7	26 20.6	22 17.5
50~99人	55	46 83.6	31 67.4	3 6.5	13 28.3	23 50.0	1 2.2	1 2.2	-	5 9.1	4 7.3
100人以上	46	43 93.5	38 88.4	2 4.7	18 41.9	28 65.1	6 14.0	2 4.7	3 7.0	1 2.2	2 4.3
24年調査計	237	168 70.9	134 79.8	32 19.0	78 46.4	103 61.3	33 19.6	29 17.3	28 16.7	31 13.1	15 6.3
23年調査計	268	210 78.4	135 64.3	18 8.6	72 34.3	76 36.2	7 3.3	6 2.9	8 3.8	51 19.0	7 2.6

育児短時間制度等を定めている事業所（常用労働者）



育児短時間勤務制度等の規定状況（常用労働者）



■ 正規の職員・従業員

育児短時間勤務制度等の規定率は 73.6%

- 正規の職員・従業員は、常用労働者と同様の傾向を示している。
- 産業別の規定率は、医療関係等が 89.5%で最も高い。

■ 非正規労働者

育児短時間勤務制度等の規定率は 44.4%

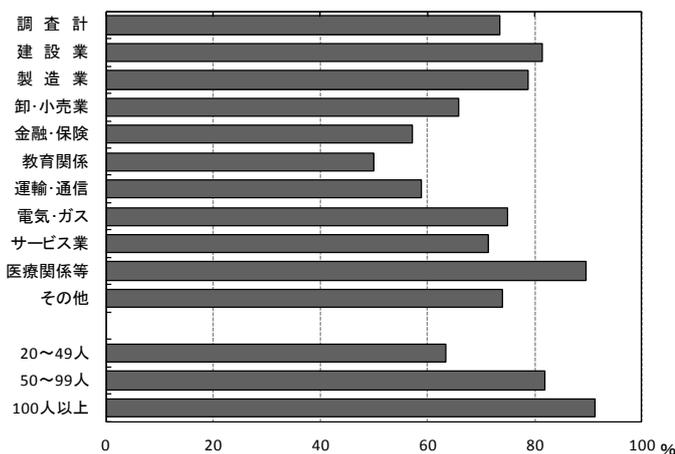
- 非正規労働者を対象とした育児短時間勤務制度を定めた比率は、44.4%と低くなる。
- 産業別の規定率は、医療関係等が 73.7%で最も高い。

表22-2 育児短時間勤務制度等の規定状況（正規の職員・従業員）

下段：%

区分	事業所総数 (正規の職員・従業員 のいる)	育児短時間 制度を 定めて いる	内容（複数回答）							育児短時間 制度を 定めて いない	無回答
			短時間 勤務	フレックスタイム	始業終業 時刻の 線上線下	所定外労働 の免除	事業所内 託児の 使用	育児に要 する経費 援助措置	その他		
調査計	227	167 73.6	125 74.9	9 5.4	59 35.3	88 52.7	6 3.6	3 1.8	7 4.2	29 12.8	31 13.7
建設業	27	22 81.5	15 68.2	2 9.1	9 40.9	8 36.4	-	-	-	2 7.4	3 11.1
製造業	52	41 78.8	35 85.4	3 7.3	9 22.0	21 51.2	-	1 2.4	3 7.3	4 7.7	7 13.5
卸・小売業	41	27 65.9	18 66.7	3 11.1	13 48.1	15 55.6	1 3.7	1 3.7	1 3.7	7 17.1	7 17.1
金融・保険	7	4 57.1	2 50.0	-	1 25.0	2 50.0	-	-	1 25.0	1 14.3	2 28.6
教育関係	2	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 50.0
運輸・通信	17	10 58.8	8 80.0	-	2 20.0	6 60.0	-	-	-	1 5.9	6 35.3
電気・ガス	4	3 75.0	2 66.7	-	-	2 66.7	-	-	-	1 25.0	-
サービス業	35	25 71.4	22 88.0	1 4.0	10 40.0	14 56.0	-	-	-	6 17.1	4 11.4
医療関係等	19	17 89.5	11 64.7	-	7 41.2	12 70.6	5 29.4	1 5.9	1 5.9	2 10.5	-
その他	23	17 73.9	12 70.6	-	8 47.1	8 47.1	-	-	1 5.9	5 21.7	1 4.3
20~49人	126	80 63.5	58 72.5	4 5.0	27 33.8	37 46.3	-	-	5 6.3	25 19.8	21 16.7
50~99人	55	45 81.8	30 66.7	3 6.7	14 31.1	24 53.3	1 2.2	1 2.2	-	4 7.3	6 10.9
100人以上	46	42 91.3	37 88.1	2 4.8	18 42.9	27 64.3	5 11.9	2 4.8	2 4.8	-	4 8.7
24年調査計	237	168 70.9	134 79.8	32 19.0	78 46.4	103 61.3	33 19.6	29 17.3	28 16.7	31 13.1	15 6.3
23年調査計											

育児短時間制度等を定めている事業所（正規の職員・従業員）



育児短時間勤務制度等の規定状況（正規の職員・従業員）

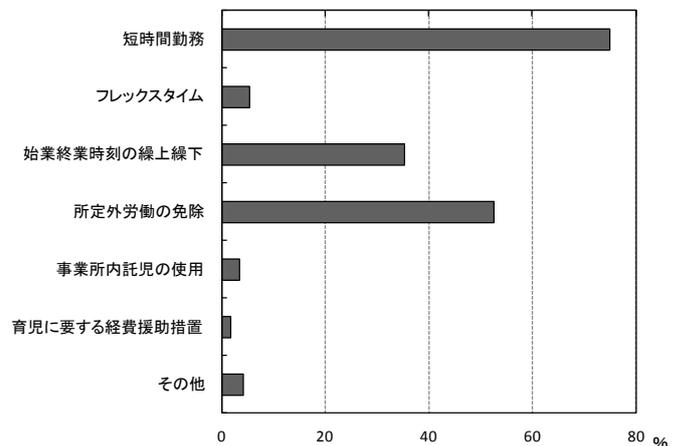
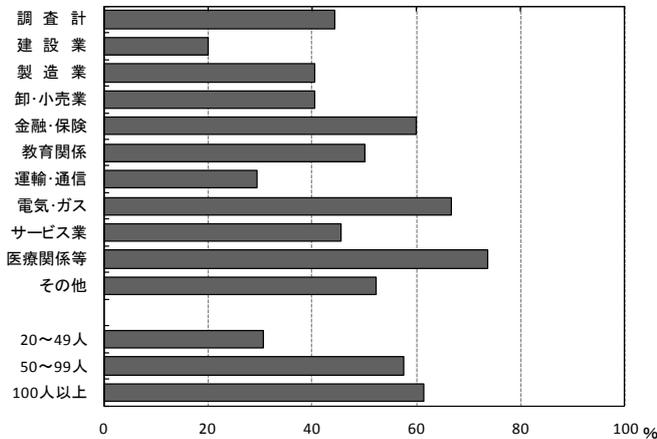


表22-3 育児短時間勤務制度等の規定状況（非正規労働者）

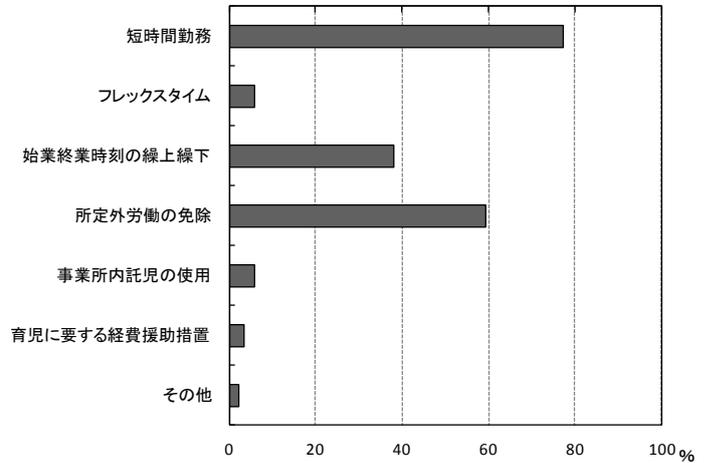
下段：%

区分	事業所総数 (非正規労働者のいる)	育児短時間制度を定めている	内容（複数回答）						育児短時間制度を定めていない	無回答	
			短時間勤務	フレックスタイム	始業終業時刻の繰上繰下	所定外労働の免除	事業所内託児の使用	育児に要する経費援助措置			その他
調査計	189	84 44.4	65 77.4	5 6.0	32 38.1	50 59.5	5 6.0	3 3.6	2 2.4	64 33.9	79 41.8
建設業	15	3 11.1	3 100.0	1 33.3	-	2 66.7	-	-	-	7 25.9	17 63.0
製造業	37	15 28.8	14 93.3	1 6.7	4 26.7	8 53.3	-	1 6.7	-	20 38.5	17 32.7
卸・小売業	37	15 40.5	12 80.0	2 13.3	9 60.0	11 73.3	1 6.7	1 6.7	1 6.7	13 31.7	13 31.7
金融・保険	5	3 42.9	2 66.7	-	-	1 33.3	-	-	-	2 28.6	2 28.6
教育関係	2	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 50.0
運輸・通信	17	5 29.4	4 80.0	-	2 40.0	3 60.0	-	-	-	3 17.6	9 52.9
電気・ガス	3	2 50.0	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	-	-	2 50.0
サービス業	33	15 42.9	14 93.3	1 6.7	7 46.7	10 66.7	-	-	-	8 22.9	12 34.3
医療関係等	19	14 73.7	8 57.1	-	6 42.9	9 64.3	4 28.6	1 7.1	-	5 26.3	-
その他	21	11 47.83	7 63.6	-	4 36.4	5 45.5	-	-	1 9.1	6 26.1	6 26.1
20～49人	98	30 30.6	24 80.0	1 3.3	13 43.3	18 60.0	-	-	2 6.7	44 34.9	52 41.3
50～99人	47	27 57.4	17 63.0	3 11.1	10 37.0	15 55.6	1 3.7	1 3.7	-	11 20.0	17 30.9
100人以上	44	27 61.4	24 88.9	1 3.7	9 33.3	17 63.0	4 14.8	2 7.4	-	9 19.6	10 21.7
24年調査計	237	168 70.9	134 79.8	32 19.0	78 46.4	103 61.3	33 19.6	29 17.3	28 16.7	31 13.1	15 6.3
23年調査計											

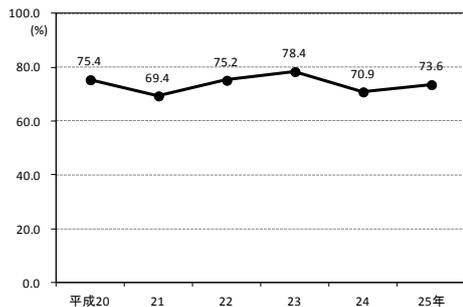
育児短時間制度等を定めている事業所（非正規労働者）



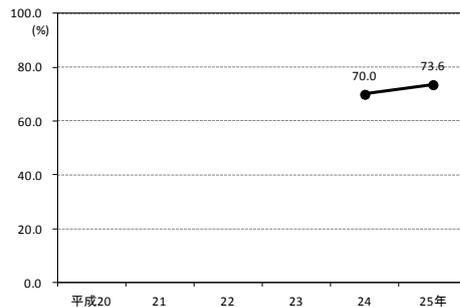
育児短時間勤務制度等の規定状況（非正規労働者）



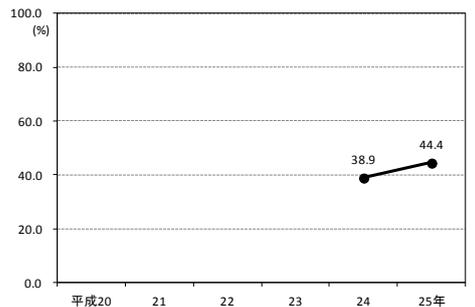
育児短時間制度の制定率の推移(常用労働者)



育児短時間制度の制定率の推移(正規の職員・従業員)



育児短時間制度の制定率の推移(非正規労働者)



2) 規定状況 (対象)

育児短時間勤務制度等の対象は「3歳まで」が64.7%で最多

育児短時間勤務制度等を定めている167事業所において、制度等の対象は「3歳まで」が64.7%を占めて最も多くなっている。

これを労働者規模別、産業別にみると、「3歳まで」は50～99人規模と、回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと運輸・通信に多く、「小学生まで」は20～49人規模と建設業の割合が高くなってくる。

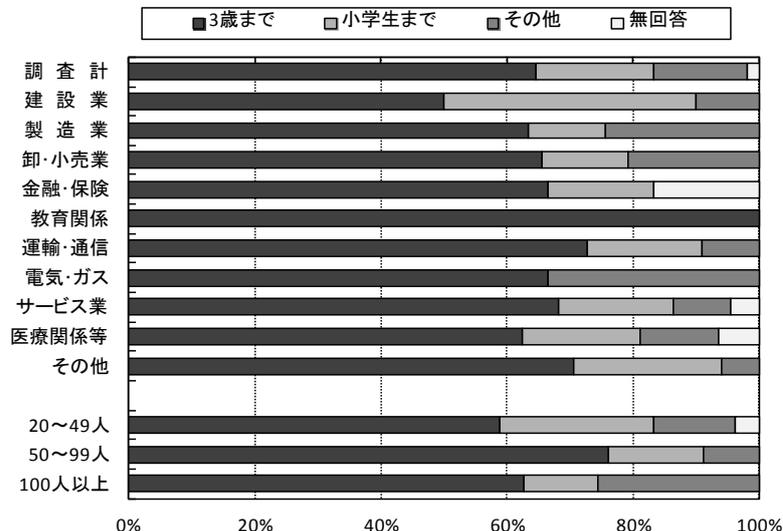
表23-1 育児短時間勤務制度等の規定状況 (常用労働者)

下段：%

区 分	事業所 総 数	育児短時 間制度を 定めてい る事業所	対 象			
			3歳まで	小学生 まで	その他	無回答
調 査 計	227	167	108	31	25	3
		73.6	64.7	18.6	15.0	1.8
建 設 業	27	20	10	8	2	-
		74.1	50.0	40.0	10.0	-
製 造 業	52	41	26	5	10	-
		78.8	63.4	12.2	24.4	-
卸・小売業	41	29	19	4	6	-
		70.7	65.5	13.8	20.7	-
金融・保険	7	6	4	1	-	1
		85.7	66.7	16.7	-	16.7
教育関係	2	2	2	-	-	-
		100.0	100.0	-	-	-
運輸・通信	17	11	8	2	1	-
		64.7	72.7	18.2	9.1	-
電気・ガス	4	3	2	-	1	-
		75.0	66.7	-	33.3	-
サービス業	35	22	15	4	2	1
		62.9	68.2	18.2	9.1	4.5
医療関係等	19	16	10	3	2	1
		84.2	62.5	18.8	12.5	6.3
その他	23	17	12	4	1	-
		73.9	70.6	23.5	5.9	-
20～49人	126	78	46	19	10	3
		61.9	59.0	24.4	12.8	3.8
50～99人	55	46	35	7	4	-
		83.6	76.7	15.2	8.7	-
100人以上	46	43	27	5	11	-
		93.5	62.8	11.6	25.6	-
24年調査計	237	168	95	40	32	1
		70.9	56.5	23.8	19.0	0.6
23年調査計	268	210	105	56	42	7
		78.4	50.0	26.7	20.0	3.3

※制度規定比率は、未回答を含む事業所総数に対する比率となっています。

育児短時間勤務制度等の対象(常用労働者)



■ 正規の職員・従業員

育児短時間勤務制度等の対象は「3歳まで」が65.9%で最多

○正規の職員・従業員は、常用労働者と同様の傾向を示している。

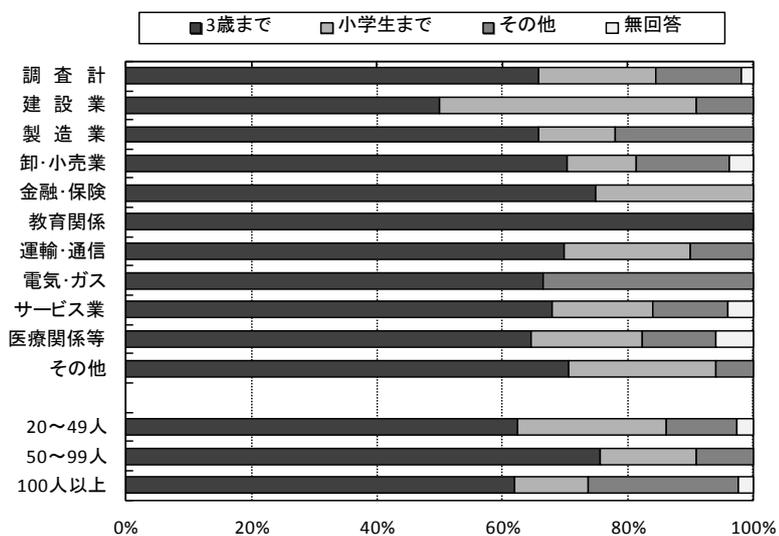
表23-2 育児短時間勤務制度等の規定状況（正規の職員・従業員）

下段：%

区 分	事業所総数 (正規の職員・従業員 のいる)	育児短時間制度を 定めている事業所	対 象			
			3歳まで	小学生 まで	その他	無回答
調 査 計	227	167	110	31	23	3
		73.6	65.9	18.6	13.8	1.8
建 設 業	27	22	11	9	2	-
		81.5	50.0	40.9	9.1	-
製 造 業	52	41	27	5	9	-
		78.8	65.9	12.2	22.0	-
卸・小売業	41	27	19	3	4	1
		65.9	70.4	11.1	14.8	3.7
金融・保険	7	4	3	1	-	-
		57.1	75.0	25.0	-	-
教育関係	2	1	1	-	-	-
		50.0	100.0	-	-	-
運輸・通信	17	10	7	2	1	-
		58.8	70.0	20.0	10.0	-
電気・ガス	4	3	2	-	1	-
		75.0	66.7	-	33.3	-
サービス業	35	25	17	4	3	1
		71.4	68.0	16.0	12.0	4.0
医療関係等	19	17	11	3	2	1
		89.5	64.7	17.6	11.8	5.9
その他	23	17	12	4	1	-
		73.9	70.6	23.5	5.9	-
20～49人	126	80	50	19	9	2
		63.5	62.5	23.8	11.3	2.5
50～99人	55	45	34	7	4	-
		81.8	75.6	15.6	8.9	-
100人以上	46	42	26	5	10	1
		91.3	61.9	11.9	23.8	2.4
24年調査計	237	168	95	40	32	1
		70.9	56.5	23.8	19.0	0.6
23年調査計						

*制度規定比率は、未回答を含む事業所総数に対する比率となっています。

育児短時間勤務制度等の対象（正規の職員・従業員）



■ 非正規労働者

育児短時間勤務制度等の対象は「3歳まで」が69.0%で最多

○非正規労働者の傾向に大きな違いは見受けられない。

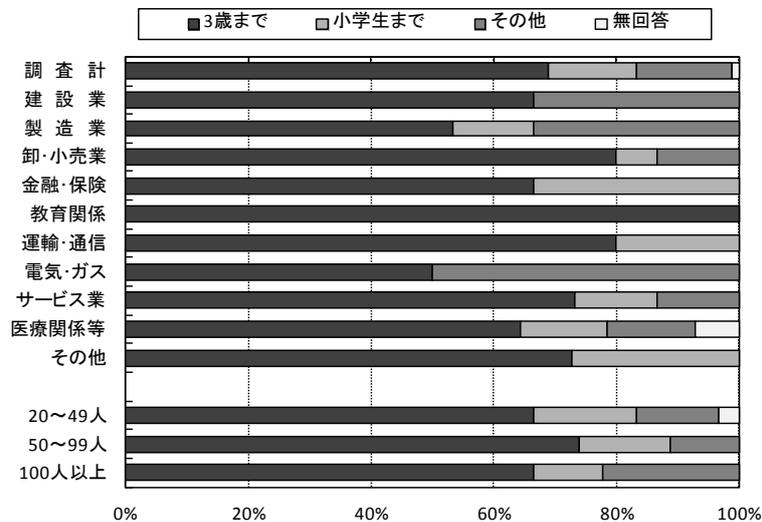
表23-3 育児短時間勤務制度等の規定状況（非正規労働者）

区 分	事業所総数 (非正規労働者のいる)	育児短時間制度を 定めている事業所	対 象			
			3歳まで	小学生 まで	その他	無回答
調 査 計	189	84	58	12	13	1
		44.4	69.0	14.3	15.5	1.2
建 設 業	15	3	2	-	1	-
		20.0	66.7	-	33.3	-
製 造 業	37	15	8	2	5	-
		40.5	53.3	13.3	33.3	-
卸・小売業	37	15	12	1	2	-
		40.5	80.0	6.7	13.3	-
金融・保険	5	3	2	1	-	-
		60.0	66.7	33.3	-	-
教育関係	2	1	1	-	-	-
		50.0	100.0	-	-	-
運輸・通信	17	5	4	1	-	-
		29.4	80.0	20.0	-	-
電気・ガス	3	2	1	-	1	-
		66.7	50.0	-	50.0	-
サービス業	33	15	11	2	2	-
		45.5	73.3	13.3	13.3	-
医療関係等	19	14	9	2	2	1
		73.7	64.3	14.3	14.3	7.1
その他	21	11	8	3	-	-
		52.4	72.7	27.3	-	-
20～49人	98	30	20	5	4	1
		30.6	66.7	16.7	13.3	3.3
50～99人	47	27	20	4	3	-
		57.4	74.7	14.8	11.7	-
100人以上	44	27	18	3	6	-
		61.4	66.7	11.7	22.2	-
24年調査計	237	168	95	40	32	1
		70.9	56.5	23.8	19.0	0.6
23年調査計						

下段：%

※制度規定比率は、未回答を含む事業所総数に対する比率となっています。

育児短時間勤務制度等の対象(非正規労働者)



3) 取得状況

制度内容で最も多いのは「育児に要する経費援助措置」

取得者で最も多いのは「フレックスタイム」

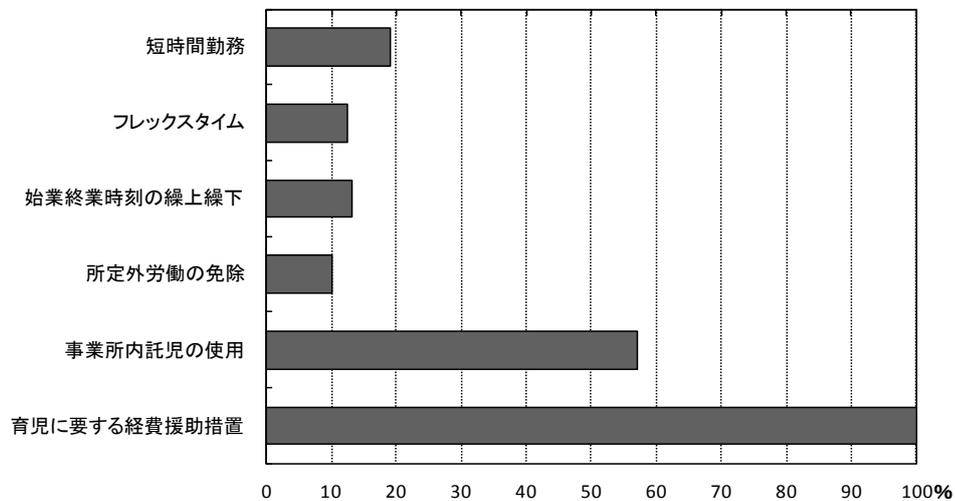
育児短時間勤務制度等を定めている事業所における、規定制度内容別にみた利用割合は、「育児に要する経費援助措置」の100%、次いで、「事業所内託児の使用」の57.1%となっている。なお、これを取得者数で見ると最も多いのが「フレックスタイム」で男女合わせて377人、次いで「事業所内託児の使用」の男女合わせて70人となっている。

表24 育児短時間勤務制度等取得者の状況

区分	育児短時間勤務制度を定めている事業所	男性・女性：人数 平均短縮：時間（分） 下段：%																							
		短時間勤務						フレックスタイム			始業終業時刻の線上線下			所定外労働の免除			事業所内託児の使用			育児に要する経費援助措置			その他		
		利用事業所	男性取得人数	女性取得人数	男性平均短縮	女性平均短縮	利用事業所	男性取得人数	女性取得人数	利用事業所	男性取得人数	女性取得人数	利用事業所	男性取得人数	女性取得人数	利用事業所	男性取得人数	女性取得人数	利用事業所	男性取得人数	女性取得人数	利用事業所	男性取得人数	女性取得人数	
調査計	167	24	1	42	68	91	1	324	53	8	-	28	9	-	21	4	6	64	3	3	10	-	-	-	
		19.0					12.5			13.1			10.1		57.1			100.0							
建設業	20	1	-	1	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		6.7																							
製造業	41	9	-	17	-	68	1	324	53	1	-	1	2	-	4	1	-	5	1	-	1	-	-	-	
		26.5					33.3			11.1		9.5		100.0		100.0									
卸・小売業	29	5	-	10	-	102	-	-	-	3	-	6	2	-	4	-	-	-	1	-	3	-	-	-	
		23.8								18.8		11.8							100.0						
金融・保険	6	1	1	-	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		33.3																							
教育関係	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運輸・通信	11	1	-	1	-	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		12.5																							
電気・ガス	3	1	-	2	-	75	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		50.0										50.0													
サービス業	22	2	-	2	-	150	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		10.5										7.1													
医療関係等	16	3	-	7	-	98	-	-	-	4	-	21	3	-	10	3	6	59	1	3	6	-	-	-	
		27.3								66.7		27.3		60.0		100.0									
その他	17	1	-	2	-	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		8.3																							
20～49人	78	4	-	4	-	60	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		7.0										5.3													
50～99人	46	5	-	8	-	108	-	-	-	3	-	6	3	-	7	-	-	-	1	-	3	-	-	-	
		16.1								23.1		13.0							100.0						
100人以上	43	14	1	30	68	95	1	324	53	5	-	22	4	-	12	4	6	64	2	3	7	-	-	-	
		36.8					50.0			27.8		14.3		66.7		100.0									
24年調査計	168	25	26	58	90	87	1	24	4	4	-	5	7	25	32	7	5	31	-	-	-	-	-	-	
		18.7					3.1			5.1		6.8		21.2		66.7									
23年調査計	210	19	-	30	-	77	1	31	2	13	-	22	5	-	11	3	13	80	2	15	51	8	-	-	
		14.1					5.6			18.1		6.6		42.9		33.3			100.0						

※利用事業所数比率は、表22-1における各制度の規定有り事業所数に対する比率となっています。

調査計における育児短時間勤務制度等の利用実績(規定事業所数対比)



3. 子の看護休暇制度

1) 規定状況

子の看護休暇制度の規定率は77.1%

子の看護休暇制度を定めている事業所は77.1%となっている。

これを労働者規模別で見ると、100人以上の場合の91.3%が最も高く、規模が小さくなるにつれ、定めている割合が低くなっている。

また、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、医療関係等、金融・保険の割合が高くなっている。

子の看護休暇制度の制定率の推移

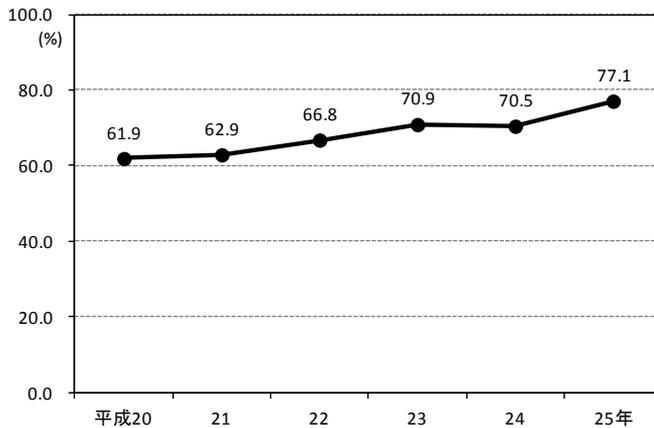
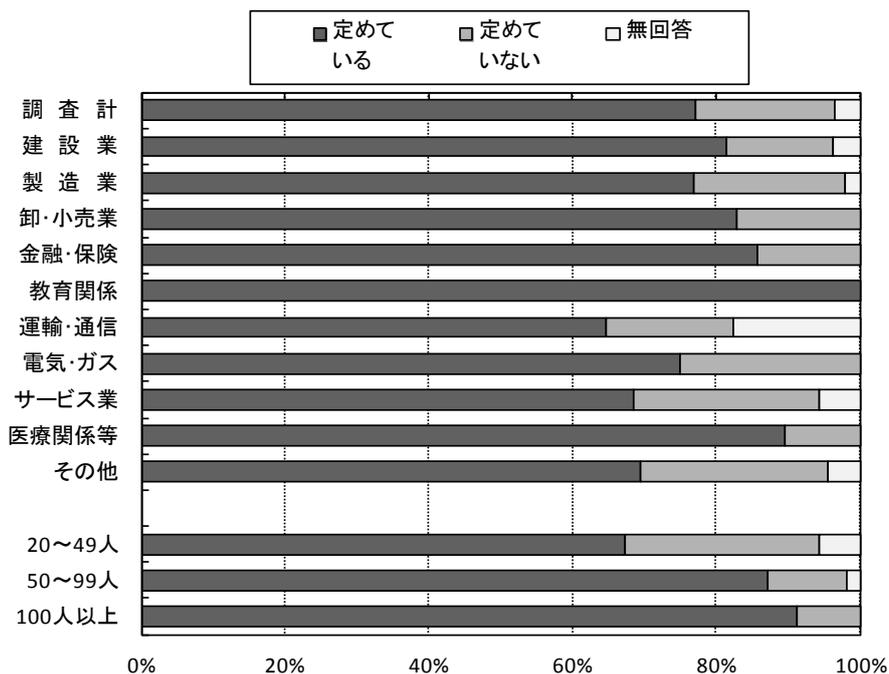


表25 子の看護休暇制度の規定状況 下段：%

区分	事業所総数	定めている	定めていない	無回答
調査計	227	175	44	8
		77.1	19.4	3.5
建設業	27	22	4	1
		81.5	14.8	3.7
製造業	52	40	11	1
		76.9	21.2	1.9
卸・小売業	41	34	7	-
		82.9	17.1	-
金融・保険	7	6	1	-
		85.7	14.3	-
教育関係	2	2	-	-
		100.0	-	-
運輸・通信	17	11	3	3
		64.7	17.6	17.6
電気・ガス	4	3	1	-
		75.0	25.0	-
サービス業	35	24	9	2
		68.6	25.7	5.7
医療関係等	19	17	2	-
		89.5	10.5	-
その他	23	16	6	1
		69.6	26.1	4.3
20～49人	126	85	34	7
		67.5	27.0	5.6
50～99人	55	48	6	1
		87.3	10.9	1.8
100人以上	46	42	4	-
		91.3	8.7	-
24年調査計	237	167	57	13
		70.5	24.1	5.5
23年調査計	268	190	75	3
		70.9	28.0	1.1

子の看護休暇制度の規定状況



2) 規定内容

子の看護休暇制度の期間は「5日間」(76.6%)、賃金は「無給」(70.9%)が多数

子の看護休暇制度を定めている175事業所における規定内容は、期間については「5日間」が76.6%、賃金については「無給」が70.9%でそれぞれ最も多くなっている。労働者規模別にみると、期間は「5日間未満」が100人以上、「5日間」は50~99人、「6日間以上」は50~99人の規模がそれぞれ最も多くなっている。また、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、期間の「5日間」が金融・保険、卸・小売業で高く、賃金の「無給」は製造業、運輸・通信の割合が高くなっている。

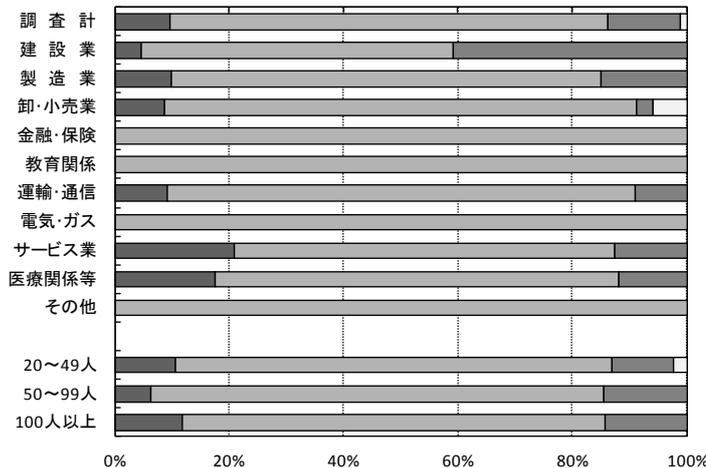
表26 子の看護休暇制度の規定内容

下段：%

区分	子の看護休暇制度を定めている事業所	期間				賃金			
		5日未満	5日	6日以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調査計	175	17 9.7	134 76.6	22 12.6	2 1.1	43 24.6	3 1.7	124 70.9	5 2.9
建設業	22	1 4.5	12 54.5	9 40.9	-	4 18.2	1 4.5	17 77.3	-
製造業	40	4 10.0	30 75.0	6 15.0	-	3 7.5	-	37 92.5	-
卸・小売業	34	3 8.8	28 82.4	1 2.9	2 5.9	9 26.5	1 2.9	21 61.8	3 8.8
金融・保険	6	-	6 100.0	-	-	4 66.7	-	1 16.7	1 16.7
教育関係	2	-	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	-
運輸・通信	11	1 9.1	9 81.8	1 9.1	-	2 18.2	-	9 81.8	-
電気・ガス	3	-	3 100.0	-	-	1 33.3	-	2 66.7	-
サービス業	24	5 20.8	16 66.7	3 12.5	-	9 37.5	1 4.2	14 58.3	-
医療関係等	17	3 17.6	12 70.6	2 11.8	-	6 35.3	-	10 58.8	1 5.9
その他	16	-	16 100.0	-	-	5 31.3	-	11 68.8	-
20~49人	85	9 10.6	65 76.5	9 10.6	2 2.4	18 21.2	1 1.2	62 72.9	4 4.7
50~99人	48	3 6.3	38 79.2	7 14.6	-	13 27.1	1 2.1	33 68.8	1 2.1
100人以上	42	5 11.9	31 73.8	6 14.3	-	12 28.6	1 2.4	29 69.0	-
24年調査計	167	14 8.4	120 71.9	32 19.2	1 0.6	40 24.0	9 5.4	116 69.5	1 0.6
23年調査計	190	18 9.5	138 72.6	34 17.9	-	60 31.6	9 4.7	120 63.2	1 0.5

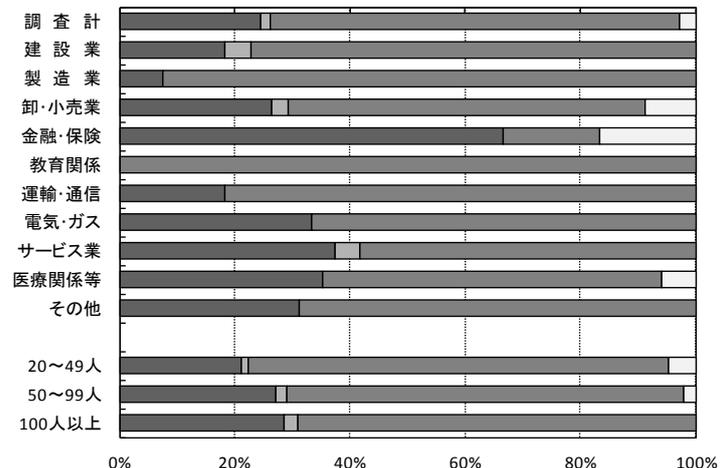
子の看護休暇制度の規定内容(期間)

■5日未満 □5日 ■6日以上 □無回答



子の看護休暇制度の規定内容(賃金)

■全額支給 □一部支給 ■無給 □無回答



4. 介護休暇制度

1) 規定状況

介護休業制度の規定率は85.9%

介護休業制度を定めている事業所は85.9%となっている。

これを労働者規模別にみると、100人以上が97.8%と最も高く、規模が小さくなるにつれ、割合は低くなっている。

また、産業別にみると回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、金融・保険の100%が最も高く、次いで製造業の90.4%、医療関係等の89.5%となっている。

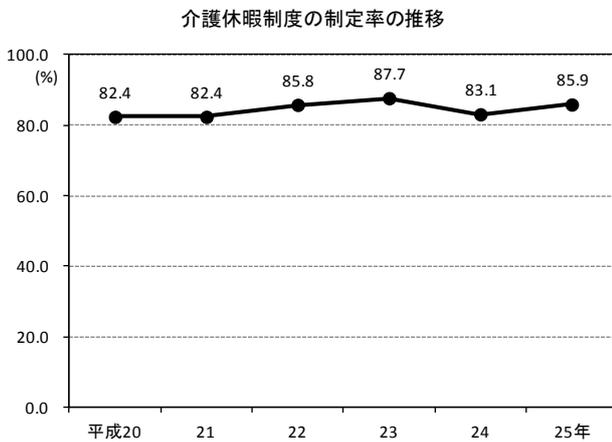
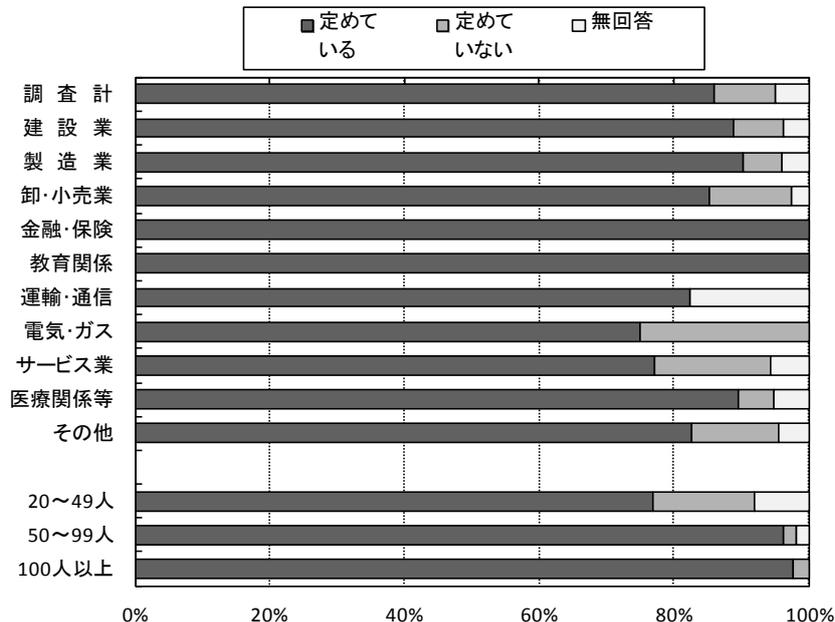


表27 介護休業制度の規定状況

下段：%

区分	事業所総数	定めている	定めていない	無回答
調査計	227	195 85.9	21 9.3	11 4.8
建設業	27	24 88.9	2 7.4	1 3.7
製造業	52	47 90.4	3 5.8	2 3.8
卸・小売業	41	35 85.4	5 12.2	1 2.4
金融・保険	7	7 100.0	-	-
教育関係	2	2 100.0	-	-
運輸・通信	17	14 82.4	-	3 17.6
電気・ガス	4	3 75.0	1 25.0	-
サービス業	35	27 77.1	6 17.1	2 5.7
医療関係等	19	17 89.5	1 5.3	1 5.3
その他	23	19 82.6	3 13.0	1 4.3
20～49人	126	97 77.0	19 15.1	10 7.9
50～99人	55	53 96.4	1 1.8	1 1.8
100人以上	46	45 97.8	1 2.2	-
24年調査計	237	197 83.1	24 10.1	16 6.8
23年調査計	268	235 87.7	26 9.7	7 2.6

介護休業制度の規定状況



2) 規定内容

介護休業制度の期間は93日（78.5%）、賃金は無給（89.2%）が最多

介護休業制度を定めている事業所では、介護休業期間を「93日」としている事業所が78.5%で最も多く、賃金については「無給」89.2%が最多となっている。

休業期間「93日」の割合は、労働者規模別では20～49人、産業別では、卸・小売業、製造業で高く、また、「6ヶ月以上」の割合は、労働者規模別では100人以上が高く、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、金融・保険で高くなっている。一方、賃金の「無給」割合は、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、医療関係等、製造業で高く、「一部支給」は建設業、卸・小売業及び運輸・通信が高くなっている。

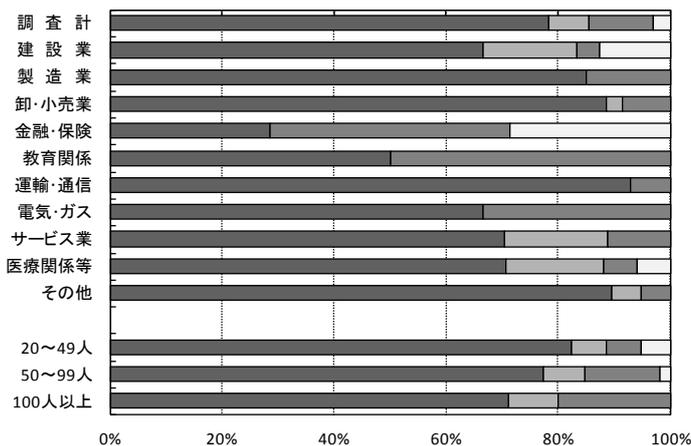
表28 介護休業制度の規定内容

下段：%

区分	介護休業制度を定めている事業所	期間				賃金			
		93日	6ヶ月未満	6ヶ月以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調査計	195	153 78.5	14 7.2	22 11.3	6 3.1	2 1.0	16 8.2	174 89.2	3 1.5
建設業	24	16 66.7	4 16.7	1 4.2	3 12.5	-	4 16.7	19 79.2	1 4.2
製造業	47	40 85.1	-	7 14.9	-	-	2 4.3	44 93.6	1 2.1
卸・小売業	35	31 88.6	1 2.9	3 8.6	-	1 2.9	5 14.3	29 82.9	-
金融・保険	7	2 28.6	-	3 42.9	2 28.6	-	-	6 85.7	1 14.3
教育関係	2	1 50.0	-	1 50.0	-	-	1 50.0	1 50.0	-
運輸・通信	14	13 92.9	-	1 7.1	-	1 7.1	2 14.3	11 78.6	-
電気・ガス	3	2 66.7	-	1 33.3	-	-	-	3 100.0	-
サービス業	27	19 70.4	5 18.5	3 11.1	-	-	2 7.4	25 92.6	-
医療関係等	17	12 70.6	3 17.6	1 5.9	1 5.9	-	-	17 100.0	-
その他	19	17 89.5	1 5.3	1 5.3	-	-	-	19 100.0	-
20～49人	97	80 82.5	6 6.2	6 6.2	5 5.2	2 2.1	8 8.2	84 86.6	3 3.1
50～99人	53	41 77.4	4 7.5	7 13.2	1 1.9	-	6 11.3	47 88.7	-
100人以上	45	32 71.1	4 8.9	9 20.0	-	-	2 4.4	43 95.6	-
24年調査計	197	152 77.2	19 9.6	22 11.2	4 2.0	2 1.0	17 8.6	174 88.3	4 2.0
23年調査計	235	169 71.9	29 12.3	29 12.3	8 3.4	5 2.1	16 6.8	211 89.8	3 1.3

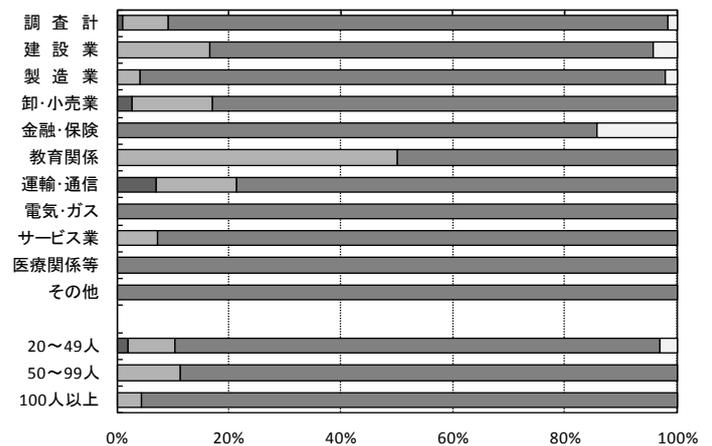
介護休業制度の規定内容(期間)

■5日未満 □5日 ■6日以上 □無回答



介護休業制度の規定内容(賃金)

■全額支給 □一部支給 ■無給 □無回答



3) 取得状況

介護休業制度の取得状況は総じて低い

介護休業制度を定めている195事業所における介護休業取得状況は次のとおりで、取得者のあった事業所は5.1%と少なく、従って、労働者規模別、産業別の傾向は読みとれない。

表29 介護休業取得状況 下段：%

区分	介護休業制度を定めている事業所	取得者のあった事業所	取得者の男女別人数と比率		
			計	男性	女性
調査計	195	10	13	2	11
		5.1		15.4	84.6
建設業	24	-	-	-	-
		-			
製造業	47	2	3	1	2
		4.3		33.3	66.7
卸・小売業	35	1	1	-	1
		2.9		-	100.0
金融・保険	7	-	-	-	-
		-			
教育関係	2	-	-	-	-
		-			
運輸・通信	14	-	-	-	-
		-			
電気・ガス	3	-	-	-	-
		-			
サービス業	27	1	1	1	-
		3.7		100.0	-
医療関係等	17	3	3	-	3
		17.6		-	100.0
その他	19	3	5	-	5
		15.8		-	100.0
20～49人	97	1	2	1	1
		1.0		50.0	50.0
50～99人	53	3	5	-	5
		5.7		-	100.0
100人以上	45	5	6	1	5
		11.1		16.7	83.3
24年調査計	197	8	11	1	10
		4.1		9.1	90.9
23年調査計	235	11	13	2	11
		4.7		15.4	84.6

※取得者のあった事業所比率は、介護制度を定めている事業所に対する比率です。

V. 定年制

1. 定年制

1) 実施状況

定年制の実施率は99.1%、実施形態は「一律定年制」が92.0%

定年制があるのは99.1%となっている。また、定年制の形態は、定年制のある225事業所のうちの92.0%が「一律定年制」を実施している。「一律定年制」は規模別、産業別の両者とほぼ8割以上の実施率となっているが、なかでも医療関係等は78.9%で低くなっている。

表30 定年制

下段：%

区 分	事業所 総 数	定年制 あ り	形 態				定年制 な し	無回答
			一 律 定年制	職 種 別 定年制	そ の 他	無回答		
調 査 計	227	225	207	10	4	4	0	2
		99.1	92.0	4.4	1.8	1.8	0.0	0.9
建 設 業	27	27	23	3	1	-	-	-
		100.0	85.2	11.1	3.7	-	-	-
製 造 業	52	52	49	-	1	2	-	-
		100.0	94.2	-	1.9	3.8	-	-
卸・小売業	41	41	39	2	-	-	-	-
		100.0	95.1	4.9	-	-	-	-
金融・保険	7	7	6	-	-	1	-	-
		100.0	85.7	-	-	14.3	-	-
教育関係	2	2	2	-	-	-	-	-
		100.0	100.0	-	-	-	-	-
運輸・通信	17	17	15	-	2	-	-	-
		100.0	88.2	-	11.8	-	-	-
電気・ガス	4	4	3	1	-	-	-	-
		100.0	75.0	25.0	-	-	-	-
サービス業	35	34	33	-	-	1	-	1
		97.1	97.1	-	-	2.9	-	2.9
医療関係等	19	19	15	4	-	-	-	-
		100.0	78.9	21.1	-	-	-	-
その他	23	22	22	-	-	-	-	1
		95.7	100.0	-	-	-	-	4.3
20～49人	126	124	110	7	3	4	-	2
		98.4	88.7	5.6	2.4	3.2	-	1.6
50～99人	55	55	54	-	1	-	-	-
		100.0	98.2	-	1.8	-	-	-
100人以上	46	46	43	3	-	-	-	-
		100.0	93.5	6.5	-	-	-	-
24年調査計	237	229	217	6	1	5	4	4
		96.6	94.8	2.6	0.4	2.2	1.7	1.7
23年調査計	268	261	240	14	2	5	6	1
		97.4	92.0	5.4	0.8	1.9	2.2	0.4

定年制の形態比率



2) 定年年齢

一律定年制で最も多い定年年齢は「60歳」で82.1%

一律定年制を実施している207事業所において、定年年齢は「60歳」が82.1%と最も多いが、「65歳以上」も13.5%となっている。

これを労働者規模別にみると、定年年齢を「60歳」とする割合は規模が大きいほど高くなり、「65歳以上」とする割合は規模が小さいほど高くなる傾向を示す。

また、産業別にみると、定年年齢を「60歳」とする割合は、回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと金融・保険、製造業、卸・小売業で高く、「65歳以上」の割合は、建設業とサービス業で高くなっている。

表31 一律定年制における定年年齢 下段：%

区 分	一律定年制 を実施して いる事業所	定 年 年 齢				
		60歳未満	60歳	61～64歳	65歳以上	無回答
調 査 計	207	0 0.0	170 82.1	6 2.9	28 13.5	3 1.4
建 設 業	23	-	15 65.2	1 4.3	7 30.4	-
製 造 業	49	-	43 87.8	2 4.1	3 6.1	1 2.0
卸・小売業	39	-	34 87.2	-	5 12.8	-
金融・保険	6	-	6 100.0	-	-	-
教育関係	2	-	1 50.0	-	1 50.0	-
運輸・通信	15	-	12 80.0	1 6.7	2 13.3	-
電気・ガス	3	-	3 100.0	-	-	-
サービス業	33	-	25 75.8	1 3.0	7 21.2	-
医療関係等	15	-	12 80.0	-	1 6.7	2 13.3
その他	22	-	19 86.4	1 4.5	2 9.1	-
20～49人	110	-	84 76.4	5 4.5	19 17.3	2 1.8
50～99人	54	-	46 85.2	-	7 13.0	1 1.9
100人以上	43	-	40 93.0	1 2.3	2 4.7	-
24年調査計	217	-	181 83.4	5 2.3	29 13.4	2 0.9
23年調査計	240	-	203 84.6	8 3.3	26 10.8	3 1.3

3) 定年後の再雇用等

定年後の再雇用制度等を実施している事業者は92.1%

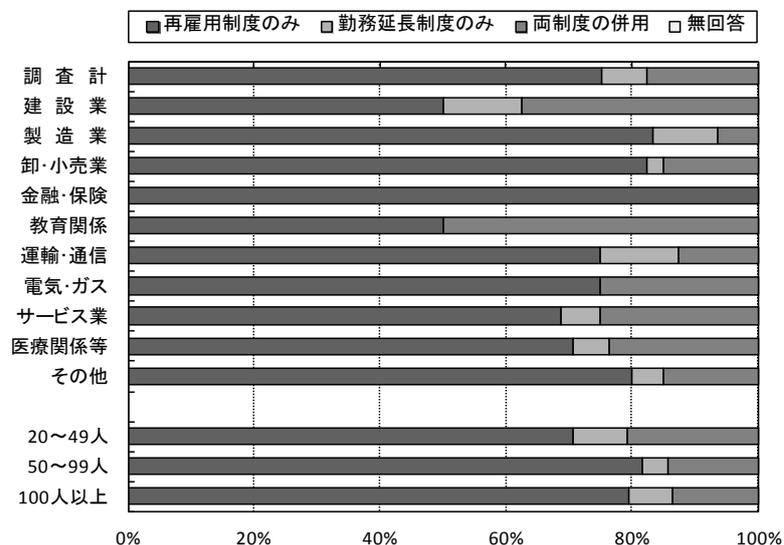
定年後に再雇用等（「再雇用制度」や「勤務延長制度」）を実施している事業所の割合は92.1%となっている。また、定年後の再雇用等を実施している事業所の中で、再雇用制度（「再雇用制度のみ」と「両制度の併用」を合わせたもの）を実施している事業所の割合は92.8%に達し、「勤務延長制度のみ」の実施は7.2%となっている。

表32 定年後の特別扱いの形態

下段：%

区 分	事業所 総 数	定年後の 再雇用制 度等あり	形 態				定年後の 特別扱い なし	無回答
			再雇用 制度のみ	勤務延長 制度のみ	両制度の 併用	無回答		
調 査 計	227	209	157	15	37	0	14	4
		92.1	75.1	7.2	17.7	0.0	6.2	1.8
建 設 業	27	24	12	3	9	-	3	-
		88.9	50.0	12.5	37.5	-	11.1	-
製 造 業	52	48	40	5	3	-	4	-
		92.3	83.3	10.4	6.3	-	7.7	-
卸・小売業	41	40	33	1	6	-	1	-
		97.6	82.5	2.5	15.0	-	2.4	-
金融・保険	7	6	6	-	-	-	-	1
		85.7	100.0	-	-	-	-	14.3
教育関係	2	2	1	-	1	-	-	-
		100.0	50.0	-	50.0	-	-	-
運輸・通信	17	16	12	2	2	-	1	-
		94.1	75.0	12.5	12.5	-	5.9	-
電気・ガス	4	4	3	-	1	-	-	-
		100.0	75.0	-	25.0	-	-	-
サービス業	35	32	22	2	8	-	2	1
		91.4	68.8	6.3	25.0	-	5.7	2.9
医療関係等	19	17	12	1	4	-	2	-
		89.5	70.6	5.9	23.5	-	10.5	-
その他	23	20	16	1	3	-	1	2
		87.0	80.0	5.0	15.0	-	4.3	8.7
20～49人	126	116	82	10	24	-	7	3
		92.1	70.7	8.6	20.7	-	5.6	2.4
50～99人	55	49	40	2	7	-	5	1
		89.1	81.6	4.1	14.3	-	9.1	1.8
100人以上	46	44	35	3	6	-	2	-
		95.7	79.5	6.8	13.6	-	4.3	-
24年調査計	237	209	158	8	42	1	22	6
		88.2	75.6	3.8	20.1	0.5	9.3	2.5
23年調査計	268	236	192	12	30	2	19	13
		88.1	81.4	5.1	12.7	0.8	7.1	4.9

定年後の特別扱いの形態比率



VI. 退職金制度

1. 常用労働者の退職金制度

1) 実施状況

「退職金制度のある事業所」は87.7%で、形態は「一時金制度のみ」58.3%が最多

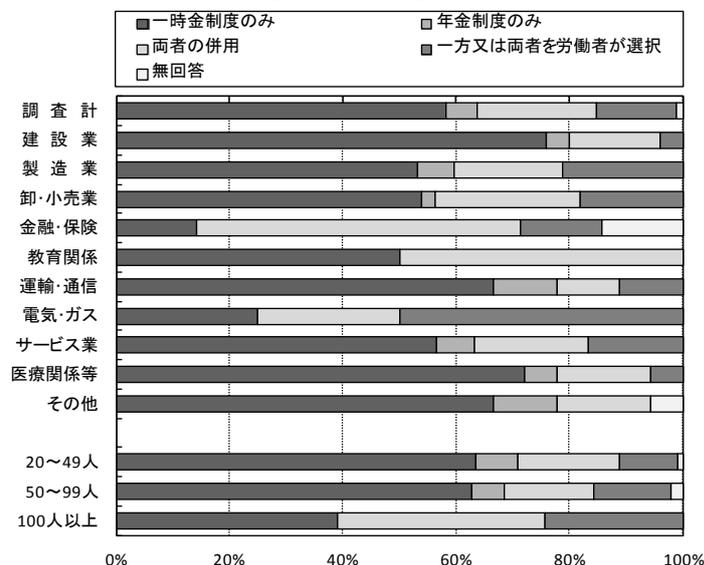
「退職金制度のある事業所」の割合は全体の87.7%となっている。また、退職金制度のある199事業所においてその形態をみると、「退職一時金制度のみ」が58.3%で最も多く、次いで「退職一時金制度と退職年金制度の併用」が21.1%となっている。労働者規模別にみると、「退職一時金制度のみ」の割合は20～49人で、「退職一時金制度と退職年金制度の併用」及び「一方又は両者を労働者が選択」の割合は100人以上で高くなっている。

表33 退職金制度の実施状況

下段：%

区分	事業所総数	退職金制度あり	形態				無回答	退職金制度なし	無回答
			一時金制度のみ	年金制度のみ	両者の併用	一方又は両者を労働者が選択			
調査計	227	199	116	11	42	28	2	27	1
		87.7	58.3	5.5	21.1	14.1	1.0	11.9	0.4
建設業	27	25	19	1	4	1	-	2	-
		92.6	76.0	4.0	16.0	4.0	-	7.4	-
製造業	52	47	25	3	9	10	-	5	-
		90.4	53.2	6.4	19.1	21.3	-	9.6	-
卸・小売業	41	39	21	1	10	7	-	2	-
		95.1	53.8	2.6	25.6	17.9	-	4.9	-
金融・保険	7	7	1	-	4	1	1	-	-
		100.0	14.3	-	57.1	14.3	14.3	-	-
教育関係	2	2	1	-	1	-	-	-	-
		100.0	50.0	-	50.0	-	-	-	-
運輸・通信	17	9	6	1	1	1	-	8	-
		52.9	66.7	11.1	11.1	11.1	-	47.1	-
電気・ガス	4	4	1	-	1	2	-	-	-
		100.0	25.0	-	25.0	50.0	-	-	-
サービス業	35	30	17	2	6	5	-	4	1
		85.7	56.7	6.7	20.0	16.7	-	11.4	2.9
医療関係等	19	18	13	1	3	1	-	1	-
		94.7	72.2	5.6	16.7	5.6	-	5.3	-
その他	23	18	12	2	3	-	1	5	-
		78.3	66.7	11.1	16.7	-	5.6	21.7	-
20～49人	126	107	68	8	19	11	1	18	1
		84.9	63.6	7.5	17.8	10.3	0.9	14.3	0.8
50～99人	55	51	32	3	8	7	1	4	-
		92.7	62.7	5.9	15.7	13.7	2.0	7.3	-
100人以上	46	41	16	-	15	10	-	5	-
		89.1	39.0	-	36.6	24.4	-	10.9	-
24年調査計	237	209	117	10	36	43	3	24	4
		88.2	56.0	4.8	17.2	20.6	1.4	10.1	1.7
23年調査計	268	237	137	21	44	31	4	30	1
		88.4	57.8	8.9	18.6	13.1	1.7	11.2	0.4

退職金制度の実施形態



2) 支払い準備形態

退職金の支払い準備形態で最も多いのは「中小企業退職金共済制度」で43.2%

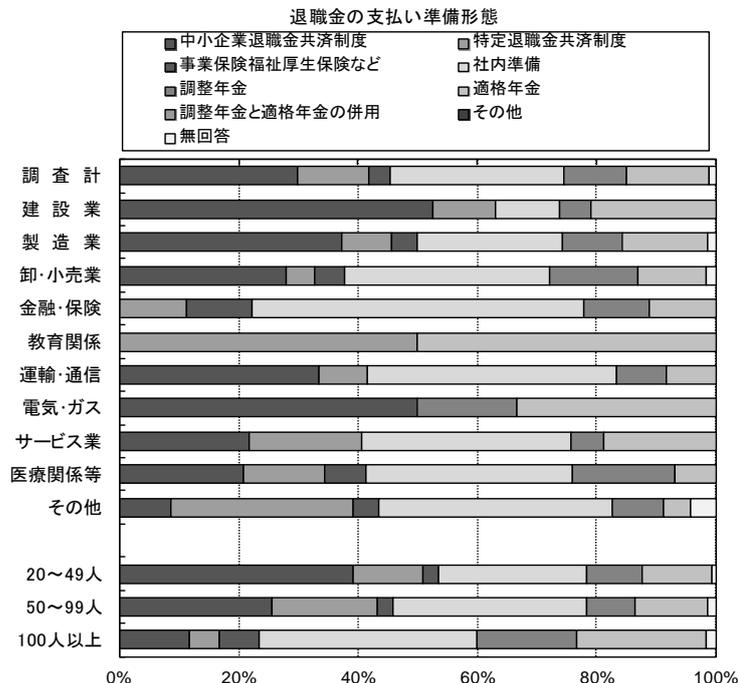
退職金制度がある199事業所の支払い準備形態で最も多いのが「中小企業退職金共済制度」で43.2%、次いで「社内準備」の42.2%となっている。

労働者規模別にみると、「中小企業退職金共済制度」は規模が小さいほど比率が高くなる傾向にある。また、産業別では、「中小企業退職金共済制度」は、建設業で高く、「社内準備」は金融・保険で特に高くなっている。

表34 退職金の支払い準備形態

下段：%

区分	退職金制度あり	支払い準備形態（複数回答）								
		中小企業退職金共済制度	特定退職金共済制度	事業保険福祉厚生保険など	社内準備	調整年金	適格年金	調整年金と適格年金の併用	その他	無回答
調査計	199	86 43.2	34 17.1	10 5.0	84 42.2	30 15.1	40 20.1	0 0.0	0 0.0	3 1.5
建設業	25	20 80.0	4 16.0	-	4 16.0	2 8.0	8 32.0	-	-	-
製造業	47	26 55.3	6 12.8	3 6.4	17 36.2	7 14.9	10 21.3	-	-	1 2.1
卸・小売業	39	17 43.6	3 7.7	3 7.7	21 53.8	9 23.1	7 17.9	-	-	1 2.6
金融・保険	7	-	1 14.3	1 14.3	5 71.4	1 14.3	1 14.3	-	-	-
教育関係	2	-	1 50.0	-	-	-	1 50.0	-	-	-
運輸・通信	9	4 44.4	1 11.1	-	5 55.6	1 11.1	1 11.1	-	-	-
電気・ガス	4	3 75.0	-	-	-	1 25.0	2 50.0	-	-	-
サービス業	30	8 26.7	7 23.3	-	13 43.3	2 6.7	7 23.3	-	-	-
医療関係等	18	6 33.3	4 22.2	2 11.1	10 55.6	5 27.8	2 11.1	-	-	-
その他	18	2 11.1	7 38.9	1 5.6	9 50.0	2 11.1	1 5.6	-	-	1 5.6
20～49人	107	60 56.1	18 16.8	4 3.7	38 35.5	14 13.1	18 16.8	-	-	1 0.9
50～99人	51	19 37.3	13 25.5	2 3.9	24 47.1	6 11.8	9 17.6	-	-	1 2.0
100人以上	41	7 17.1	3 7.3	4 9.8	22 53.7	10 24.4	13 31.7	-	-	1 2.4
24年調査計	209	83 39.7	38 18.2	10 4.8	85 40.7	30 14.4	17 8.1	2 1.0	34 16.3	3 1.4
23年調査計	237	92 38.8	40 16.9	9 3.8	82 34.6	39 16.5	22 9.3	4 1.7	31 13.1	8 3.4



3) 退職金制度は拠出制または無拠出制

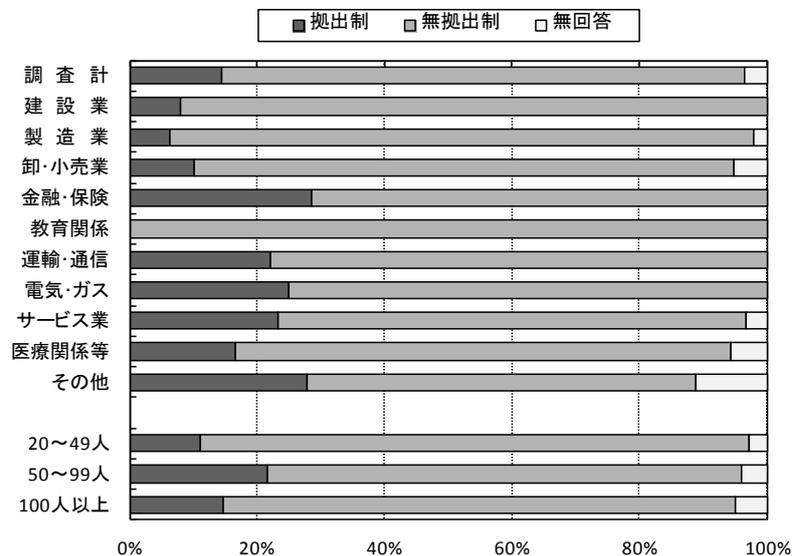
退職金の制度内容は「拠出制」が14.6%、「無拠出制」が81.9%

退職金制度がある199事業所の制度内容は、「拠出制」が14.6%、「無拠出制」の81.9%となっている。労働者規模別にみると、「拠出制」は50～99人の比率が高く、「無拠出制」は20～49人の比率が高くなっている。また、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、「拠出制」は金融・保険、サービス業で高く、「無拠出制」は、建設業、製造業で多くなっている。

表35 退職金制度は拠出制または無拠出制 下段：%

区分	退職金制度あり 事業所数	制度内容		
		拠出制	無拠出制	無回答
調査計	199	29 14.6	163 81.9	7 3.5
建設業	25	2 8.0	23 92.0	-
製造業	47	3 6.4	43 91.5	1 2.1
卸・小売業	39	4 10.3	33 84.6	2 5.1
金融・保険	7	2 28.6	5 71.4	-
教育関係	2	-	2 100.0	-
運輸・通信	9	2 22.2	7 77.8	-
電気・ガス	4	1 25.0	3 75.0	-
サービス業	30	7 23.3	22 73.3	1 3.3
医療関係等	18	3 16.7	14 77.8	1 5.6
その他	18	5 27.8	11 61.1	2 11.1
20～49人	107	12 11.2	92 86.0	3 2.8
50～99人	51	11 21.6	38 74.5	2 3.9
100人以上	41	6 14.6	33 80.5	2 4.9
24年調査計	209	27 12.9	175 83.7	7 3.3
23年調査計	237	50 21.1	185 78.1	2 0.8

退職金制度は拠出制または無拠出制



2. 非正規職員の退職金制度

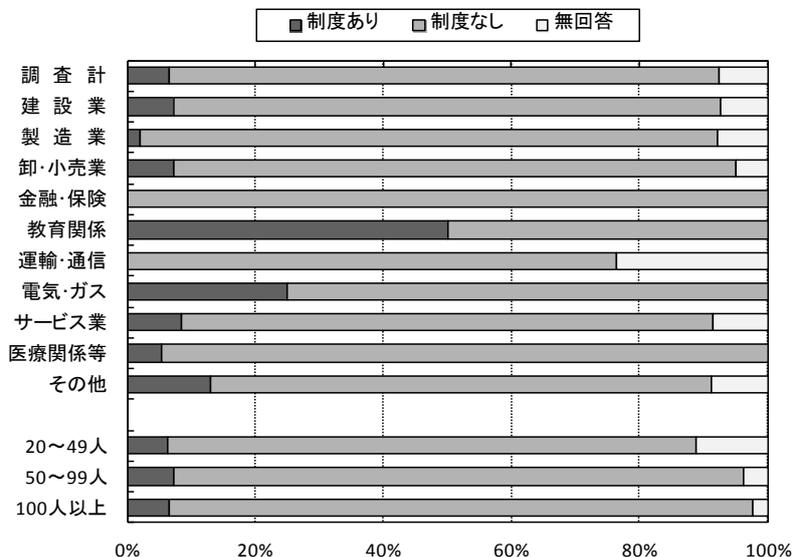
非正規職員の退職金制度がある事業所は6.6%

非正規職員の退職金制度について、「制度あり」の事業所は6.6%であるのに対して、「制度なし」は85.9%と大部分を占めている。また、「制度あり」の事業所の場合、労働者規模別では50～99人の割合が高く、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、サービス業で割合が高くなっている。

表36 非正規職員の退職金制度の有無 下段：%

区分	事業所 総数	下段：%		
		制度あり	制度なし	無回答
調査計	227	15 6.6	195 85.9	17 7.5
建設業	27	2 7.4	23 85.2	2 7.4
製造業	52	1 1.9	47 90.4	4 7.7
卸・小売業	41	3 7.3	36 87.8	2 4.9
金融・保険	7	-	7 100.0	-
教育関係	2	1 50.0	1 50.0	-
運輸・通信	17	-	13 76.5	4 23.5
電気・ガス	4	1 25.0	3 75.0	-
サービス業	35	3 8.6	29 82.9	3 8.6
医療関係等	19	1 5.3	18 94.7	-
その他	23	3 13.0	18 78.3	2 8.7
20～49人	126	8 6.3	104 82.5	14 11.1
50～99人	55	4 7.3	49 89.1	2 3.6
100人以上	46	3 6.5	42 91.3	1 2.2
24年調査計	237	20 8.4	196 82.7	21 8.9
23年調査計	268	20 7.5	229 85.4	19 7.1

非正規職員の退職金制度の有無



Ⅶ. 賃金制度

1. 6月分賃金

賃金合計平均は、男性 32.7 万円 女性 23.4 万円
所定内賃金比率は、「20～49 人」「50～99 人」「100 人以上」の順に高い
所定外賃金比率は、「100 人以上」「50～99 人」「20～49 人」の順に高い
職種区分では、事務系の方が生産系より賃金合計が高い傾向にある

1) 賃金合計平均

常用労働者の平成 24 年 6 月分の賃金合計平均は、男性 32.7 万円、女性 23.4 万円となっている。これを労働者規模別にみると、50～99 人より 20～49 人の方がやや高めとなっているが、100 人以上の賃金合計が最も高くなっている。

2) 所定内賃金

賃金合計平均に占める所定内賃金平均の割合は、男性 86.4%、女性 91.6%で女性の方が 5.2 ポイント上回っている。労働者規模別にみると、100 人以上が平均比率より低くなっている。産業別では、運輸・通信、サービス業、製造業が平均比率より低くなっている。

3) 所定外賃金

賃金合計平均に対する所定外賃金平均は、男性 13.6%、女性 8.4%で男性の方が 5.2 ポイント上回っている。労働者規模別にみると、100 人以上が 13.2%で最も高く、産業別では、運輸・通信の 18.7%が最も高くなっている。

4) 職種区分

男性における職種区分での賃金合計では、事務系の方が生産系より 4 万 9 千円多くなっている。また、この傾向は労働者規模が 100 人以上の規模において 5 万 4 千円と最も多くなっている。

女性における職種区分での賃金合計では、事務系の方が生産系より 1 万 1 千円多くなっている。また、この傾向は労働者規模が 20～49 人の規模においては 3 万 6 千円と最も多くなっている。

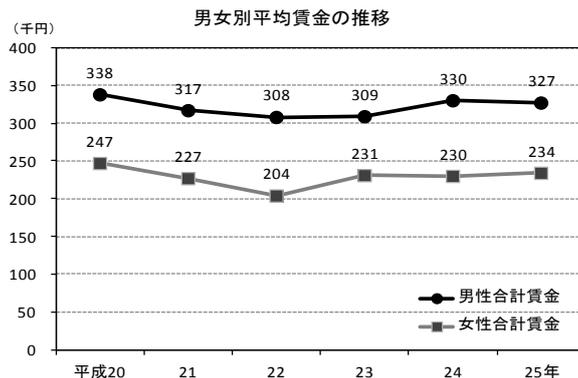
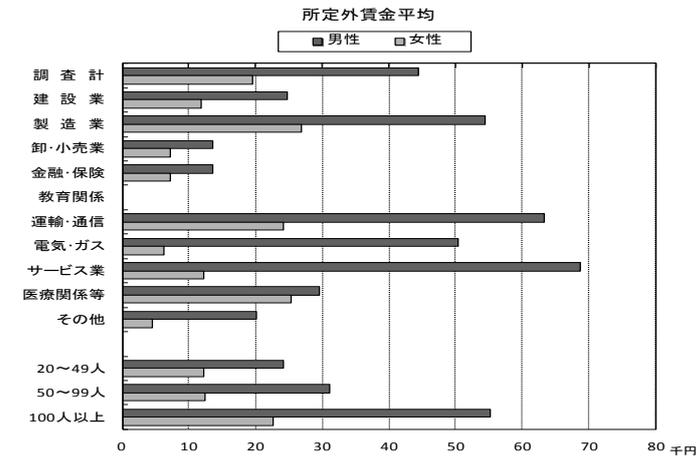
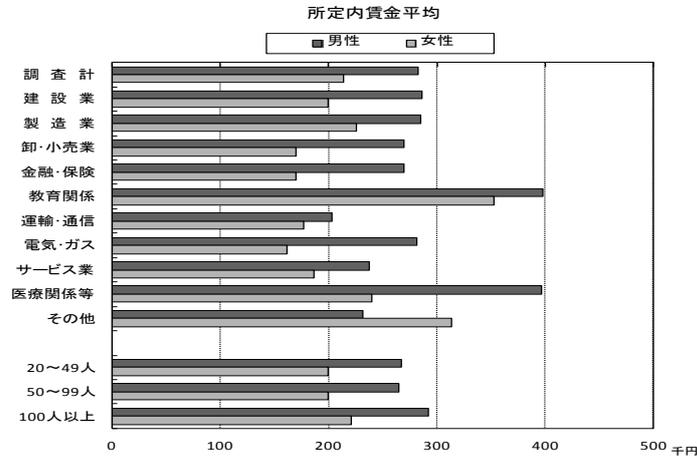
表37 平成24年6月分平均賃金（常用労働者）

単位：千円 斜体数値は比率：%

区 分	対象常用 労働者数	賃金支払いの状況			平 均 勤続年数	平 均 年 齢
		所定内賃金	所定外賃金	合計金額		
調 査 計	17,155	257 <i>88.0</i>	35 <i>12.0</i>	292 <i>100.0</i>	13	52
男性平均	10,627	283	44	327	14	58
事務	5,882	318	30	349	16	48
生産	4,745	238	62	300	12	71
女性平均	6,528	214	20	234	12	43
事務	4,884	218	19	237	12	43
生産	1,644	203	23	226	14	42
24年調査計	16,822	256 <i>86.9</i>	39 <i>13.1</i>	295 <i>100.0</i>	14	41
男性平均	10,933	281	49	330	15	42
事務	5,971	306	49	355	16	43
生産	4,962	250	50	300	13	40
女性平均	5,889	212	18	230	12	40
事務	3,871	219	17	236	10	39
生産	2,018	197	21	218	15	44
23年調査計	17,645	248 <i>88.9</i>	31 <i>11.1</i>	279 <i>100.0</i>	12	40
男性平均	10,886	273	36	309	13	41
事務	5,680	305	26	331	16	43
生産	5,206	237	47	284	11	39
女性平均	6,759	209	23	231	11	39
事務	4,255	212	18	230	10	39
生産	2,504	203	31	233	11	40

区 分	対象常用 労働者数	賃金支払いの状況			平 均 勤続年数	平 均 年 齢
		所定内賃金	所定外賃金	合計金額		
建設業	929	276 92.3	23 7.7	299 100.0	16	44
男性平均	814	287	25	312	17	44
事務	381	321	28	349	18	47
生産	433	257	22	279	16	42
女性平均	115	200	12	212	12	44
事務	90	205	9	215	11	43
生産	25	182	20	202	16	50
製造業	6,122	268 85.2	47 14.8	315 100.0	16	40
男性平均	4,358	285	55	340	15	39
事務	1,794	327	45	372	18	41
生産	2,564	256	61	317	13	37
女性平均	1,764	225	27	252	18	42
事務	689	244	22	266	18	41
生産	1,075	213	30	243	17	42
卸・小売業	2,599	231 95.4	11 4.6	242 100.0	14	46
男性平均	1,584	270	14	284	14	39
事務	1,279	277	15	292	15	39
生産	305	242	6	248	9	39
女性平均	1,015	170	7	178	15	58
事務	933	169	8	177	15	60
生産	82	180	3	184	7	32
金融・保険	424	349 94.9	19 5.1	368 100.0	16	44
男性平均	256	433	21	453	19	47
事務	256	433	21	453	19	47
生産	-	-	-	-	-	-
女性平均	168	221	16	237	10	40
事務	168	221	16	237	10	40
生産	-	-	-	-	-	-
教育関係	130	379 100.0	- 0.0	379 100.0	49	187
男性平均	76	398	-	398	11	43
事務	16	392	-	392	12	53
生産	60	399	-	399	11	40
女性平均	54	353	-	353	101	390
事務	31	343	-	343	14	49
生産	23	367	-	367	218	849
運輸・通信	701	201 77.0	60 23.0	260 100.0	12	294
男性平均	639	203	63	266	12	319
事務	103	308	30	338	15	422
生産	536	183	70	252	12	299
女性平均	62	177	24	201	8	40
事務	46	184	21	205	9	40
生産	16	157	33	190	4	42
電気・ガス	166	267 85.6	45 14.4	311 100.0	15	41
男性平均	145	282	50	332	16	42
事務	145	282	50	332	16	42
生産	-	-	-	-	-	-
女性平均	21	162	6	168	10	34
事務	21	162	6	168	10	34
生産	-	-	-	-	-	-
サービス業	2,476	219 81.9	48 18.1	267 100.0	11	46
男性平均	1,583	237	69	306	12	50
事務	906	275	24	299	16	43
生産	677	187	128	316	7	59
女性平均	893	186	12	198	8	39
事務	636	197	14	211	9	37
生産	257	160	8	168	5	44
医療関係等	3,032	283 91.4	27 8.6	310 100.0	10	39
男性平均	843	397	30	427	9	38
事務	770	406	31	436	9	38
生産	73	310	16	326	8	46
女性平均	2,189	239	25	265	10	40
事務	2,039	242	26	268	10	39
生産	150	210	10	219	9	46
その他	576	212 94.0	13 6.0	225 100.0	7	40
男性平均	329	232	20	252	9	41
事務	232	253	25	278	10	41
生産	97	181	8	189	6	42
女性平均	247	314	4	319	7	37
事務	231	189	3	193	5	38
生産	16	125	23	147	3	32

区 分	対象常用 労働者数	賃金支払いの状況			平 均 勤続年数	平 均 年 齢
		所定内賃金	所定外賃金	合計金額		
20～49人	3,011	250 92.2	21 7.8	271 100.0	13	42
男性平均	2,215	268	24	292	14	42
事務	1,266	288	25	313	17	42
生産	949	240	23	263	12	41
女性平均	796	200	12	212	11	44
事務	607	208	12	220	8	45
生産	189	172	12	184	8	41
50～99人	3,009	240 90.9	24 9.1	264 100.0	13	99
男性平均	1,874	265	31	296	14	135
事務	991	286	22	308	15	81
生産	883	241	41	282	13	195
女性平均	1,135	200	12	212	10	42
事務	802	201	12	213	10	40
生産	333	197	13	211	10	45
100人以上	11,135	263 86.3	42 13.7	305 100.0	14	42
男性平均	6,538	293	55	348	14	42
事務	3,625	338	34	372	15	41
生産	2,913	237	81	318	12	43
女性平均	4,597	221	23	243	13	43
事務	3,475	224	21	245	13	44
生産	1,122	210	27	237	16	42



2. 賞与の支払い

「支払いがあった」事業所は 83.7%

賞与の「支払いがあった」とする事業所は 83.7%で、「支払いがなかった」が 11.0%、「無回答」が 5.3%となっている。

これを労働者規模別にみると、「支払いがあった」とする事業所の割合は、100人以上が 89.1%と高いのに対して 20~49人では全体平均を 3.5ポイント下回っている。

産業別では、「支払いがあった」とする事業所の割合は、回答数の少ない教育関係を除くと卸・小売業が 97.6%で最も高く、逆に「支払いがなかった」は運輸・通信で多くなっている。

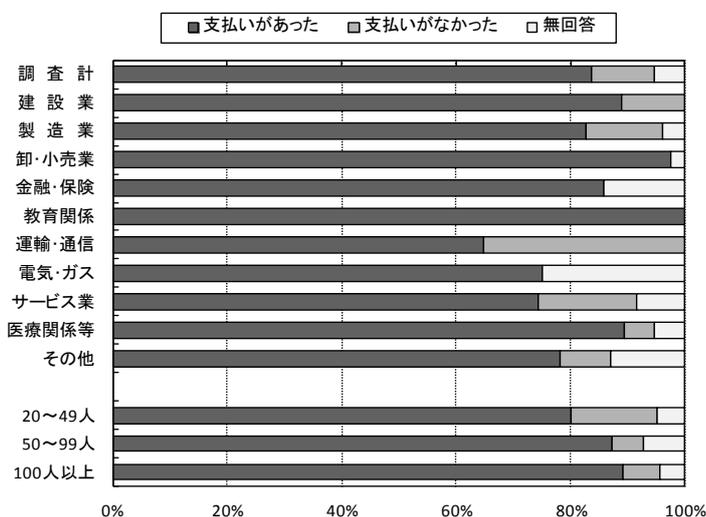
支給月数については、男女とも労働者規模が 20~49人で全体平均を下回っている。産業別では、回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、男女とも医療関係等の 2.9ヶ月が最も多く、運輸・通信の女の 2.0ヶ月が最も少なく、次いで、運輸・通信の男の 2.1ヶ月が少ない。

表38 賞与の支払い状況 回数・支給月数は年間合計数 下段：%

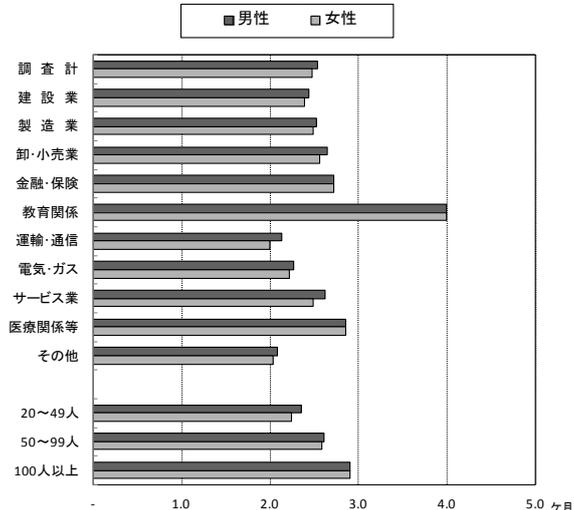
区分	事業所総数	支払いがあった	男性平均		女性平均		支払いがなかった	無回答
			回数	支給月数	回数	支給月数		
調査計	227	190 83.7	2.2	2.5	2.2	2.5	25 11.0	12 5.3
建設業	27	24 88.9	2.1	2.4	2.1	2.4	3 11.1	-
製造業	52	43 82.7	2.1	2.5	2.1	2.5	7 13.5	2 3.8
卸・小売業	41	40 97.6	2.3	2.6	2.3	2.6	-	1 2.4
金融・保険	7	6 85.7	2.0	2.7	2.0	2.7	-	1 14.3
教育関係	2	2 100.0	2.0	4.0	2.0	4.0	-	-
運輸・通信	17	11 64.7	2.3	2.1	2.3	2.0	6 35.3	-
電気・ガス	4	3 75.0	2.0	2.3	2.0	2.2	-	1 25.0
サービス業	35	26 74.3	2.3	2.6	2.3	2.5	6 17.1	3 8.6
医療関係等	19	17 89.5	2.2	2.9	2.2	2.9	1 5.3	1 5.3
その他	23	18 78.3	2.2	2.1	2.2	2.0	2 8.7	3 13.0
20~49人	126	101 80.2	2.2	2.3	2.2	2.2	19 15.1	6 4.8
50~99人	55	48 87.3	2.2	2.6	2.2	2.6	3 5.5	4 7.3
100人以上	46	41 89.1	2.1	2.9	2.1	2.9	3 6.5	2 4.3
24年調査計	237	188 79.3	2.1	2.2	2.1	2.1	28 11.8	21 8.9
23年調査計	268	224 83.6	2.0	2.3	2.0	2.2	23 8.6	21 7.8

※平成24年6月から平成25年5月までの状況です。

賞与の支払い状況



賞与の支給月数



Ⅷ. 男女共同参画

1. 女性の昇進・参画

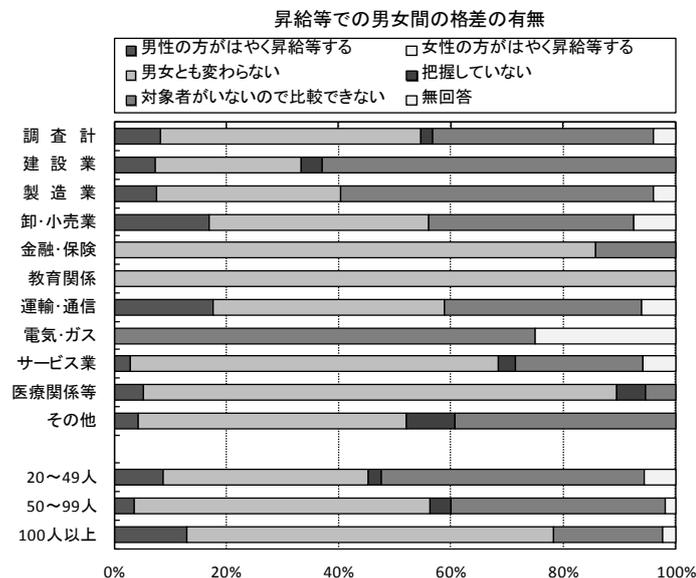
1) 昇給等の男女間格差

「男女とも変わらない」が46.3%、「男性の方が早く昇格」が8.4%

昇給等での男女間の格差については、「男女とも変わらない」が46.3%で、以下、「対象者がいないので比較できない」が39.2%、「男性の方がはやく昇給等する」が8.4%と続き、「女性の方がはやく昇給等する」は0%となっている。「男女とも変わらない」の割合は、労働者規模が大きくなれば高まる傾向にあり、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、金融・保険、医療関係等で高くなっている。

表39 昇給等での男女間の格差の有無 下段：%

区分	事業所総数	男性の方がはやく昇給等する	女性の方がはやく昇給等する	男女とも変わらない	把握していない	対象者がいないので比較できない	無回答
調査計	227	19 8.4	0 0.0	105 46.3	5 2.2	89 39.2	9 4.0
建設業	27	2 7.4	-	7 25.9	1 3.7	17 63.0	-
製造業	52	4 7.7	-	17 32.7	-	29 55.8	2 3.8
卸・小売業	41	7 17.1	-	16 39.0	-	15 36.6	3 7.3
金融・保険	7	-	-	6 85.7	-	1 14.3	-
教育関係	2	-	-	2 100.0	-	-	-
運輸・通信	17	3 17.6	-	7 41.2	-	6 35.3	1 5.9
電気・ガス	4	-	-	-	-	3 75.0	1 25.0
サービス業	35	1 2.9	-	23 65.7	1 2.9	8 22.9	2 5.7
医療関係等	19	1 5.3	-	16 84.2	1 5.3	1 5.3	-
その他	23	1 4.3	-	11 47.8	2 8.7	9 39.1	-
20～49人	126	11 8.7	-	46 36.5	3 2.4	59 46.8	7 5.6
50～99人	55	2 3.6	-	29 52.7	2 3.6	21 38.2	1 1.8
100人以上	46	6 13.0	-	30 65.2	-	9 19.6	1 2.2
24年調査計	237	14 5.9	-	111 46.8	6 2.5	93 39.2	13 5.5
23年調査計	268	22 8.2	1 0.4	125 46.6	10 3.7	101 37.7	9 3.4



2) 格差が生じる時期

格差が生じる時期は「入社から6～10年目まで」が36.8%で最多

昇給等での男女間の格差が生じる時期は、格差のある19事業所のうち「入社から6～10年目まで」が36.8%、次いで、「入社から5年目まで」と「入社から11～15年目まで」が15.8%となっている。

労働者規模別には傾向が読み取りにくいものの、入社してから10年目までの期間内で格差が生じる傾向がある様に見受けられる。

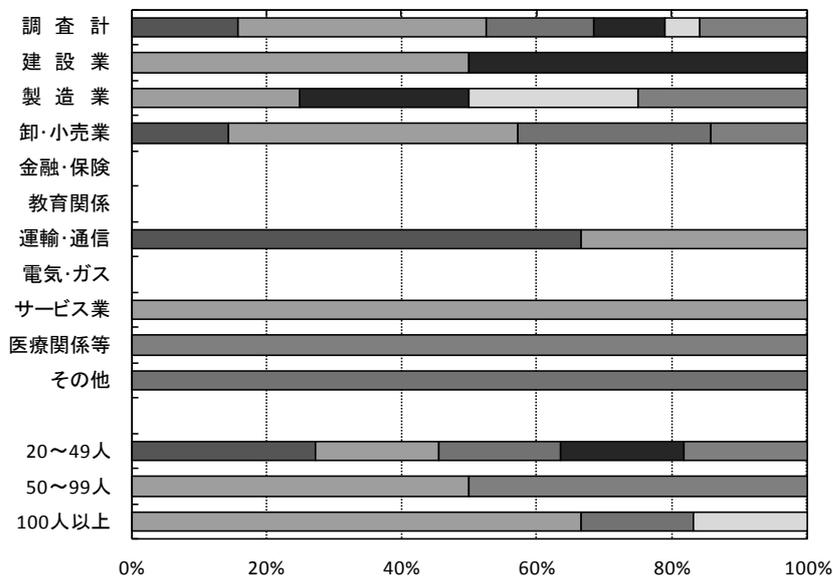
表40 昇給等での男女間の格差が生じる時期

下段：%

区分	格差のある事業所	入社後の男女間格差の生じる時期							
		入社から5年目まで	入社から6～10年目まで	入社から11～15年目まで	入社から16～20年目まで	管理職に昇進するとき	その他	わからない	無回答
調査計	19	3 15.8	7 36.8	3 15.8	0 0.0	2 10.5	1 5.3	3 15.8	0 0.0
建設業	2	-	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	-
製造業	4	-	1 25.0	-	-	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-
卸・小売業	7	1 14.3	3 42.9	2 28.6	-	-	-	1 14.3	-
金融・保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信	3	2 66.7	1 33.3	-	-	-	-	-	-
電気・ガス	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	1	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-
医療関係等	1	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-
その他	1	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-
20～49人	11	3 27.3	2 18.2	2 18.2	-	2 18.2	-	2 18.2	-
50～99人	2	-	1 50.0	-	-	-	-	1 50.0	-
100人以上	6	-	4 66.7	1 16.7	-	-	1 16.7	-	-
24年調査計	14	1 7.1	4 28.6	2 14.3	1 7.1	2 14.3	-	2 14.3	2 14.3
23年調査計	23	1 4.3	5 21.7	2 8.7	1 4.3	3 13.0	4 17.4	6 26.1	1 4.3

昇給等での男女間の格差が生じる時期

入社から5年目まで
 入社から6～10年目まで
 入社から11～15年目まで
 入社から16～20年目まで
 管理職に昇進するとき
 その他
 わからない
 無回答



3) 管理職人数

全体的に男性の方が女性より早く昇進している

管理職人数を男女別にみた女性の場合は、全体では17.7%にとどまっている。これを年齢別にみても「50～59歳」で、「課長」「部長」の割合が高く、「係長」は「40～49歳」が最も多くなっている。

また、同年代で男女別の管理職役員を比較してみると、女性は30歳未満で早めに管理職に就く傾向が表れ、男性は40歳代で管理職の比率が高まり、50歳代では「部長」の比率が高まる。

男女別に管理職となった性別人数に対する、年代別、職位別の関係を見てみると、女性は早い年代に係長又は課長に就く者が現れるものの、40代以降は課長以上に昇進するのは男性であり、女性は30代～40代で足踏み状況が続くこととなる。

表41 管理職人数

下段：%

区分	総数			30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	4,512	3,712	800	90	31	728	163	1,313	238	1,387	301	194	67
	100.0	82.3	17.7	74.4	25.6	81.7	18.3	84.7	15.3	82.2	17.8	74.3	25.7
	100.0	-	-	2.0	0.7	16.1	3.6	29.1	5.3	30.7	6.7	4.3	1.5
部長	927	761	166	2	-	22	21	151	60	461	55	125	30
	100.0	82.1	17.9	2.0	-	51.2	48.8	71.6	28.4	89.3	10.7	80.6	19.4
	100.0	-	-	0.2	-	2.4	2.3	16.3	6.5	49.7	5.9	13.5	3.2
課長	1,667	1,458	209	14	1	228	19	587	60	582	111	47	18
	100.0	87.5	12.5	93.3	6.7	92.3	7.7	90.7	9.3	84.0	16.0	72.3	27.7
	100.0	-	-	0.8	0.1	13.7	1.1	35.2	3.6	34.9	6.7	2.8	1.1
係長	1,918	1,493	425	74	30	478	123	575	118	344	135	22	19
	100.0	77.8	22.2	71.2	28.8	79.5	20.5	83.0	17.0	71.8	28.2	53.7	46.3
	100.0	-	-	3.9	1.6	24.9	6.4	30.0	6.2	17.9	7.0	1.1	1.0
建設業	353	328	25	1	-	71	1	89	8	136	14	31	2
	100.0	92.9	7.1	100.0	-	98.6	1.4	91.8	8.2	90.7	9.3	93.9	6.1
製造業	1,275	1,200	75	11	1	180	9	500	38	475	23	34	4
	100.0	94.1	5.9	91.7	8.3	95.2	4.8	92.9	7.1	95.4	4.6	89.5	10.5
卸・小売業	898	770	128	54	16	255	39	245	31	197	38	19	4
	100.0	85.7	14.3	77.1	22.9	86.7	13.3	88.8	11.2	83.8	16.2	82.6	17.4
金融・保険	195	178	17	-	-	21	3	53	7	97	7	7	-
	100.0	91.3	8.7	-	-	87.5	12.5	88.3	11.7	93.3	6.7	100.0	-
教育関係	18	6	12	-	-	-	1	1	2	4	4	1	5
	100.0	33.3	66.7	-	-	-	100.0	33.3	66.7	50.0	50.0	16.7	83.3
運輸・通信	194	144	50	-	-	12	-	64	26	49	18	19	6
	100.0	74.2	25.8	-	-	100.0	-	71.1	28.9	73.1	26.9	76.0	24.0
電気・ガス	134	132	2	-	-	5	-	65	1	59	1	3	-
	100.0	98.5	1.5	-	-	100.0	-	98.5	1.5	98.3	1.7	100.0	-
サービス業	592	505	87	12	4	98	22	177	28	191	25	27	8
	100.0	85.3	14.7	75.0	25.0	81.7	18.3	86.3	13.7	88.4	11.6	77.1	22.9
医療関係等	606	254	352	6	10	67	73	68	78	69	155	44	36
	100.0	41.9	58.1	37.5	62.5	47.9	52.1	46.6	53.4	30.8	69.2	55.0	45.0
その他	247	195	52	6	-	19	15	51	19	110	16	9	2
	100.0	78.9	21.1	100.0	-	55.9	44.1	72.9	27.1	87.3	12.7	81.8	18.2
20～49人	1,073	875	198	17	5	186	34	300	73	290	67	82	19
	100.0	81.5	18.5	77.3	22.7	84.5	15.5	80.4	19.6	81.2	18.8	81.2	18.8
50～99人	836	691	145	15	3	122	37	252	51	258	40	44	14
	100.0	82.7	17.3	83.3	16.7	76.7	23.3	83.2	16.8	86.6	13.4	75.9	24.1
100人以上	2,603	2,146	457	58	23	420	92	761	114	839	194	68	34
	100.0	82.4	17.6	71.6	28.4	82.0	18.0	87.0	13.0	81.2	18.8	66.7	33.3
24年調査計	4,992	4,236	756	46	29	832	173	1,535	232	1,631	277	192	45
	100.0	84.9	15.1	61.3	38.7	82.8	17.2	86.9	13.1	85.5	14.5	81.0	19.0
	100.0	-	-	0.9	0.6	16.7	3.5	30.7	4.6	32.7	5.5	3.8	0.9
23年調査計	5,026	4,204	822	75	48	807	160	1,495	249	1,597	307	230	58
	100.0	83.6	16.4	61.0	39.0	83.5	16.5	85.7	14.3	83.9	16.1	79.9	20.1
	100.0	-	-	1.5	1.0	16.1	3.2	29.7	5.0	31.8	6.1	4.6	1.2

4) 女性活用の問題点

「家庭責任を考慮する必要がある」が42.3%、「特になし」が32.2%

女性活用の問題点としては、「家庭責任を考慮する必要がある」が42.3%で最も多く、次いで「特になし」が32.2%、「時間外労働をさせにくい」と「勤務年数が平均的に短い」が24.2%となっている。

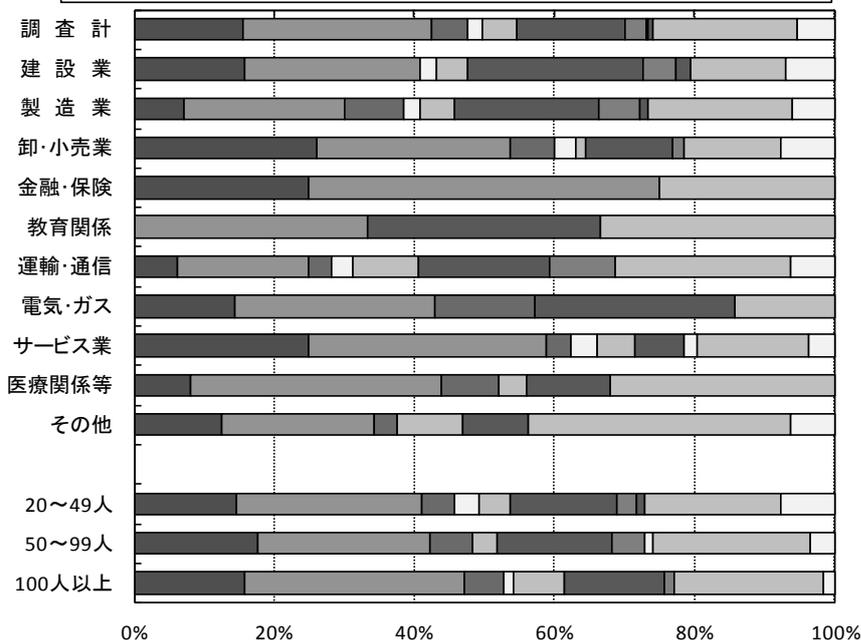
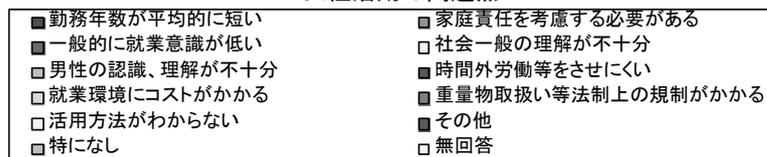
これを労働者規模別にみると、「家庭責任を考慮する必要がある」を問題点として、100人以上規模は平均より高い割合でとらえており、産業別にみると、金融・保険やサービス業が高い割合で問題点としてとらえている。

表42 女性活用の問題点

下段：%

区分	事業所総数	勤務年数が平均的に短い	家庭責任を考慮する必要がある	一般的に就業意識が低い	社会一般の理解が不十分	男性の認識、理解が不十分	時間外労働等をさせにくい	就業環境にコストがかかる	重量物取扱い等法制上の規制がかかる	活用方法がわからない	その他	特になし	無回答
調査計	227	24.2	42.3	7.9	3.5	7.5	24.2	0.0	4.8	0.4	0.9	32.2	8.4
建設業	27	25.9	40.7	-	3.7	7.4	40.7	-	7.4	-	3.7	22.2	11.1
製造業	52	11.5	36.5	13.5	3.8	7.7	32.7	-	9.6	-	1.9	32.7	9.6
卸・小売業	41	41.5	43.9	9.8	4.9	2.4	19.5	-	2.4	-	-	22.0	12.2
金融・保険	7	28.6	57.1	-	-	-	-	-	-	-	-	28.6	-
教育関係	2	-	50.0	-	-	-	50.0	-	-	-	-	50.0	-
運輸・通信	17	11.8	35.3	5.9	5.9	17.6	35.3	-	17.6	-	-	47.1	11.8
電気・ガス	4	25.0	50.0	25.0	-	-	50.0	-	-	-	-	25.0	-
サービス業	35	40.0	54.3	5.7	5.7	8.6	11.4	-	-	2.9	-	25.7	5.7
医療関係等	19	10.5	47.4	10.5	-	5.3	15.8	-	-	-	-	42.1	-
その他	23	17.4	30.4	4.3	-	13.0	13.0	-	-	-	-	52.2	8.7
20～49人	126	23.0	42.1	7.1	5.6	7.1	23.8	-	4.8	-	1.6	31.0	11.9
50～99人	55	27.3	38.2	9.1	-	5.5	25.5	-	7.3	1.8	-	34.5	5.5
100人以上	46	23.9	47.8	8.7	2.2	10.9	21.7	-	2.2	-	-	32.6	2.2
24年調査計	237	19.0	40.9	8.4	3.4	6.8	23.2	0.4	7.2	1.3	-	33.3	9.3
23年調査計	268	18.7	38.4	6.7	5.6	6.0	22.4	1.9	8.6	0.4	1.5	38.4	7.5

女性活用の問題点



5) 教育研修実施状況

「全体」の実施率は、男性 62.6%、女性 37.4%

「管理職」は男女合わせて 21.8%、「一般」は男女合わせて 78.2%

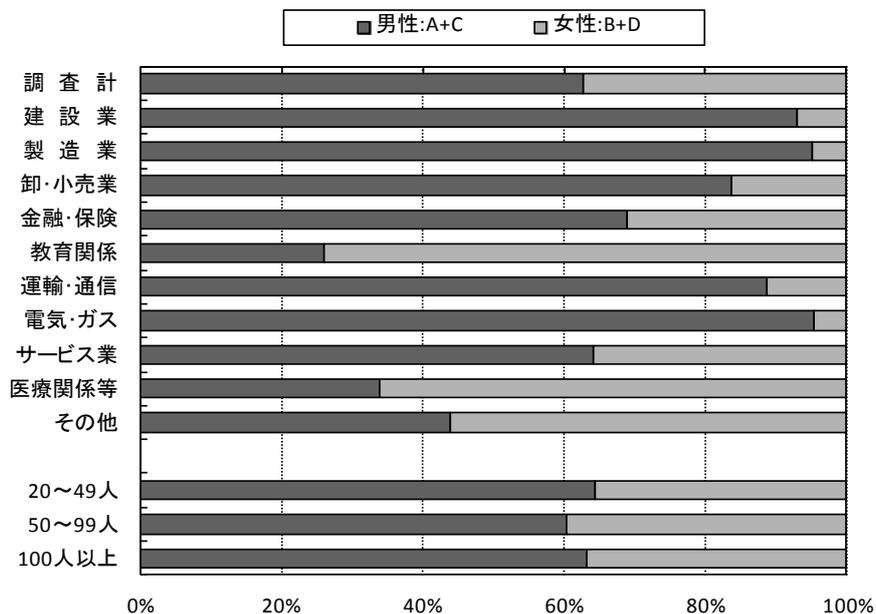
教育研修の実施率は、「全体」で男性 62.6%、女性 37.4%と男性の割合が高い。内訳としては、「管理職」が男女合わせて 21.8%、「一般」が男女合わせて 78.2%で、ともに男性の割合が女性を上回っている。また、「一般」における労働者規模別では 100 人以上で、産業別では製造業の実施率が最も高くなっている。

表43 教育研修実施状況

下段：%

区 分	総 数			管 理 職			一 般		
	合計:G	男性:A+C (A+C)/G	女性:B+D (B+D)/G	計:E E/G	男性:A A/E	女性:B B/E	計:F F/G	男性:C C/F	女性:D D/F
調 査 計	11,271	7,058 62.6	4,213 37.4	2,461 21.8	1,761 71.6	700 28.4	8,810 78.2	5,297 60.1	3,513 39.9
建 設 業	386	359 93.0	27 7.0	146 37.8	141 96.6	5 3.4	240 62.2	218 90.8	22 9.2
製 造 業	3,120	2,969 95.2	151 4.8	386 12.4	360 93.3	26 6.7	2,734 87.6	2,609 95.4	125 4.6
卸・小売業	1,092	913 83.6	179 16.4	347 31.8	340 98.0	7 2.0	745 68.2	573 76.9	172 23.1
金融・保険	332	229 69.0	103 31.0	82 24.7	78 95.1	4 4.9	250 75.3	151 60.4	99 39.6
教育関係	73	19 26.0	54 74.0	36 49.3	7 19.4	29 80.6	37 50.7	12 32.4	25 67.6
運輸・通信	134	119 88.8	15 11.2	36 26.9	33 91.7	3 8.3	98 73.1	86 87.8	12 12.2
電気・ガス	108	103 95.4	5 4.6	11 10.2	11 100.0	-	97 89.8	92 94.8	5 5.2
サービス業	611	392 64.2	219 35.8	164 26.8	144 87.8	20 12.2	447 73.2	248 55.5	199 44.5
医療関係等	4,228	1,435 33.9	2,793 66.1	971 23.0	463 47.7	508 52.3	3,257 77.0	972 29.8	2,285 70.2
その他	1,187	520 43.8	667 56.2	282 23.8	184 65.2	98 34.8	905 76.2	336 37.1	569 62.9
20~49人	1,163	750 64.5	413 35.5	402 34.6	308 76.6	94 23.4	761 65.4	442 58.1	319 41.9
50~99人	2,854	1,721 60.3	1,133 39.7	832 29.2	563 67.7	269 32.3	2,022 70.8	1,158 57.3	864 42.7
100人以上	7,254	4,587 63.2	2,667 36.8	1,227 16.9	890 72.5	337 27.5	6,027 83.1	3,697 61.3	2,330 38.7
24年調査計	7,667	4,623 60.3	3,044 39.7	1,866 24.3	1,479 79.3	387 20.7	5,801 75.7	3,144 54.2	2,657 45.8
23年調査計	12,437	7,003 56.3	5,434 43.7	2,515 20.2	1,724 68.5	791 31.5	9,922 79.8	5,279 53.2	4,643 46.8

教育研修実施状況(総数:男女比率)



2. 育児等による退職者の再雇用制度

再雇用制度のある事業所の割合は30.0%、制度の利用人数は135人

再雇用制度がある事業所の割合は30.0%であり、制度の利用人数は135人で、その内訳は常用が大半を占め120人、パートタイマーが14人、臨時が1人となっている。

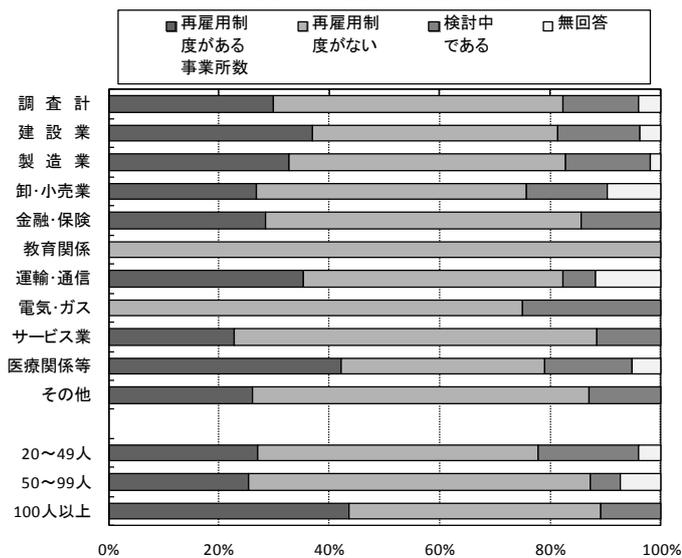
労働者規模別にみると、再雇用制度がある事業所の割合は100人以上が最も多く、50～99人で少ない。また、産業別では、医療関係等の割合が相対的に高くなっている。

表44 育児等による退職者の再雇用制度

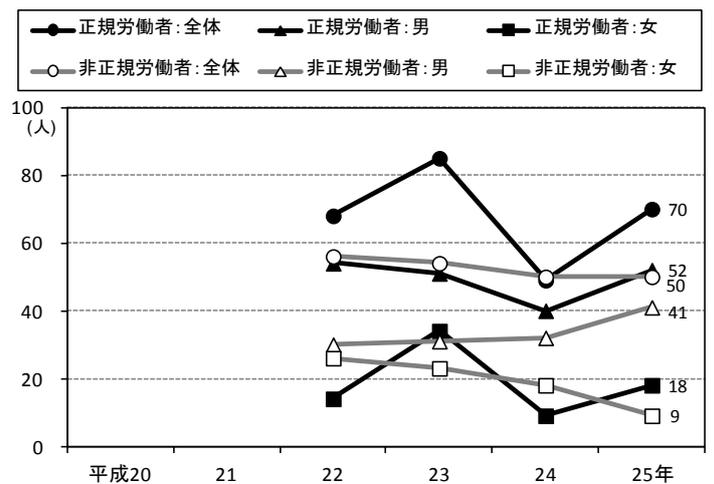
下段：% 斜体数値は常用労働者内の比率：%

区分	事業所総数	再雇用制度がある事業所数	再雇用制度の利用人数											再雇用制度がない	検討中である	無回答
			総数	常用		正規		非正規		臨時		パートタイマー				
				男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
調査計	227	68 30.0	135	93 68.9	27 20.0	52 43.3	18 15.0	41 34.2	9 7.5	1 0.7	0 0.0	3 2.2	11 8.1	119 52.4	31 13.7	9 4.0
建設業	27	10 37.0	3	3 100.0	-	- 100.0	-	-	-	-	-	-	-	12 44.4	4 14.8	1 3.7
製造業	52	17 32.7	33	20 60.6	12 36.4	14 43.8	11 34.4	6 18.8	1 3.1	-	-	1 3.0	-	26 50.0	8 15.4	1 1.9
卸・小売業	41	11 26.8	27	20 74.1	6 22.2	3 11.5	2 7.7	17 65.4	4 15.4	-	-	-	1 3.7	20 48.8	6 14.6	4 9.8
金融・保険	7	2 28.6	2	2 100.0	-	-	-	2 100.0	-	-	-	-	-	4 57.1	1 14.3	-
教育関係	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 100.0	-	-
運輸・通信	17	6 35.3	34	32 94.1	2 5.9	21 61.8	2 5.9	11 32.4	-	-	-	-	-	8 47.1	1 5.9	2 11.8
電気・ガス	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 75.0	1 25.0	-
サービス業	35	8 22.9	15	10 66.7	1 6.7	7 63.6	1 9.1	3 27.3	-	-	-	-	4 26.7	23 65.7	4 11.4	-
医療関係等	19	8 42.1	10	2 20.0	4 40.0	2 33.3	2 33.3	- 33.3	2 33.3	1 10.0	-	-	3 30.0	7 36.8	3 15.8	1 5.3
その他	23	6 26.1	11	4 36.4	2 18.2	2 33.3	- 33.3	2 33.3	2 33.3	-	-	2 18.2	3 27.3	14 60.9	3 13.0	-
20～49人	126	34 27.0	49	34 69.4	8 16.3	23 54.8	6 14.3	11 26.2	2 4.8	-	-	3 6.1	4 8.2	64 50.8	23 18.3	5 4.0
50～99人	55	14 25.5	31	24 77.4	7 22.6	8 25.8	2 6.5	16 51.6	5 16.1	-	-	-	-	34 61.8	3 5.5	4 7.3
100人以上	46	20 43.5	55	35 63.6	12 21.8	21 44.7	10 21.3	14 29.8	2 4.3	1 1.8	-	-	7 12.7	21 45.7	5 10.9	-
24年調査計	237	57 24.1	115	72 62.6	27 23.5	40 40.4	9 9.7	32 32.3	18 18.2	-	1 0.9	5 4.3	10 8.7	139 58.6	29 12.2	12 5.1
23年調査計	268	66 24.6	174	85 48.9	58 33.3	51 35.7	34 23.8	31 21.7	23 16.1	1 0.6	-	10 5.7	20 11.5	155 57.8	38 14.2	9 3.4

育児等による退職者の再雇用制度



常用労働者における正規・非正規別再雇用制度利用者数の推移



3. 職場環境

セクシャル・ハラスメント防止の周知有り	79.3%
セクシャル・ハラスメント相談員有り	48.9%

「セクシャル・ハラスメントの防止周知をしている事業所」の割合は79.3%となっている。労働者規模別にみると、事業規模が大きいほど割合は高くなり、100人以上が95.7%で最も高い。産業別では回答数の少ない電気・ガスを除くと、金融・保険、医療関係等の割合が高くなっている。

セクシャル・ハラスメント相談窓口の設置状況としては、「相談員を置いている事業所」の割合は48.9%で、その内訳は「男性相談員のみ」が22.0%、「女性相談員のみ」が9.3%、「男女とも相談員がいる」が17.6%となっている。

また、「男性相談員のみ」の割合が多いのが、労働者規模別では50～99人規模、産業別では回答数の少ない電気・ガスを除くと、金融・保険であり、同様に「女性相談員のみ」は100人以上規模と医療関係等、「男女とも相談員がいる」は100人規模以上と卸・小売業が最も高くなっている。

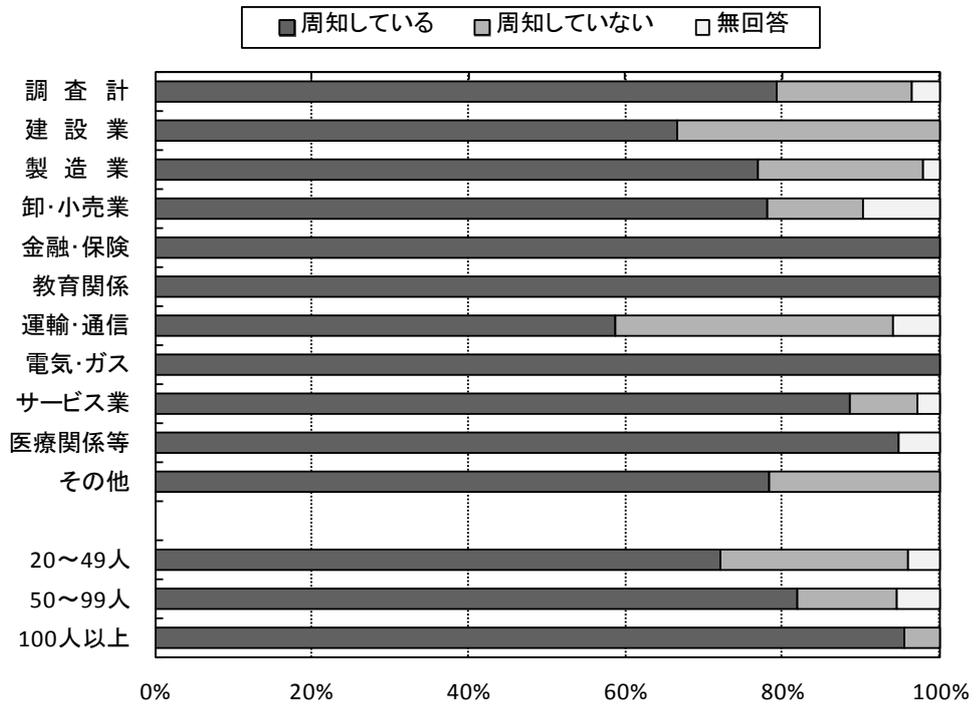
「相談員はいない」の割合が高いのは、労働者規模別では20～49人、産業別では建設業と運輸・通信が高くなっている。

表45 セクシャル・ハラスメントの防止

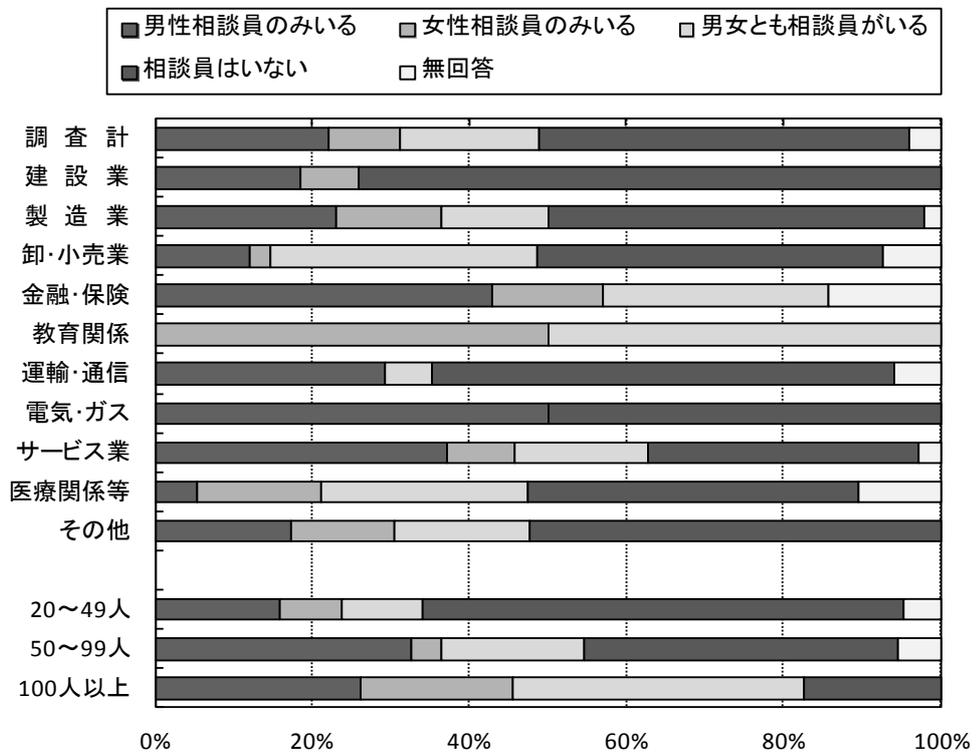
下段：%

区分	セクシャル・ハラスメントの防止周知の有無				セクシャル・ハラスメント相談窓口設置状況					
	事業所総数	周知している	周知していない	無回答	男性相談員のみいる	女性相談員のみいる	男女とも相談員がいる	相談件数	相談員はいない	無回答
調査計	227	180 79.3	39 17.2	8 3.5	50 22.0	21 9.3	40 17.6	13	107 47.1	9 4.0
建設業	27	18 66.7	9 33.3	-	5 18.5	2 7.4	-	-	20 74.1	-
製造業	52	40 76.9	11 21.2	1 1.9	12 23.1	7 13.5	7 13.5	2	25 48.1	1 1.9
卸・小売業	41	32 78.0	5 12.2	4 9.8	5 12.2	1 2.4	14 34.1	2	18 43.9	3 7.3
金融・保険	7	7 100.0	-	-	3 42.9	1 14.3	2 28.6	-	-	1 14.3
教育関係	2	2 100.0	-	-	-	1 50.0	1 50.0	-	-	-
運輸・通信	17	10 58.8	6 35.3	1 5.9	5 29.4	-	1 5.9	3	10 58.8	1 5.9
電気・ガス	4	4 100.0	-	-	2 50.0	-	-	-	2 50.0	-
サービス業	35	31 88.6	3 8.6	1 2.9	13 37.1	3 8.6	6 17.1	3	12 34.3	1 2.9
医療関係等	19	18 94.7	-	1 5.3	1 5.3	3 15.8	5 26.3	3	8 42.1	2 10.5
その他	23	18 78.3	5 21.7	-	4 17.4	3 13.0	4 17.4	-	12 52.2	-
20～49人	126	91 72.2	30 23.8	5 4.0	20 15.9	10 7.9	13 10.3	1	77 61.1	6 4.8
50～99人	55	45 81.8	7 12.7	3 5.5	18 32.7	2 3.6	10 18.2	4	22 40.0	3 5.5
100人以上	46	44 95.7	2 4.3	-	12 26.1	9 19.6	17 37.0	8	8 17.4	-
24年調査計	237	195 82.3	32 13.5	10 4.2	48 20.3	26 11.0	38 16.0	7	114 48.1	11 4.6
23年調査計	268	215 80.2	42 15.7	11 4.1	57 21.3	25 9.3	49 18.3	4	126 47.0	11 4.1

セクシャル・ハラスメントの防止周知



セクシャル・ハラスメント相談窓口設置状況



別 添 資 料

平成25年度 福島市労働条件等実態調査票

(平成25年5月31日現在)

福島市商工観光部 商業労政課 労政係
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
電話番号 024-525-3720

この調査票は、福島市内の**常用労働者数（I-2-(1)-C）が20人以上の事業所**における労働時間、年次有給休暇、賃金、退職金等の実態に関する労働条件、更には事業所における育児休業取得、男女共同参画等の実態を把握するために実施するものです。

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。

記入上の注意

- 特に断らない限り、**平成25年5月31日現在**で、**常用労働者についてご記入ください。**
- 太線で囲んだ部分が回答欄**です。数字で表示されている箇所は、該当する数字を○で囲み空白の箇所は、該当する事項又は数字を記入してください。
- 数字は算用数字で右づめて記入願います。**
- この調査でいう「制度」とは、労使協定、労働協約、就業規定等で明示されているものばかりでなく、**現在、慣行として行われているものを含みます。**なお、現在の慣行が就業規則等に明示されているものと異なっている場合は、**現在の慣行を「制度」とします。**
- 調査票は**平成25年9月24日（火）までに返送**してください。
- 常用労働者数が19人以下の場合は2ページまで**ご記入の上、ご返送ください。

事業所の名称	No. _____		
所在地			
記入者の氏名	所属部課名	TEL	— —
		FAX	— —

I 労働形態

1. 業種はどれですか。番号に○を付けてください。

1	建設業	2	製造業	3	卸・小売業	4	金融・保険	5	教育関係
6	運輸・通信業	7	電気・ガス・水道業	8	サービス業	9	医療関係等	10	その他

2. 労働者数

(1) 貴事業所の労働者数について記入してください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

区 分	男 性	女 性	計	総 合 計
常 用 労 働 者	A=①+④ 人	B=②+⑤ 人	C=③+⑥ 人	C+F+I+L 人
正 規 の 職 員 ・ 従 業 員	① 人	② 人	③=①+② 人	
上 記 以 外	④ 人	⑤ 人	⑥=④+⑤ 人	
臨 時 労 働 者	D 人	E 人	F 人	
パ ー ト タ イ マ ー	G 人	H 人	I 人	
派 遣 労 働 者	J 人	K 人	L 人	

(注)「**常用労働者**」とは、期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われる労働者。日々、又は1ヶ月以内の期間を限って雇われている労働者のうち、3・4月のそれぞれ18日以上雇われた労働者。

「**正規の職員・従業員**」とは、常用労働者のうち一般に「正社員・正職員」と呼ばれている労働者。

「**上記以外**」とは、常用労働者のうち正規の職員・従業員以外の労働者（「嘱託」、「契約社員」）。

「**臨時労働者**」とは、繁忙時に一時的に雇い入れられる労働者、あるいは季節の事業、その他短期の有期事業のために雇い入れられる労働者。

「**パートタイマー**」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い労働者、又は、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者。

「**総合計**」の欄には、常用労働者(C)、臨時労働者(F)、パートタイマー(I)、派遣労働者(L)の合計数を記入してください。

(2) 常用労働者（A・B・C）に関する職種別の内訳を記入ください。

区 分	男 性	女 性	計
事 務	人	人	人
販 売 ・ サ ー ビ ス	人	人	人
専 門 ・ 技 術	人	人	人
技 能 ・ 労 務	人	人	人
そ の 他	人	人	人
計	A 人	B 人	C 人

常用労働者
A・B・Cと一
致します

(注) 「事 務」とは、事務に従事する労働者をいいます。

「販売・サービス」とは、商品・証券等の売買・保険外交等に従事する労働者及び個人に対するサービスの仕事に従事する労働者をいいます。

「専門・技術」とは、専門知識を応用し、技術的な業務・研究等に従事する労働者をいいます。

「技能・労務」とは、原材料の加工、各種機械機具の組み立て、修理、印刷、製本、建設作業等に従事する労働者。又は、鉄道・自動車・通信電話交換等で運転・操作に従事する労働者及び車掌・電話交換手等に従事する労働者をいいます。

I-2-(1)常用労働者数
各アルファベット欄の
人数と一致します

(3) 年齢別構成を記入してください。

<男 性>

区 分	15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
常用労働者	人	人	人	人	人	A 人
正規の職員 ・従業員	人	人	人	人	人	① 人
上 記 以 外	人	人	人	人	人	④ 人
臨時労働者	人	人	人	人	人	D 人
パートタイマー	人	人	人	人	人	G 人
派遣労働者	人	人	人	人	人	J 人
合 計	人	人	人	人	人	人

<女 性>

区 分	15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
常用労働者	人	人	人	人	人	B 人
正規の職員 ・従業員	人	人	人	人	人	② 人
上 記 以 外	人	人	人	人	人	⑤ 人
臨時労働者	人	人	人	人	人	E 人
パートタイマー	人	人	人	人	人	H 人
派遣労働者	人	人	人	人	人	K 人
合 計	人	人	人	人	人	人

(4) 派遣労働者を受け入れている場合、受け入れている全ての業務を選んでください。

1	事務	2	販売・サービス	3	専門・技術	4	技能・労務	5	その他
---	----	---	---------	---	-------	---	-------	---	-----

(5) 業務請負会社を利用していますか。

1	利用している	2	利用していない
---	--------	---	---------



業務請負会社を「1 利用している」場合、どんな業務を利用していますか。
利用している業務全てを選んで下さい。

1	事務	2	販売・サービス	3	専門・技術	4	技能・労務	5	その他
---	----	---	---------	---	-------	---	-------	---	-----

(6) 常用労働者のうち障がい者、外国人について記入ください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

区 分	男 性	女 性	計
障 が い 者	人	人	人
外 国 人	人	人	人
計	人	人	人

3. パートタイマーの状況

(1) 正規職員と同じ仕事を行わせているパートタイマーはいますか。

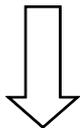
1	い る	2	い な い
---	-----	---	-------

(2) パートタイマーから正規の職員への転換制度等がありますか。

1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----

「2 ない」場合 →

1	検 討 し て い る
2	検 討 し て い な い



正規の職員への転換制度等が「1 ある」場合
制度の内容について記入してください。

4. 労働組合

労働組合はありますか。

1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----

II 労働時間

※常用労働者数（I-2-(1)-C）を対象に記入してください。

1. 所定労働時間

通常の1日あたりの所定労働時間（休息、残業時間は含みません）は何時間ですか。
また、年間労働日数は何日ですか。

1日あたり 時間 分 年間労働日数 日

（注）「**所定労働時間**」とは、労使協定、労働協約、就業規則等で定められた始業時刻から終業時間までの時間により、休憩時間を差し引いた労働時間（休息时间、残業時間は含みません）をいいます。

「**労働日数**」とは、労働すべきことになっている（年次有給休暇を含む）日数をいいます。

2. 所定外労働時間

(1) 平成24年6月から平成25年5月までの **1年間における一人平均**の所定外労働時間は何時間ですか。（30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて記入してください。）

区 分	年間の所定外労働時間
男性平均 = $\frac{\text{男性の所定外労働時間の合計 (X)}}{\text{常用労働者男性 (A) の人数}}$	時間
女性平均 = $\frac{\text{女性の所定外労働時間の合計 (Y)}}{\text{常用労働者女性 (B) の人数}}$	時間
全体平均 = $\frac{(X) + (Y)}{(A) + (B)}$	時間

（注）「**所定外労働時間**」とは、早出、残業、臨時の呼び出し休日出勤などの労働時間をいいます。

(2) 長時間労働者への医師による面接指導制度がありますか。

<input type="text"/> 1	あ	る	<input type="text"/> 2	な	い
------------------------	---	---	------------------------	---	---

3. 変形労働時間制

変形労働時間制を採用していますか。

<input type="text"/> 1	採	用	し	て	い	る	<input type="text"/> 2	採	用	し	て	い	な	い
------------------------	---	---	---	---	---	---	------------------------	---	---	---	---	---	---	---

4. みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用していますか。

<input type="text"/> 1	採	用	し	て	い	る	<input type="text"/> 2	採	用	し	て	い	な	い
------------------------	---	---	---	---	---	---	------------------------	---	---	---	---	---	---	---

5. ワークシェアリング

正規職員について、短時間勤務を導入するなど勤務の仕方を多様化し、女性や高齢者を始めとして、より多くの労働者に雇用機会を創出するワークシェアリング（多様就業型）を導入していますか。

<input type="text"/> 1	導	入	し	て	い	る	<input type="text"/> 2	導	入	し	て	い	な	い
------------------------	---	---	---	---	---	---	------------------------	---	---	---	---	---	---	---

Ⅲ 休暇制度

※常用労働者数（Ⅰ-2-(1)-C）を対象に記入してください。

1. 年次有給休暇

(1) 平成25年5月31日以前の最近の1年間の年次有給休暇の実績について、常用労働者一人あたりの平均日数を記入してください。

一人平均付与日数	一人平均繰越日数	一人平均取得日数
日	日	日

(注)「付与日数」とは、労働者が当該休暇年度に新たに利用できる年次有給休暇（繰越分除く）日数です。
 「繰越日数」とは、労働者が前年未使用分の年次有給休暇のうち、当該休暇年度に繰越できた日数です。（付与日数と繰越日数の合計が1年間に利用できる有給休暇の日数になります。）
 「取得日数」とは、労働者が当該休暇年度内に実際に利用（消化）した日数です。
 日数は、小数点以下を切り上げて整数で記入してください。

(2) 年次有給休暇の計画的付与制度がありますか。

1	あ	る	2	な	い
---	---	---	---	---	---

2. その他休暇制度

どのような休暇制度を設けていますか。
 右の中からいくつでも選んでください。

制度がある場合、最高何日か記入してください。
有給である場合、“アイウエ”にも○をつけてください。

1	リフレッシュ休暇	日	ア
2	ボランティア休暇	日	イ
3	研修のための休暇	日	ウ
4	その他の休暇 ()	日	エ
5	ない		

Ⅳ 休業制度等

※常用労働者数（Ⅰ-2-(1)-C）、正規の職員・従業員数（Ⅰ-2-(1)-③）、非正規労働者数（Ⅰ-2-(1)-O）を対象に記入してください。

1. 育児休業制度

常用労働者の、育児休業制度について、該当するものに○をつけてください。**該当する場合、「正規の職員・従業員」及び「非正規労働者」についても○をつけてください。**

① 育児休業制度を就業規則または労働協約上に定めていますか。※あてはまるものすべてに○をつけてください。

1	常	用	労	働	者	2	正	規	の	職	員	・	従	業	員	3	非	正	規	労	働	者	4	定	め	て	い	な	い
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注)「育児休業制度」とは、乳幼児を有する労働者が、育児のために自らの希望により職場での身分や地位を失わないで一定期間休業し、育児に専念した後、復職することを内容とする措置をいい、このことを定めた育児休業法（現育児・介護休業法）は平成7年4月1日から全事業所に適用されています。

② 育児休業制度を就業規則または労働協約上に定めている場合、育児休業制度の期間はどのくらいですか。

③ 育児休業制度を就業規則または労働協約上に定めている場合、育児休業中の賃金はどのように取り決められていますか。

※②、③についてあてはまるものすべてに○をつけてください。

	常用労働者	正規の職員・従業員	非正規労働者			
②	1	子が満1歳未満	1	子が満1歳未満	1	子が満1歳未満
	2	子が1歳6ヶ月に達するまで	2	子が1歳6ヶ月に達するまで	2	子が1歳6ヶ月に達するまで
	3	子が満2歳に達するまで	3	子が満2歳に達するまで	3	子が満2歳に達するまで
	4	子が満2歳以上	4	子が満2歳以上	4	子が満2歳以上
③	1	全額支給	1	全額支給	1	全額支給
	2	一部支給	2	一部支給	2	一部支給
	3	無給	3	無給	3	無給

- (4) 常用労働者の育児休業制度利用者の状況について、記入してください。該当者がいる場合、「正規の職員・従業員」及び「非正規労働者」についても再掲をお願いいたします。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

		常用労働者	正規の職員・従業員	非正規労働者
① 平成24年6月1日から平成25年5月31日までの出産者数（男性の場合は配偶者が出産した者の数）を記入してください。				
男性の該当者数	(I-2-(1)-A)	人	(I-2-(1)-①)	人
女性の該当者数	(I-2-(1)-B)	人	(I-2-(1)-②)	人
② ①で該当した者のうち、平成25年5月31日までに育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出をしている者を含む）を記入してください。				
男性の取得者数		人	人	人
女性の取得者数		人	人	人
③ ②の開始者（申出者含む）の一人あたり平均取得日数（少数未満切り上げ）を記入してください。				
男性の平均取得日数		日	日	日
女性の平均取得日数		日	日	日
④ ②の開始者（申出者含む）の取得日数の内訳を記入してください。				
3ヶ月未満	男性	人	人	人
	女性	人	人	人
3ヶ月～ 6ヶ月未満	男性	人	人	人
	女性	人	人	人
6ヶ月～ 9ヶ月未満	男性	人	人	人
	女性	人	人	人
9ヶ月～ 12ヶ月未満	男性	人	人	人
	女性	人	人	人
12ヶ月～ 24ヶ月未満	男性	人	人	人
	女性	人	人	人
24ヶ月以上	男性	人	人	人
	女性	人	人	人

- (5) 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を作成し福島労働局に届けていますか。

1	届 け て い る	2	届 け て い な い
---	-----------	---	-------------

2. 育児短時間勤務制度等

(1) 育児短時間勤務制度等を、就業規則または労働協約上に定めていますか。定めている場合“アイウ”にも○をつけてください。また、定めている場合、「正規の職員・従業員」及び「非正規労働者」についても、再掲をお願いいたします。

(注)「**育児短時間勤務制度等**」とは、乳幼児を有する労働者が育児休業を取得することなく就業しながら子を養育することを容易にするための何らかの措置をいいます。

常用労働者		正規の職員・従業員		非正規労働者	
定めている (対象は)		定めている (対象は)		定めている (対象は)	
1	ア 3歳まで	1	ア 3歳まで	1	ア 3歳まで
	イ 小学生まで		イ 小学生まで		イ 小学生まで
	ウ その他 ()		ウ その他 ()		ウ その他 ()
2	定めていない	2	定めていない	2	定めていない

(2) 育児短時間勤務制度等を**定めている場合**、どのような制度がありますか。該当する番号全て○をつけてください。該当者がいる場合、「正規の職員・従業員」及び「非正規労働者」についても、再掲をお願いいたします。該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。また、平成24年6月1日から平成25年5月31日までに取得した人数を、男女別に記入してください。

(注)「**短時間勤務制度**」を利用した方については、平均短縮時間も記入してください。また、同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人と計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は1回として計上してください。

	定めている場合	常用労働者 (I-2-(1)-C)		正規の職員・従業員 (I-2-(1)-③)		非正規労働者 (I-2-(1)-O)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
1	短時間勤務制度	人	人	人	人	人	人
	(平均短縮時間)	分	分	分	分	分	分
2	フレックスタイム制度	人	人	人	人	人	人
3	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	人	人	人	人	人	人
4	所定外労働の免除	人	人	人	人	人	人
5	事業所内託児の使用	人	人	人	人	人	人
6	育児に要する経費の援助措置	人	人	人	人	人	人
7	その他 ()	人	人	人	人	人	人

3. 子の看護休暇制度

(1) 子の看護休暇制度を就業規則または労働協約上に定めていますか。

1	定めて	いる	2	定めて	いない
---	-----	----	---	-----	-----

(2) 子の看護休暇制度の期間はどのくらいですか。

1	5日未	満	2	5	日	3	6日	以上
---	-----	---	---	---	---	---	----	----

(3) 子の看護休暇中の賃金はどのように取り決められていますか。

1	全額	支給	2	一部	支給	3	無	給
---	----	----	---	----	----	---	---	---

4. 介護休業制度

(1) 介護休業制度を就業規則または労働協約上に定めていますか。

1	定めて	いる	2	定めて	いない
---	-----	----	---	-----	-----

(注)「**介護休業制度**」とは、従業員の家族、例えば高齢の父母等の介護のために、退職することなく連続休業が与えられる制度をいいます。

(2) 介護休業制度の期間はどのくらいですか。

1	9	3	日	2	6ヶ月未	満	3	6ヶ月	以上
---	---	---	---	---	------	---	---	-----	----

(3) 介護休業中の賃金はどのように取り決められていますか。

1	全額	支給	2	一部	支給	3	無	給
---	----	----	---	----	----	---	---	---

(注)社会保険料の本人負担分を会社が本人に代わって負担する場合は「一部支給」になります。

(4) 介護休業制度利用者の状況について記入してください。**該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。**

常用労働者（I-2-(1)-C）の介護休業制度利用者の状況

男性			人	女性			人
----	--	--	---	----	--	--	---

※平成24年6月1日から平成25年5月31日までに介護休業制度を利用した人数を記入してください。

V 定年制

※常用労働者数（I-2-(1)-C）を対象に記入してください。

1. 定年制

(1) 定年制はありますか。

1	あ	る	2	な	い
---	---	---	---	---	---

(2) **定年制がある場合**、その形態と年齢について記入してください。

1	一	律	定	年	制	2	職	種	別	定	年	制	3	その	他	()
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	-----

歳

※左記へ定年の際の年齢を記入してください。

(3) 定年制の特別扱いはありますか。

1	あ	る	2	な	い
---	---	---	---	---	---



定年後の特別扱いが「1 ある」場合、どんな制度を利用していますか。
利用している制度を選んでください。

1	再	雇	用	制	度	の	み	2	勤	務	延	長	制	度	の	み	3	両	者	の	併	用
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

VI 退職金

※常用労働者数（I-2-(1)-C）を対象に記入してください。

1. 正規の職員・従業員

(1) 退職金制度はありますか。

1	あ	る	2	な	い
---	---	---	---	---	---

(2) 退職金制度がある場合、その形態について記入してください。

1	退職一時金制度のみ	2	退職年金制度のみ	3	両者の併用
4	両者のどちらか一方または両者を労働者が選択する				

(3) 退職金の支払い準備形態について、該当する番号全てに○をつけてください。

1	中小企業退職金共済制度	2	特定退職金共済制度	3	事業保険、福祉厚生保険など
4	社内準備	5	調整年金（厚生年金基金）	6	適格年金
7	調整年金と適格年金の併用	8	その他（ ）		

(注) 「特定退職金共済制度」とは、商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、退職金共済事業を主たる目的とする公益法人などが、税務署長の承諾を受けて退職金共済事業を行うものをいいます。

「事業保険」とは、法人あるいは企業者が契約者となる保険で、内容は普通の個人が契約者となる養老保険と変わりませんが、従業員が10名以上、つまり契約が10本以上になると、それをひとまとめにして「事業保険」といいます。

「調整年金」とは、厚生労働大臣の許可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法という老齢年金基金制及び通算老齢年金の報酬比例部分を企業年金で代行する年金制度のことで厚生年金基金制ともいいます。

「適格年金」とは、事業主と信託銀行又は生命保険会社が退職労働者に対する退職年金の支給を目的とした信託契約又は生命保険契約を結び、国税庁長官の承認を得て税法上事業主の掛金を損金として取扱うことが認められている、いわゆる社外積立ての制度をいいます。

「その他」には、退職一時金を会社が預かって本人の選択した支払い方法で年金払いをする社内預金型のもの等が含まれます。

(4) 退職金制度がある場合、記入してください。

1	拠	出	制	2	無	拠	出	制
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注) 「拠出制」とは、労働者が掛金の全部または一部を負担することをいいます。

2. 非正規の職員・従業員

(1) 退職金制度はありますか。

1	あ	る	2	な	い
---	---	---	---	---	---

Ⅶ賃金制度

※常用労働者数（Ⅰ-2-(1)-C）を対象に記入してください。

1. 常用労働者の賃金

(1) 平成24年6月分の賃金、年数、年齢の総合計数について記入してください。

※一人あたりの平均ではなく総合計数となりますのでご注意ください。

＜事務・販売技術労働者＞ ※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

6月分の賃金支給対象となった常用労働者数		賃金支払いの状況			労働者の状況	
		所定内賃金	所定外賃金	現金給与総額	勤続年数	年齢
男性	人	千円	千円	千円	年	歳
女性	人	千円	千円	千円	年	歳

＜生産・労務労働者＞ ※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

6月分の賃金支給対象となった常用労働者数		賃金支払いの状況			労働者の状況	
		所定内賃金	所定外賃金	現金給与総額	勤続年数	年齢
男性	人	千円	千円	千円	年	歳
女性	人	千円	千円	千円	年	歳

(注)「所定内賃金」とは、就業規則や労使協定、労働協約等に定められた所定内の労働時間に対して支給される賃金（基本給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当等）をいいます。

「所定外賃金」とは、早出、残業、休日出勤など、所定外の労働時間に対して支給される賃金（時間外手当、休日勤務手当、超過勤務手当等）をいいます。

「現金給与総額」には、所定内賃金と所定外賃金の合計金額を記入してください。

「勤続年数」には、6月分の賃金支給対象となった常用労働者の合計勤続年数を記入してください。

「年齢」には、6月分の賃金支給対象となった常用労働者の合計年齢を記入してください。

(2) 平成24年6月から平成25年5月に常用労働者へ支払った賞与について記入してください。

※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

	回数	月数		回数	月数
男性	回	ヶ月分	女性	回	ヶ月分

(注)「回数」には、賞与支給対象となった常用労働者への支払い合計回数を記入してください。

夏季賞与と年末賞与の場合は2回となり、その他特別賞与があった場合はその分についてもカウントしてください。

「月数」には、賞与支給対象となった常用労働者への支払い合計月数を記入してください。

夏季賞与1.5ヶ月分と年末賞与1.5ヶ月分の場合は3ヶ月分と記入してください。

Ⅷ男女共同参画の状況

1. 女性の昇進・参画

(1) 大卒標準労働者が入社から昇給・昇格していく際に、男女間で差がありますか。

1	男性の方が早く昇給・昇格する者が多い	2	女性の方が早く昇給・昇格する者が多い	3	男女とも変わらない
4	把握していない	5	対象となる女性または男性労働者がいないので比較できない		

(注)「大卒標準労働者」とは、大学卒業後、直ちに企業へ入社し、同一企業に継続して勤務している労働者をいいます。

(2) 大卒標準労働者の**男女間で差がある場合**、入社何年目頃からですか。

1	入社してから5年目まで
2	入社してから6～10年目まで
3	入社してから11～15年目まで
4	入社してから16～20年目まで
5	管理職に昇進するとき
6	その他（右への記載願います）
7	わからない



「6 その他」の場合に具体的内容を記入してください。

(3) 平成25年5月末における**常用労働者のうち**、男女別、年齢別の管理職の人数について記入してください。**※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。**

	係長相当職		課長相当職		部長相当職	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
30歳未満	人	人	人	人	人	人
30～39歳	人	人	人	人	人	人
40～49歳	人	人	人	人	人	人
50～59歳	人	人	人	人	人	人
60歳以上	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人

(注)「**管理職**」とは、事業所の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。

部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、貴事業所の実態により、どの役職に該当するか適宜判断して下さい。

(4) 女性の活用にあたっての問題点と考えられるものをお選びください。

※該当する番号全てに○をつけてください。

1	女性の勤続年数が平均的に短い	2	家庭責任を考慮する必要がある
3	一般的に女性は就業意識が低い	4	顧客や取引先を含め会社の一般の理解が不十分である
5	中間管理職の男性や同僚の男性の認識、理解が不十分である	6	時間外労働、深夜業をさせにくい
7	女性のための就業環境の整備にコストがかかる	8	重量物の取り扱いや危険有害業務について、法制上の制約がある
9	女性の活用方法がわからない	10	その他 ()
11	特になし		

(5) 平成24年6月から平成25年5月における職務能力向上のための教育研修の参加延人数を、男女別及び職階別にご記入ください。 **※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。**

	管理職	一般		管理職	一般
男性	人	人	女性	人	人

2. 仕事と育児の両立支援

(1) 結婚、出産、育児等による退職者に対して、再雇用制度がありますか。

1	あ	る	2	な	い	3	検	討	中	で	あ	る
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注)再雇用制度が「1 ある」場合、2-(2)を記入してください。

それ以外の場合、「3.職場環境」を記入してください。

(2) **再雇用制度が「ある」場合**、平成24年6月から平成25年5月における利用人数を男女別・雇用形態別に記入してください。 **※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。**

区 分	男 性	女 性	計	総 合 計
常 用 労 働 者	M =①+④ 人	N =②+⑤ 人	O =③+⑥ 人	0+R+U 人
正規の職員・従業員	① 人	② 人	③ =①+② 人	
上 記 以 外	④ 人	⑤ 人	⑥ =④+⑤ 人	
臨 時 労 働 者	P 人	Q 人	R 人	
パ ー ト タ イ マ ー	S 人	T 人	U 人	

3. 職場環境

(1) 従業員に、セクシュアル・ハラスメントの防止を周知していますか。

1	周	知	し	て	い	る	2	周	知	し	て	い	な	い
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(2) 職場内にセクシャル・ハラスメント相談窓口を設置していますか。(複数回答可)

1	い	る	(男	性	相	談	員)	2	い	る	(女	性	相	談	員)	3	い	な	い
---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---

(3) **設置している場合**、平成24年6月から平成25年5月における相談件数を記入してください。

件

4. 職場の制度・慣行

女性のみに適用される職場制度や慣行がある場合、記入してください。

--

5. 自由解答欄

貴社におかれまして、男女共同参画についての取り組みがある場合、記入してください。

--

以上で記入いただく事項は終了となります。ご協力いただきありがとうございました。

労働条件等実態調査報告書

平成 25 年 11 月

編集・発行：〒960-8601

福島市五老内町 3 番 1 号

福島市商工観光部商業労政課労政係

TEL：024-535-1111（代表）

024-525-3720（直通）

